



令和6年 第6回定例会

会 議 録

(令和6年12月6日～12月20日)

枕 崎 市 議 会

令和 6 年
枕崎市議会第 6 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（12 月 6 日～12 月 20 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分		時 間	内 容
12 月 6 日（金）	本会議		前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 議案上程（日程第5号－第12号） 8 提案理由の説明、質疑 9 予算特別委員会の設置及び委員の選任 10 議案委員会付託 11 議案上程（日程第13号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 議案上程（日程第14号） 15 委員長報告（総務文教委員会） 16 質疑、討論、表決 17 報告（日程第15号） 18 散 会
12 月 7 日（土）	休 会			
12 月 8 日（日）	休 会			
12 月 9 日（月）	本会議		前 9：30	1 開 議 2 一般質問（5 名） 3 散 会
12 月 10 日（火）	本会議		前 9：30	1 開 議 2 一般質問（3 名） 3 散 会
12 月 11 日（水）	休 会	委員会	前 9：30	1 総務文教委員会
12 月 12 日（木）	休 会	委員会	前 9：30	1 産業厚生委員会
12 月 13 日（金）	休 会	委員会	前 9：30	1 予算特別委員会
12 月 14 日（土）	休 会			
12 月 15 日（日）	休 会			

12月16日（月）	休 会			
12月17日（火）	休 会			
12月18日（水）	休 会	委員会	前 9：30	1 議会運営委員会
12月19日（木）	休 会			
12月20日（金）	本会議		前 9：30	1 開 議 2 議案上程（日程第1号－第3号） 3 委員長報告（総務文教委員会） 4 質疑、討論、表決 5 議案上程（日程第4号－第5号） 6 委員長報告（産業厚生委員会） 7 質疑、討論、表決 8 議案上程（日程第6号－第8号） 9 委員長報告（予算特別委員会） 10 質疑、討論、表決 11 議案上程（日程第9号） 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 議員派遣について 15 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和 6 年12月 6 日)

令和 6 年枕崎市議会第 6 回定例会

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 1 2 月 6 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5	5 6	令和 6 年度枕崎市一般会計補正予算（第 6 号）	予 特
6	5 7	令和 6 年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃
7	5 8	枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
8	5 9	枕崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	6 0	枕崎市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	産 厚
1 0	6 1	南薩地区衛生管理組合理約の変更について	〃
1 1	6 2	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について	総 文
1 2	6 3	専決処分の承認を求めることについて	予 特
1 3	6 4	教育委員会委員の任命について	
1 4	陳 7	三島村村営船枕崎港寄港に関する陳情	総 文
1 5	報 7	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 1 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 眞 茅 弘 美 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 竈 原 正 二 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 鮫 島 眞 一 税務課長
 上 園 秀 人 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 森 智 賀 健康課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 橋 口 和 洋 企画調整課参事
 木之下 浩 一 教育長
 日 高 佳 子 学校教育課主幹兼学校教育係長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長
 田 代 映美子 総務課行政係参事補

本 田 親 行 副市長
 日 渡 輝 明 企画調整課長
 松 田 勇 一 市民生活課長
 福 永 賢 一 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 平 塚 孝 三 健康課長
 川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
 今給黎 仁 水道課参事
 田 代 勝 義 監査委員事務局長
 天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 大工園 昭 則 建設課参事
 平 田 寿 一 総務課参事
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長
 星 崎 綾 乃 総務課行政係主任

午前9時30分 開会

○永野慶一郎議長 令和6年第6回定例会が本日招集されましたが、出席議員12人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、2番下竹芳郎議員、11番橋口洋一議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、御手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は御手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

監査委員から、9月、10月及び11月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに10月及び11月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

次に、令和6年第5回定例会以後の議長会等の報告につきましては、御手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 令和6年第6回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

9月に自民党の総裁に就任した石破茂新総裁が、10月1日に第102代内閣総理大臣に就任しました。その後、石破首相は10月9日に衆議院を解散し、10月27日投開票の日程で第50回衆議院議員総選挙が行われました。総選挙において、与党自民党、公明党の合計議席が過半数を割り込みましたが、11月11日召集の第215回特別国会で実施された内閣総理大臣指名選挙においては石破首相が再び指名され、第103代内閣総理大臣に就任しました。11月28日召集の臨時国会では、石破首相の所信表明演説とそれに対する代表質問が行われ、いわゆる103万円の壁などについて議論が行われています。また、来週からは総合経済対策を盛り込んだ補正予算の審議も予定されており、国の動向を注視してまいります。

それでは、さきの9月定例会以降の諸報告を申し上げます。

9月から10月にかけて、市内の中学校、小学校では体育大会、運動会が開催されました。今年は市内の8小中学校全てで、昼食を挟んで午後までの1日開催となりました。また、10月20日には5年ぶりに市民運動会が開催され、市内29の公民館が参加して17種目の競技を楽しみま

した。さらに11月には枕崎市総合文化祭や5年ごとに開催される郷土芸能大会が開催されるなど、秋の催しでにぎわいました。

J A南さつまとJ Aあわじ島の交流をきっかけにして、本市と兵庫県南あわじ市との物産展交流を行うこととなり、10月12日から2日間、南あわじ市で本市物産の販売を、11月10日からは本市お魚センターで南あわじ市の物産販売を行い、両市の行政間の交流が本格的にスタートしました。今回の交流開始をきっかけに、今後もお互いに交流を深めていくこととしています。

昨年に引き続き、11月に鹿児島市の城山ホテル鹿児島では枕崎フェアが開催され、ホテルの各レストランで枕崎の食材を利用したオリジナルメニューを提供していただきました。11月24日のいいふしの日には、枕崎水産加工業組合の協力で、城山ホテルにおいて鰹節パックの提供などを行い、枕崎鰹節のPRを行ったところです。

また、9月定例会でもお知らせいたしましたが、鹿児島市のよかど鹿児島での枕崎フェアや神戸市で開催されたかごしま関西ファンデーにおいても本市の特産品のPRに努めました。

最後に、私の母校である駒澤大学地方自治体首長会の全国9市の間で災害時相互応援協定を締結したことを御報告いたします。この協定は、災害が発生して当該自治体が被災した場合、それぞれの自治体が可能な範囲で支援活動をしようとするものです。御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で、行政報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告については、御承知おきます。

次に、日程第5号から第12号までの8件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算2件、条例3件、南薩地区衛生管理組合規約の変更について1件、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について1件、専決処分の承認を求めることについて1件、人事案件1件及び報告事項1件の計10件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く8件について、説明を申し上げます。

まず、議案第56号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,608万6,000円を追加し、予算総額を158億7,470万円にしようとするものです。

繰越明許費は、地域介護基盤整備事業を令和7年度に繰り越して使用するものです。

債務負担行為の補正は、令和7年度に実施する道路維持補修工事費及び市道整備事業について、今年度中に契約を行い、来年度早期に着工することにより、年間における公共事業の施工時期の平準化を図るため、債務負担行為として予算措置するものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか2事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、県の補助制度を活用して実施する、地域密着型施設等整備事業補助、地域介護基盤整備事業補助、保育士等研修費用助成事業補助、保育所等熱中症対策事業補助及び保育所等おむつ処分補助事業、地域猫活動推進事業基金に指定寄附金を積み立てる地域猫活動推進事業、中学校教師用指導書等購入、第4回枕崎国際芸術賞展の開催に係る指定寄附金や作品出展料を文化振興基金に積み立てる文化振興費などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第57号令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額は変更せず、歳入歳出予算の款項の区分の金額を変更しようとするものです。

補正の内容は、介護予防サービス給付費及び高額介護サービス等費の増並びに特定入所者介護サービス等費の減であります。

以上の財源として、国庫支出金の増及び県支出金の減で措置いたしました。

次に、議案第58号枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、母子保健、児童福祉及び子育て支援に関することを一体的に実施するため、新たに健康・こども課を設置し、並びに地域包括ケア、高齢者福祉及び介護保険に関することを一体的に実施するため、新たに長寿介護課を設置しようとするものです。

次の、議案第59号枕崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員定数について、現在の職員数を踏まえた人数に改める等の改正をしようとするものです。

次の、議案第60号枕崎市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども医療費助成制度について、医療機関等での窓口負担を必要としない現物給付による支給の対象となる子どもの範囲を拡充する等のため、所要の改正をしようとするものです。

次の、議案第61号南薩地区衛生管理組合規約の変更につきましては、南薩地区衛生管理組合の事務所の位置を変更することについて、構成団体と協議したいので、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

次の、議案第62号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更につきましては、大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

次の、議案第63号専決処分の承認を求めることにつきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に伴い、令和6年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。

御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○6番立石幸徳議員 私はただいま提案されました議案の中でですね、議案第60号枕崎市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について、この件について、基本的なことを本会議で質疑をいたします。

産業厚生委員会に後もって付託されるようになっておりますけれども、子育て支援に関わる非常に大事な議案ではないかと思しますので、総務文教委員会に所属する議員でございますけれども、質疑をさせていただきます。

まず、子ども医療費の現物給付、つまり18歳以下の子供が医療機関あるいは病院等に診察診療に行ったときに、医療費の自己負担分を支払いをせずに受診等を受けられるようになった。これは極めて長い間の課題であったわけですけど、今回このことが実現するに至った経緯、経過についてまずお尋ねをいたします。

○福永賢一福祉課長 本市の医療費助成制度については、鹿児島の制度を活用しながら一部本市独自制度により実施しているところです。県サイドにおける現物給付方式の導入に関しましては、経済的な理由から医療機関の受診を控え、症状が重篤化することを防止することを目的に、これまで住民税非課税世帯の高校生年代までの児童を対象としていましたが、県のほうで様々な方面からの要望を踏まえ、令和7年4月から住民税課税世帯の未就学児を現物給付方式にすると

いうことで、県の助成制度対象者を全て現物給付方式にする方針が示されたところです。

現物給付方式を導入することで、子供たちが必要な医療を受診することができ、もって児童福祉の向上につながると考えられることから、県の制度改正に合わせて、本市独自で実施している住民税課税世帯の小学生から高校生年代の子供についても現物給付方式を導入しようとするものになります。

○6番立石幸徳議員 ただいま説明があったように、県のほうの制度改正が大きな要因になっているわけなんですね。

これまでもいわゆる自動償還払いということで、医療費そのものは自己負担分、窓口で支払いをして、そして後日、数か月後に本人あるいは本人の保護者に市のほうから医療費分を口座振り込みをすると、非常に回りくどい対応していたのが、今回の鹿児島県の制度改正ですね、もう病院に行ったその時点で支払いをしなくてもいいようになってきた。これは、これまでも鹿児島県内43自治体の市長会あるいは町村長会でも強く要望してきていたわけなんです。

ただ、今回これまでのいわゆる償還払いと今度の現物給付、スキームといいましょうか、その支払い等によって若干流れが変わっていくんじゃないかと考えられます。これまでは市から保護者に口座振り込みをしてたわけですけども、そういったスキームの流れの変更といいましょうか、この部分はどういうふうになるんですか。

○福永賢一福祉課長 議員がおっしゃられるようにですね、自動償還方式では、対象となる子供が受診の際、医療機関で受給資格者証を提示し、医療費の一部負担金を支払うと、その情報が国保連合会を通じて本市に通知され、本市はその額を子供の保護者に支給していたところです。

現物給付方式になりますと、医療機関で受給資格者証を提示いたしますと、窓口で一部負担金は請求されないことになります。その医療データが医療機関から国保連合会や支払基金に提供されることで、国保連合会等から本市に医療費一部負担金が請求され、本市はこれを支払い、国保連合会等から各医療機関に一部負担金が支払われる流れに変わることになります。

○6番立石幸徳議員 最後の質疑になるんですけども、先ほどから鹿児島県のほうの制度改正が大きく関わっているということですね、本市の今度の条例改正は、いわゆる18歳以下の子供家庭の住民税非課税あるいは課税世帯に関係なく、本市条例は、18歳以下の子供には全て医療費を現物給付するとなっているんですが、私、手元に鹿児島県のこの件の補助金の交付要綱、これを参照しますと、鹿児島県も子ども医療費の補助をしているわけですが、その県のほうの対象者は、非課税家庭と、医療費3,000円以上の分について、鹿児島県と枕崎市のほうで半分ずつ助成をしていくという制度なんですね。

そうしますと、本市はもう課税・非課税関係なくこれから給付をしていくわけですが、県のほうが非課税家庭のみを対象にしている。ここらについて、なぜ市町村あるいは枕崎市と県のほうで足並みをそろえることができなかったのか。今後の方向性として、この分の県も課税・非課税関係なく取り組むような要望なり、そういった動きがあるのかですね、最後に聞いておきたいと思います。

○福永賢一福祉課長 本市の子ども医療制度は、長い期間をかけて制度改正を重ねて、県内でも手厚い制度になってきたと考えておりますが、これは他市町村も同様の努力を重ねてきていることと思います。

しかし、議員がおっしゃるように、県の課税世帯の補助制度の内容は未就学児のみの1か月3,000円を超える医療費を対象としており、これは以前からずっと変わっていない、市町村の制度がかなり改正が進んできたにもかかわらず、この状況については県のほうは進んでいない状況だと把握しております。今回の窓口無償化となっても、そこは変わらないという説明を受けているところです。

したがって、この間、市の独自負担も増加してきている状況となっております。

これらを踏まえてですね、引き続き県に対して、県の市長会等を通じて補助対象の年齢の拡大等を引き続き要望していきたいというふうに考えているところです。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって、質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第13号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第64号教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員市田芳一氏は、令和6年12月17日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第13号教育委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○永野慶一郎議長 ただいまの表決権を有する議員数は11人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

〔書記投票用紙配付〕

○永野慶一郎議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○永野慶一郎議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○永野慶一郎議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○永野慶一郎議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、9番禰占通男議員、10番平田るり子議員、11番橋口洋一議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立会をお願いいたします。

[開票]

○永野慶一郎議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成9票、反対2票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第64号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第14号を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[上迫正幸総務文教委員長 登壇]

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第14号三島村村営船枕崎港寄港に関する陳情について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ報告いたします。

本陳情は、枕崎市中央町在住の方から提出されたもので、9月定例会で本委員会に付託されましたが、9月11日の審査においては、陳情の願意を酌み取り採択すべきとの意見がある一方で、5年前に同趣旨の陳情を受け調査を行ってから月日が経過しており、一番の課題である港を利用している事業者の意向に加え、鹿児島県や三島村の意向等を再確認した上で、調査、研究を行う必要があるとのことから継続審査を行うべきとの意見があり、採決の結果、賛成者多数で継続審査となっていたものです。

11月12日に行われた審査においては、フェリーみしまが枕崎漁港へ寄港するとなったときの課題等について、当局に説明を求めるとともに委員が行った調査結果等を確認しながら慎重に審査を行いましたので、論点を整理して申し上げます。

まず、委員から、枕崎漁港の外港東側にある特定目的用の岸壁の利用について当局へ確認したところ、令和3年度は203件、延べ日数で344隻、令和4年度は244件、延べ日数で412隻、令和5年度は247件、延べ日数で374隻の停泊があり、貨物鉦石船や砂利船といった事業者のほか、薩摩青雲丸などの官公庁の船が利用しているとのことでありました。

岸壁の長さは260メートルあることから、フェリーみしまと他の船舶2隻との同時接岸係留も可能であるが、全漁連タンクの跡地については海岸高潮事業の離岸堤整備に係る波消しブロックの製作ヤードとして令和8年度まで使用する計画であり、その北側は野積場として4事業者が約8,000平方メートルを譲り合って利用しているとのことでありました。

また、フェリーが就航するとなると、旅客の乗降時等に安全かつ円滑に利用できるような事業者間との十分な調整が必要となるほか、馬毛島の工事が令和9年度から令和12年度まで延長と

なった関係もあり、特定目的用岸壁に鉱石船等が着岸し、鉱石等の運搬などで現在非常に利用頻度が増えており、時間をかけて慎重に調整していく必要があるとのことでした。

次に、委員から、定期航路を就航させるとなった場合の港の利用についての調整はどこが行うのか当局へ確認したところ、県交通政策課、三島村、本市を含めて、組織等を立ち上げた中での調整が必要になってくるのではないかとのことでした。

次に、委員から、本市からの財政負担はないという陳情の内容に関して、港の整備も全額補助で賄えるのか当局へ確認したところ、県としては、基本的には国の判断に基づいた形で補助を行い、九州運輸局としては、国庫補助金等の取扱いについて、運航事業者が航路をどのようにしたいのか考えが示されていない段階で本市と話をすることはできないとのことであり、本市では確認ができないとのことでした。

漁港の整備については県管理であるため、県商工労働水産部漁港漁場課、水産振興課、総合政策部交通政策課との調整や旅客船受入れのターミナルの整備、陸上の安全確保が必要となることに加え、周辺道路の整備、二次交通や安全確保など、インフラ整備の必要性もあり、それらの財源は、基本的には市の持出しで整備していくことになるとのことでした。

次に、以前は三島村から積極的に就航させてほしいとの声があったが直近5年間は何も接触がなかったことについて、実際に三島村へ確認を行った委員から、以前は三島村新交通ネットワーク協議会があり、その中で再三検討を行ったが業者との調整がつかず、本市からも、業者の意向もあるため枕崎就航は今のところ難しくできないとの回答であったということで、ネットワーク協議会自体もなくなった。本市の受入れができない限りは事が成り立たない話であるので、本市で声を上げることにより、次の段階として三島村での声が上がってくるのではないかという説明がありました。

ここで、本委員会としましては、これまでの審査の経過を踏まえて、フェリーみしまの枕崎漁港寄港に対する市長の意向を確認したいとの委員からの発言を受け、市長の出席を要求いたしました。

市長出席後の委員会においては、市長から、現在の特定目的岸壁の利用状況を考えたとき、最優先課題は令和8年度まで予定されている離岸堤工事を早急に終わらせることである。特定第3種漁港として活用されている枕崎漁港であるが、将来は港湾的機能を持たせ、港としての活用を広げていくことは重要と考えており、その中で観光も含めた旅客も検討していくことは有意義なことだと思っておりフェリーみしまの再開にネガティブな気持ちを持っているわけではない。再開するときは、私の意思決定と責任においてやることになるが、今の状況、使われ方の中で、今、何かを意思決定し、実務に入るという段階ではない。私が意思決定をするタイミングが今ではないという意向が確認されました。

以上の審査を踏まえて、委員から、漁港東側の特定目的岸壁の一部は離岸堤工事の作業場であり、旅客船就航の安全確保ができない状況であるため、工事完成まで待ったほうがいいといった意見や、本市、三島村、事業者、国や県が参加する協議会で話し合いをすることが先決ではないかといった意見がありました。

さらに、委員から、港を利用している各事業者の意向を確認する中で、荷役作業中に一般の方が同じ港で旅客船に乗降するため、安全面をしっかりと確保してほしいという各社からの共通した要望や、入港スケジュールが不規則となっている現状でのフェリーの入港は厳しいとの認識が示され、不採択とすべきとの意見がありました。

これに対し、委員から、現時点では、離岸堤工事の作業場となっており、受入れを行う環境が整っていないことについて、本市は15年以上もフェリーみしまの寄港を課題として挙げているが、本陳情を採択することで、市長や当局を後押しし、議会と行政が一体となって取り組むことで本件もいい形で進むはずであるという考えが示されました。

さらに、委員から、フェリーみしまを建造するために国や県に提出された補助金交付申請書には鹿児島、三島、枕崎が航路として設定されており、運賃表にも枕崎までの料金が設定されていることから、国も認めているところで、市長の意向は、就航したいという市民からの願意に対して、否定的ではないとかがえること。現在、事業者との調整という点が一番の課題であると考えられるため、それをクリアする目的であれば、陳情の願意も生かされてくるのではないかとの意見が述べられました。

以上のように本件については、委員の意見は分かれたところですが、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○2番下竹芳郎議員 この陳情は、同じような趣旨で令和元年にも提出されて、岸壁の使用について、事業者との調整が困難等の理由で不採択になった経緯がありますが、三島村営船の枕崎港就航は市民の長年の願いでもありますけれど、岸壁の使用についての審査は、委員長報告でもあったとおり、各方面から行って、調整は必要ということですが、もちろん安全を確保することも大事です。

この陳情書の裏面のこの1行目・2行目に書かれてあります、現在、多目的岸壁を使用している企業は、お互いに譲り合って航路確保に前向きな返答を得て、共存共栄の道が開かれようとしているというくだりがありますが、この部分についてはどのような審査を行っているのでしょうか。

○上迫正幸総務文教委員長 この陳情書の裏側の現在、多目的岸壁を使用している企業は、お互いに譲り合って航路確保に前向きな返答も得て、共存共栄の道が開かれるようとしているとの部分についての審議はなされたとかの質疑ですが、この部分については、9月11日の委員会で委員から、今、当局等々から話がある中では、このような感じではないのではないかと考えるとの意見が出ましたが、委員の中には直接事業者に対し聞き取りを行った方もおり、委員会として全体的な審査は十分に行われたと認識しております。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

まず、眞茅弘美議員。

○8番眞茅弘美議員 私は、陳情第7号三島村村営船枕崎港寄港に関する陳情に反対の立場で討論いたします。

まず、同様の内容の陳情が令和元年9月定例会でも審議され、生活航路としての法に基づく制度的な位置づけや、本市に及ぼす財政的な負担、また特定漁港を利用している地元事業者とも安全面から、フェリーみしま寄港に難色を示しているということなどを理由に、不採択となった経緯があります。

そして、再度、令和6年9月議会に同様の陳情が提出されたものでありますが、5年前と何ら状況が変わらないどころか、東側の岸壁は離岸堤の工事が始まり、令和8年までは県が占有している状況であります。

陳情の枕崎の活性化のためにフェリーみしま寄港をという趣旨は賛同できますが、課題が山積している中、我々は議員としての責任があり、実情に基づいて正確に審査する役割を果たさねばなりません。

まず、特定漁港を利用しています事業者との調整ですが、現在、3つの事業者が利用しており、今回、私も議員の有志で事業者への聞き取りに行きました。

その中で、主に事業者の方がおっしゃられたことは、5年前より鉱石の搬出量や輸送便数も増加しており、もしフェリーみしまが寄港するとなれば、安全面が一番心配だと危惧されており、

また、天候に非常に左右されることから、出航するスケジュールが定まらず、日程調整が難しいのが現状であり、例えば1便でも出航できなくなると、企業として大きく影響があるという見解だったため、話を伺った結果、地元事業者との調整は、現状、とても厳しい状況であるということでありました。

また、陳情の中に、運航に関わる経費の赤字は国県が補填すると記載されておりますが、国県の補助金も我々国民の税金であり、安易に市税ではないからと推し進めることは、公人として短絡的で無責任であります。寄港するとなれば、ターミナル整備や周辺道路の整備にも財政負担が発生します。

また、そもそも三島村との深い歴史やよりよいこれからの活性化につなげていくためには、いきなり議会への陳情ではなく、首長同士の話し合いや、関係事業者や国県との協議会を立ち上げることが先決だと思うところであります。

11月12日に開催された総務文教委員会を傍聴しておりましたところ、市長の出席を要求し、フェリーみしま寄港についての市長の考えを聞いた結果、東側岸壁の離岸堤工事をまず終わらせることが第一で、寄港は現状では難しい、その後は有意義なことなので前向きに建設的に取り組んでいきたい。また、今は実務的に難しく、意思決定は今ではないとの市長のお考えを述べていたように思われます。

最後に、陳情者の陳情理由の中に、早急にフェリーみしま寄港ができるようにと結びに示されておりますが、調査した結果では、現状は非常に難しいということであります。

また、本陳情を採択することによって、地元事業者への働きかけを余儀なくされ、市の政策的にも少なからず影響があるのではないのでしょうか。

さらに、国交省の離島航路運営費の補助航路の主な基準の中に、同一離島に複数航路が存在する場合、同一離島について起点港を異にし、終点が同一市町村にない航路であり、協議会で決定された航路であることと明記されております。

そのようなことから、順序としてまずは、本市と三島村の首長同士の協議の場を持ち、その後、関係機関の協議会の立ち上げを強く要望し、本陳情の採択に反対といたします。

○永野慶一郎議長 次に、平田るり子議員。

○10番平田るり子議員 陳情第7号三島村村営船枕崎港寄港に関する陳情に賛成の立場で討論いたします。

平成21年3月三島村地域公共交通総合連携計画から実証実験を経て後、前回、令和元年9月議会に三島村村営フェリーみしま枕崎港寄港に関する陳情が提出されました。

平成21年計画背景と目的から、鹿児島港と三島村の竹島・硫黄島・黒島を結ぶ航路、三島航路は、村民の足を確保し、その生活を維持するため、当時自ら船舶を建造し、船舶交通事業を営んでいる。しかし、小離島群でもともと需要が乏しい中、人口減少と少子高齢化が進行し、地域産業の衰退が見られ、旅客、貨物需要が減少傾向にある。加えて、近年の原油高騰による運航経費の上昇によって、経営が圧迫されている。現在はもっと苦しい状況に置かれていることと想像できます。

一方、鹿児島港から渡り、翌日逆をたどる航路の航路体系では、1日置きで本土と行き来することにより、住民の利便性向上や観光客の誘致促進を図る上で大きな障害となっている。また、当村と最も近い枕崎市、指宿市、南九州市、南さつま市などの南薩地域とは、明治時代からカツオ船を通じて交流があり、現在においても、枕崎市の小中学校等による黒島流れの慰霊祭、青少年交流等の地域間の交流が行われている。しかしながら、当村と南薩地区等を結ぶ航路はなく、これらを結ぶアクセス航路の開発は双方地区にとって念願であると書かれています。

そもそも私たち本土民は、日本国の国境となる離島の方々に感謝し、求められれば、できる限りの誠意で応えるべきではないのでしょうか。まして明治28年、三島村、黒島付近を通過した台

風によって発生した海難事故、黒島流れ、私たちの枕崎の先人の方々に手を差し伸べてくださった三島の方々に恩を仇で返すようなことは絶対にしてはなりません。

離島の厳しい現状がある中、三島の村民もここまでかたくなに枕崎の意思が変わらないのであれば、何かほかの方法をと、大変傷ついていらっしやいます。フェリーみしまの枕崎港受入れに当たり、本市が懸念している課題は必ず解消できることと見込めます。

よって、三島枕崎定期航路は現存し、実証実験での経済効果も出されている以上、枕崎市議会が全員一致で採択し、三島枕崎港航路実現の後押しをすべきとの立場の討論といたします。

[傍聴席で拍手する者あり]

○永野慶一郎議長 傍聴席はお静かにお願いいたします。

次に、橋口洋一議員。

○11番橋口洋一議員 陳情第7号三島村村営船枕崎港寄港に関する陳情について、賛成の立場から討論を行います。

今回の陳情は、令和元年9月議会に上程された陳情とほぼ同趣旨の陳情であると解しております。委員長報告にもありましたとおり、その際の陳情審査においては、東側岸壁を利用する事業者の現状把握、国県の航路に対する認識、三島村の意向と対応について、総務文教委員会の委員長、副委員長がそれぞれ関係各所に出向いた上で聴取し、結果として不採択になった経緯がありました。

私は、令和元年時の陳情審査時には関与していなかったことから、前回不採択になった点を現在の状況を鑑みて、再検討すべきとして継続審査とし、市当局以外の関係各所の聞き取りをしてきたところです。

東側岸壁を利用する業者の現況、共同で利用するに当たっての問題点も聴取して、当初から問題となっている、現在利用されている業者との調整は全く進んでおりませんでした。

業者としては、安全が第一であり、また岸壁利用に当たり、現状でも過密なスケジュールの中、どのように安全を確保して共同利用するのかなど、令和元年時の時点と同様、行政との協議が行われているわけでもなく、安全面を踏まえた岸壁の活用策が全く見えていない状況があることも分かりました。

それを踏まえたと、陳情にある、現在多目的岸壁を使用している企業はお互いに譲り合って航路確保に向け、前向きな回答を得てという状況は、現状あり得ないという理解に至っております。

次に、県の交通政策課に聞き取りを行ったところ、現在のフェリーみしまは、航路としてもその料金体系としても枕崎までの国の認可を受けており、枕崎への入港が障害となり、実証実験後枕崎までの定期就航はかなわなかったという経緯であると理解しました。

枕崎側の受入れ体制が整えば、運航赤字の費用については、国・県・三島村村民代表で構成される航路改善協議会において協議されるもので、陳情にあるような、万一補填を求められた場合に備えが欲しいならば、協定を結べば解決するなどということもないことも併せて確認しました。

以上のように、今回の陳情において記載されている内容も将来像の部分は別としたところで、両者の前向きな返答がある。また、赤字になっても協定を結べば大丈夫など陳情者の思うところとは異なった状況があるというふうに考えております。その部分については、陳情として全面的に賛成すべき内容であるとは思えません。

一方で、調査時には、三島村における過去のアンケート調査においても、三島の温度差はあるものの、半数以上の島民が、枕崎就航の賛成の意見があった。枕崎の受入れが可能となった後には、再度住民へのアンケートを取るなどとして、住民の意向を踏まえて、航路改善協議会において検討する、そういうことでした。

また、市長も出席していただいた委員会審査においては、市長自身も港湾機能の拡充に熱い思

いをお持ちで、令和８年度の離岸堤整備に係るコンクリートブロック製作ヤードの期限を見据え、時期を見て決断するとの意向を語られておりました。令和８年度まではあと２年です。

今回の陳情には、現状にそぐわない点が多々あるということは承知の上で、枕崎港が漁港としての機能だけではなく、多機能な港としての港湾機能を発展させるためにも、行政当局には令和８年度に終了する県の事業終了を見据え、既存の東側岸壁の事業者と調整を図るような協議の場を設けていただき、フェリーみしまの枕崎就航を契機として、枕崎港が発展を遂げられるよう、官民で知恵を絞り、我が枕崎港が海に向かってさらに発展するよう努力してもらいたいという意味を含めて賛成の討論といたします。

〔傍聴席で拍手する者あり〕

○永野慶一郎議長 お静かにお願いいたします。静かにしてもらっていいですか。

これをもって討論を終結いたします。

これから日程第14号について、起立により採決いたします。

日程第14号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、陳情第７号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第15号について、市長に報告を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 報告事項について報告いたします。

報告事項第７号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第２項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告につきましては、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時35分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和 6 年12月 9 日)

令和 6 年枕崎市議会第 6 回定例会

議事日程（第 2 号）

令和 6 年 1 2 月 9 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	橋 口 洋 一 議員（18ページ～27ページ）
		平 田 るり子 議員（27ページ～35ページ）
		眞 茅 弘 美 議員（35ページ～46ページ）
		立 石 幸 徳 議員（46ページ～55ページ）
		水 野 正 子 議員（55ページ～64ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第 2 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 眞 茅 弘 美 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 竈 原 正 二 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 鮫 島 眞 一 税務課長
 上 園 秀 人 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 森 智 賀 健康課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 橋 口 和 洋 企画調整課参事
 木之下 浩 一 教育長
 日 高 佳 子 学校教育課主幹兼学校教育係長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長

本 田 親 行 副市長
 日 渡 輝 明 企画調整課長
 松 田 勇 一 市民生活課長
 福 永 賢 一 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 平 塚 孝 三 健康課長
 川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
 今給黎 仁 水道課参事
 田 代 勝 義 監査委員事務局長
 天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 大工園 昭 則 建設課参事
 平 田 寿 一 総務課参事
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番橋口洋一議員、2番平田るり子議員、3番眞茅弘美議員、4番立石幸徳議員、5番水野正子議員、6番豊留榮子議員、7番禰占通男議員、8番上迫正幸議員の順に行います。

まず、橋口洋一議員。

[橋口洋一議員 登壇]

○11番橋口洋一議員 通告に従い一般質問を行います。

先月11月14日、枕崎高校の3年生に対して、租税教育推進協議会が行う租税教室の講師として税についての話をする機会を持たせていただきました。

私の前職の税務署時分にも何度となく講師としてお話をする機会がありましたが、今回の租税教室は高校生ということもあり、人生の中の様々な場面で遭遇する税という仕組みはということよりも、それよりも重点を置いたのは、様々な年代や置かれる立場により考え方も異なる中で、税を有効に使うために選挙という仕組みで議員を選び、どのように税を集め、使い道を決めるかという租税法律主義の考え方を踏まえた主権者教育についてでした。

近年、租税教育を重点施策としている税務当局としては、主権者教育に力を置いているということもあり、選挙における投票率が減少傾向にある現状を踏まえ、社会的な公平を実現する税の使い道を決めるためには、若者もしっかり主張し、選挙で意思表示をしなければ、公平な社会実現とはならないことを強調して講義してきたところです。

そこで、表題の若者の投票率向上について質問いたします。

まずは、本市で本年実施された直近の選挙、衆議院議員選挙の年代別投票状況について伺います。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 平成27年6月に公布された公職選挙法等の一部を改正する法律により、選挙権を有する年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、翌平成28年7月の参議院議員通常選挙から適用されています。

この選挙権年齢の引下げは、より若い世代に政治に参加してもらうことを目的に行われたものですが、全国的に10代、20代における若年層の投票率は低い水準にとどまっており、本市においても同様の結果となっていることから、今後、特に若年層への選挙啓発や主権者教育を取り組むとともに、関係機関と緊密な連携を図りながら投票率の向上に努めることが重要であると考えているところです。

質問のございました年代別の投票状況につきましては、担当局長より答弁させます。

○木口屋和彦選管事務局長 直近である本年10月27日に執行されました衆議院議員総選挙における年代別の投票状況について申し上げます。

10歳代の有権者数240名に対しまして、投票者数44名、投票率18.33%、20歳代有権者数909名、投票者数208名、投票率22.88%、30歳代有権者数1,242名、投票者数371名、投票率29.87%、40歳代有権者数1,911名、投票者数594名、投票率31.08%、50歳代有権者数2,388名、投票者数1,033名、投票率43.26%、60歳代有権者数2,986名、投票者数1,498名、投票率50.17%、70歳代有権者数3,632名、投票者数1,809名、投票率49.81%（67ページに訂正発言あり）、80歳代以上有権者数2,889名、投票者数1,242名、投票率42.99%となります。

なお、全世代における合計投票率は52.81%となり、年代別の比較では、10歳代が最も低い投票率となっております。

○11番橋口洋一議員 枕崎高校での租税教室において、同様に高齢者と比較したときに、若者

の有権者の数は圧倒的に少ない上に、年齢が低くなるに従い投票率も低下している状況を紹介し、もともと有権者数で高齢者と比較すると不利な状況にある若者が、高齢者になるほど投票にも行き、若者になるほど投票しなくなるということは、世代ごとの有権者としての母数以上に若者の意見は通りにくくなっている現在の危機的な状況を高校生に対して訴えてきたところです。まさに本市も同様の状況というふうに考えられるようです。

枕崎の統計資料を見てみますと、平成前半までの市議会議員、私どもの選挙は軒並み80%を超えておりました。しかし、私たちが選挙に立った令和5年の市議会議員選挙は56.52%とこの点を見ても、選挙離れが著しいということは見て取れるところです。

これは単に選管だけの話ではなく、選挙に出る候補者の側の努力も必要なものとは考えておりますが、ここを考えて進んでいかなければならないというふうに考えております。

次にですね、今申し上げましたとおり、投票率の低下というものが問題となっているところでございますが、特に若者への選挙啓発活動としてどのような取組を行っているところでしょうか、お願いします。

○木口屋和彦選管事務局長 平成27年の公職選挙法改正に伴う選挙権年齢の引下げに伴い実施されることになったのが、主権者教育になります。

主権者教育とは、国や社会の問題を自分のこととして捉え、自ら考え判断し、行動していく主権者を育成することであり、政治について小さい頃から段階的に考える機会を持つことを通じて、自らの意見が社会を動かすことを実感するという観点から、今後、主権者教育に一層取り組む必要があります。

本市における具体的な取組状況につきましては、1つ目に、市内の小中高校における出前授業の取組がございます。新型コロナウイルス感染症が5類へと移行されてからの過去2年間の実績といたしましては、いずれの年も2小1中の計3校で実施され、来年度におきましては、新たに1高校を含めた4校での実施を予定しております。

この出前授業では、実際の選挙を想定した模擬投票、選挙に関する講話、選挙クイズなど児童生徒のレベルに合わせた授業を心がけています。

2つ目に、各種チラシ等の配付になりますが、毎年開催される二十歳のつどいでの選挙啓発パンフレット、小中学生及びその保護者向けの啓発チラシ等の配付を行っております。

3つ目に、市内高校生に政治、選挙への関心をより深めてもらうことを目的として、本年6月24日に県内初の試みとして市内2校の高等学校と連携し、枕崎市明るい選挙推進協議会の一員として生徒5名を新たに協議会員として委嘱しました。

高校生委員の活動といたしましては、街頭啓発キャンペーン、それから選挙管理委員との座談会、投票立会人の委嘱、そして3月には、市議会の傍聴等も予定しており、学校内外での啓発活動による波及効果も大いに期待が持てるところでございます。

○11番橋口洋一議員 様々な取組を行っていただいているところで、明推協——明るい選挙推進協議会、こちらのほう県内初の試みということで、高校生を加えた選挙の啓発っていうのが進んでいるというところは感じられたところです。

次になりますけれども、選挙に行くということ、こちらですね、なかなか若い世代、時間がないというところで、自ら進んでいこうという考えにはなかなかないところです。それまで社会のこと等も自身で考えて発するということがなかったところかと思しますので、そういった中でですね、私の昔の状況をお話しさせていただきますと、私自身が鹿児島市内に住んでいた時分には、できる限り子供たちにも選挙とはどういうものかというところを見せるために、投票によく連れていくようにしておりました。自宅の前に投票所である小学校があったこともあり、早朝から子供を連れ出し1番目に並び、投票箱が空であることを確認すると、そういうような場面に立ち合わせるなど、投票すること自体に興味を持てるように工夫をしていたところです。

翻って、その保護者世代に対して投票率を向上させるために、まずは親が選挙に行くというところでもですね、非常に大きな問題だと思っておりますが、若者の親世代、そういったところに対してどのような投票率向上への取組がなされているか、お答えください。

○木口屋和彦選管事務局長 公職選挙法の一部改正によりまして、平成28年6月から、親と同伴で投票所に入ることができる子供の範囲が、改正前の幼児という位置づけから、選挙権年齢の引下げに伴い、主権者教育の必要性も高まる中で、年齢18歳未満の者に拡大されました。

これは、選挙人が子供を投票所に連れていくことで、家庭内での選挙や投票に関する話題が、将来の有権者である子供たちへの有効な啓発につながるのと考えによるものでございます。

総務省が実施した調査では、子供の頃に親の投票についていった経験がある者は、ない者に比べて投票に行く割合が20%程度高くなるという結果が出ており、親の投票行動が子供の投票意欲に大きく影響していることがうかがえます。

本市の現状といたしましては、親世代に対する啓発活動が手薄な状況であるため、総務省が推奨する主権者教育アドバイザー派遣制度を利用したシンポジウム等を市民イベント等に抱き合わせた形で実施ができないものか、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 今、お話を伺って、私のしたこともまずは悪いことではなかったんだなと。選挙に興味を持ってもらうという点においてはですね、いい取組だったんじゃないかなというふうに改めて思ったところです。

親世代に対する啓発というのが今の状況では手薄だということで、そういったイベント等でですね、いろんなところで抱き合わせの開催等で、いろんな世代に、いろんな親に話を聞いてもらい、考えてもらって、そういった取組というのは非常に大切なところだと思いますので、それは進めていただき、またさらなるですね、ほかの施策等も考えていただき、投票率向上につなげていただきたいと思います。

高齢者と比べますと、若い世代の親等々につきましても、やはり投票率としましては低い状況にあります。ここを何とか引き上げることがですね、今後若い世代のためにもなると思いますので、さらなる努力をお願いしたいと思っております。

続きまして、最後になりますが、18歳に達した高校生にとって初めての選挙を身近に感じてもらうため、高校に出向いて期日前投票所を開設して、選挙というものはこういった流れになっているんだよというようなですね、そういう実感を持ってもらいたいというところがあります。

冒頭で申し上げた枕崎高校の租税教室の中で、基礎となる有権者の数は若者より高齢者が圧倒的に多く、その上に若者の投票率の低さ、高齢者の投票率の高さを加味した場合、例として、20代と70代を比較して見せ、20代は70代と比較すると有権者数で4分の1、投票者数で8分の1にしかないというような状況を説明し、若者の意見は反映しづらい状況にあるという状況を説明したところです。

高校生からの反応としましては、大変な事態だと受け止めてくれたようで、講義後のアンケートにおいては、若者の投票率がとても低いこと、また、若者が投票しないと自分たちの意見を反映した施策にはつながらないということがとても印象に残ったという感想をいただきました。

こういったところもあり、高校生にも主権者としての意識を一定程度高めることができたのではないかと考えたところであります。

さらに、高校生の投票の意識を高める施策として、先ほど申し上げた高校での投票所開設について、どのようなお考えをお持ちか伺います。

○木口屋和彦選管事務局長 御質問の件に関しましては、去る9月28日に開催された高校生委員と選挙管理委員との座談会の場においても、高校での投票を実施することで投票率が増えるのではないかと要望も出されたところでございます。

本市選挙管理委員会では、先日開催された定例委員会におきまして、高等学校施設での期日前

投票の実施について、全会一致で承認された案件でもあることから、今後、高校側との協議を含め、細かな精査を経て、実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 今、御検討を進めていただけるという前向きなお答えがありました。

仮に開設を検討していただけるのであれば、高校生を立会人にするなど、高校生の投票への意識を向上させるような、そういった取組というのはできないものでしょうか。

○木口屋和彦選管事務局長 高校生を実際の選挙に従事させることは大変意義深いことでありますので、議員御指摘のとおり、選挙立会人として選任させる方向で調整してまいりたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 高校生をはじめとした若者の投票率向上は喫緊の課題であると考えております。ぜひ、速やかな実施に向け環境整備を進めていただきたいと祈念しております。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、野球のまち枕崎についてです。

令和4年度以降の施政方針演説では、野球によるまちづくりという名前から、スポーツによるまちづくりと範囲を広く設定されたところで取組が行われているというふうに考えております。

まず、市当局の取組の結果、野球以外での競技でどのようなまちづくりが図れたというふうに考えられているかお伺いします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 令和3年度のスポーツ・文化振興課新設以降、スポーツによるまちづくりとして継続的に取り組んでおります。

御質問の野球以外のスポーツへの具体的な取組としましては、昨年度に開催された燃ゆる感動かごしま国体なぎなた競技会をはじめ、その後も今年9月に県民スポーツ大会なぎなた競技会を開催し、本市を全国的にPRする機会となりました。

そして、今年度に入り、野球以外のスポーツ合宿として、サッカー、水泳、女子ソフトなど幅広く約100名を受け入れるなど、交流人口の拡大を図っております。また、市内外からの参加を募り、新春恒例のジョギング大会「枕崎かつおランニングDay」や、10月には九州各地から未就学児の選手が参加するスライダー大会「ちびっこのりだー」などのイベントを開催し、市外からの誘客にも務めております。

さらに、小中学生を対象にしたサイクルスポーツ、バレーボール、ランニング、カッター、小学生を対象にした相撲などのスポーツ教室を開催し、市内の子供たちの競技力向上とスポーツ振興にも寄与しております。年明けにはプロサッカーチームの選手やコーチを招いてのサッカー教室も計画しており、新たなスポーツ分野での取組も進めております。

これらの取組により、本市のPRにつながり、市内のスポーツ振興と競技力向上が図られ、スポーツによるまちづくりが着実に進められているものと考えております。

今後、新たな競技やイベントを通じて、関係人口の拡大と地域活性化に努めてまいります。

○11番橋口洋一議員 今、野球以外の競技ということで様々な施策に取り組まれているということは承知いたしました。

そのような取組を多々いたしていただいているところと思いますが、なかなか目に見えるところでございませんでしたので今回お伺いさせていただきました。

特に今、本市でよく叫ばれているところが、現状、野球のまちづくりに力を入れているというふうに見て取れるところもありますが、各年代で野球を楽しむ人口の裾野を広げること、そこから取り組まなければ、なかなか持続可能な振興策にはつながらないというふうに考えているところでもあります。

興味のある人たちを増やし、市民のほうから、自ら合宿であり試合であり、そういったところを応援に行くという、そういう機運が盛り上がっていただければ、さらに野球のまちづくりにもつながるのかというふうに考えているところです。

今後の市当局の取組としてはどのようなものがあるかお聞かせください。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 御指摘のとおり、各年代で野球を楽しむ人口の裾野を広げることは、持続可能な野球振興策において重要であると認識しております。

昨年度から誘致し、本市野球場でも開催しております野球イベント「おいどんカップ」が、今年度から「おいどんリーグ」に名称を変更し、本市でもピックアップゲームが実施されます。このゲームは、通常のゲームよりも魅力的な対戦ゲームが組まれると同時に、始球式や吹奏楽部による生演奏などを通じて、地域全体で野球を楽しめる機会を創出することになります。これにより、子供から大人まで幅広い世代で野球に親しむ機会となり、野球人口の裾野の拡大につながるものと考えております。

また、春季合宿の誘致も3年目を迎え、観客数の増加とともに、大学合宿チームによる野球教室の開催を予定しております。これにより、子供から大人まで野球を楽しむことができる取組にしたいと考えております。

子供たちへの直接的な野球指導として、市少年野球大会の開催前に、地域おこし協力隊が公民館へ出向いての野球指導や「市民大学講座」親子野球教室では、講師として子供たちに野球の楽しさを教えるなど、底辺の拡大にも寄与しております。

今年度、各世代が活躍しております。御紹介いたします。

枕崎野球スポーツ少年団が全国大会に、桜山野球スポーツ少年団も九州大会に、中学硬式野球「薩摩南海ボーイズ」が県大会で準優勝を果たし、枕崎高校野球部が夏の全国高校野球鹿児島大会でベスト4入り、そして、社会人では還暦以上の野球チーム「枕崎勝男軍」が県大会準優勝を果たすなど、野球によるまちと言える成果に、担当課としてもうれしく思うところでございます。

これらの取組を通じて、各世代が生涯を通して野球を楽しむことができるように、野球によるまちづくりとして継続的に取り組んでおります。

○11番橋口洋一議員 今、御紹介のありました様々な取組ですね、そういったところで積極的に取り組まれているということは分かりました。この取組をですね、さらに進めていただき、野球に特化したところの今お話をさせていただいておりますが、そのほかのスポーツに関しましてもですね、さらに取組を進めていただきたいと考えております。

次に、社会体育施設の指定管理者からの自主事業として、地域おこし協力隊が中心となり女子硬式野球チームが昨年発足いたしました。活動の内容が今年の広報紙にも掲載されておりましたが、なかなか女子硬式野球ということでメンバーも十分にそろっていないようなところも見え、なかなか活動にも苦慮しているように見えております。

先ほども御紹介のありました協力隊が指導を行っている、そういった面もあるかとは思いますが、彼女たちが地域おこし協力隊として入ってきたときに、目指しているところ、女子硬式野球チームを発足して、それで活動を活発化させるというところもあったかと思います。

それに対して市当局からはですね、どのような支援体制を取っているか、お伺いいたします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 女子硬式野球チーム「枕崎 I G N I S（イグニス）」は、地域おこし協力隊2名を中心に発足し、現在11名で活動をしております。

昨年は、本市や宮崎で開催されたリーグ戦に参加し、チームとしての活動を軌道に乗せるなど、協力隊員の成果として評価しております。今月末には、宮崎で開催される同大会に参加する予定となっております。

市の支援体制としては、女子硬式野球に関係するチームや野球関係者との連携を図るための打合せへの同行、市内事業者へのスポンサーの依頼など、チームの運営面でのサポートをしておりますが、御指摘のとおり活動に苦慮している状況であります。

チームの運営には、幾つかの課題がございます。選手の多くが市外在住であり、練習も市外で行われているため、本市での活動が限定的となっております。さらに、社会人メンバーの募集に

関して、市外からの獲得が難しいこと。チームの運営については現在、協力隊員2名が中心となっておりありますが、専門的なノウハウの面でも課題があります。

このように課題はありますが、女子硬式野球チームの活躍は、野球によるまちづくりにおいて重要でありますので、引き続き協力隊員と話し合いを続けてまいりたいと考えております。

○11番橋口洋一議員 当局のほうでも運営のサポートをしている状況ではありますが、その対応については苦慮されているということで、課題は多々あるというふうに認識を持たれているというのは分かりました。

そこで、彼女らが発足したチーム、それが、彼女たちがおられる間だけの取組というふうになるということは、とても残念なことになるかと思います。そこは継続して、チームとして存続できるようにですね、これからもっと市当局としても力を入れて協力をしていただきたいというふうに考えるところです。

続きまして、最後の質問になります。

野球のまちということで、市営球場を核とした球場の利用ということ、当初、施政方針演説のほうでも話があって、野球場の活用というのは、野球のまち枕崎の一つの面というふうに考えております。

一方ですね、試合や冬季キャンプは行われているところではありますが、当初の想定より、ステージ等の活用というものがなされていないように思えるところがあります。

球場の積極的な活用策というふうなところはどのように考えられているのかをお願いします。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 市営球場の多目的活用につきましては、御指摘のとおり、当初の想定よりステージ等が活用されていないことについて御説明いたします。

このいきさつといたしまして、当初、球場の改修計画にはステージの設置は予定しておりませんでした。しかし、事業を進める中で、スコアボードやバックスクリーンの改修に伴いまして、せっかくならば多目的に活用するステージを設けてはどうかという提案があり、追加整備を行ったところであります。

大規模な改修を終えて、硬式野球ができる施設になったことで、高いレベルの環境を求める大学の合宿などが増え、野球の利用に支障のない範囲でステージ等を多目的利用として活用・利用していただいているところであります。

改修後の多目的な利用は、南薩4市合同の南薩特産甲子園を開催し、市総合文化祭の芸能部門や、枕崎かつおランニングDay、枕崎高校・水産高校書道部による書道パフォーマンスなど多様なイベントで活用をしております。年明けの2月には商工会議所主催の春の市が初めて開催される予定となっております。

これらの取組により、ステージ等を活用した多目的利用が進んでいるものと考えております。球場の活用についてはコロナ禍における屋外イベントの開催など、機会があれば積極的に活用していくスタンスでございます。

今後も多目的利用を促進するため、内野エリアの利用制限などがありますが、野球以外にも利用できるように利用規定の改定を行うなど、仕組みを整備してまいります。さらに幅広い市民利用を推進するための方策を検討し、野球場の魅力を高めてまいります。

○11番橋口洋一議員 幅広い活用ということで、今お話があったところですが、様々な企画を行うときに、前年から考えられていることもあるでしょう。こういったイベントを、せっかくであれば、市営球場のほうで行いたいという、そういった意見もあると思います。この利用については、どのような形でこの日に使われるということを決定するのか、そういったプロセス等についても伺いたいと思います。

○中嶋章浩スポーツ・文化振興課長 社会体育施設全般にわたって利用のですね、調整会というのがございます。11月のお知らせ版でも周知しておりますけれども、利用団体につきましては、

来年度の利用に関して要望等がございましたら、12月25日までに提出をお願いいたしまして、令和7年度の利用につきまして、その調整会を1月15日、指定管理者の司会進行の下、調整の下に、1月15日に市民会館へ各団体に集まっていたいただいて協議して決定していくと、そのようなプロセスを持っております。

○11番橋口洋一議員 今伺いましたところの利用の調整会というのがあると、それはもう1年前の話で翌年のスケジュールが決まってしまうという、そういったある程度固定的な行事のみの活用ということになって、柔軟な対応というところにはですね、欠けているところがあるかなというふうにも思えたところです。

そのあたりはですね、先ほどもありましたさらに幅広い活用ということで、一定の柔軟性を持たせたところでそこを予約できるよう、聞いたところによりますと、このあたりに実施すると、合宿を実施するとか、試合を実施するとか、あたりにということですずっと線引きをしてその間入れないとかいうような問題もあるかと思えます。

そういったところをですね、指定管理者、スポーツ・文化振興課において、スムーズな調整ができるよう、有効利用ができるようにですね、そういった取組を続けていただいて、さらなる野球場の利用というものを進めていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

最後の質問になります。火之神保有地の近隣の一体的整備についてという題目でございます。

去る10月28日に市民と市議会との意見交換会が開催され、火之神保有地に関するアイデアを語ったところです。市民の方々の意見を伺うことができる大変有意義な会であったと思います。

このような単独の利活用に係る意見聴取というものは、様々な形で行われているところです。

一方でですね、火之神地区沿岸部を一体と考えたところでの視点というものが、現在のところ非常に弱いんじゃないかというふうに感じておるところでもあります。

整備計画策定に係るスケジュールにおいて、一体的という部分については、どのタイミングで意見聴取が行われるようになっているのか、お尋ねします。

○橋口和洋企画調整課参事 現在、取り組んでおります火之神保有地の利活用に係る取組につきましては、枕崎市地域の魅力創出検討事業として、火之神保有地を含む火之神地区一帯及び火之神公園、火之神公園キャンプ場や枕崎お魚センターなど周辺施設も含んだエリアを一帯とした魅力創出の取組として考えております。そのような考えの下、民間事業者に業務を委託し、市の所有する火之神保有地の利活用について様々な角度から調査等を行っているところです。

基本構想案の策定につきましては、前提条件の整理のための基礎調査としての現地調査や、市民、関係者への意向調査のための市内外の市民へのアンケート調査やワークショップ、民間企業等への意向調査をこれまで行い、今月にはトライアルサウンディングを実施し、その後、関係課協議等を経て、年度内の基本構想案の策定を目指しているところです。

周辺施設や民有地等を含むエリア一帯の魅力創出を目的としておりますが、今後は、今年度末に策定を目指しております基本構想案を評価・検証した上で慎重に周辺民有地の関係者等とも協議をしながら、中長期的な視点でエリアの利活用を検討していくことと考えております。

○11番橋口洋一議員 今、様々な取組の後、基本構想案というものを策定して、それを評価・検証するというようなお話がありましたが、ということであると、次のタイミングで市民等にこの状況、この利活用について問いかけるということは、基本構想案というものを当局のほうで策定した後にまた問いかける、そういうような形になるのでしょうか。

○橋口和洋企画調整課参事 今述べましたとおりに、この火之神保有地の利活用につきましてのコンセプト的な基本構想を今年度末に策定を予定しているところです。それで、次年度以降、中長期的な視点でエリア一体の具体的な基本計画を策定することとしておりますので、その時点で市民の方々にはまたお示ししたいと思っております。

○11番橋口洋一議員 今、火之神保有地の問題につきましては、市民の側からの受け止め方としては、1点について問いかけてられているよってという面が非常に大きいかなというふうなところもあり、そこをですね、一体的にという視点をさらに持っていただいて、そういう一体的な整備を含めたところで、様々市民のほうにも問いかけて続けていただきたいというふうに考えております。

火之神保有地に、仮に美しい公園でもできて宿泊施設もできたとしてもですね、そういった施設等々につきましては、県下を見渡すと様々なところがあります。

その中の一つというふうになってきてしまうと、わざわざ枕崎まで足を運ぶ動機づけという点では、非常に弱いものがあるのではないかとというふうにも考えているところです。

有効に活用させるためにはですね、そこに至るまでの場所の連携、そして火之神保有地に來たらどういったことがあるんだよと、そこに至るまでのストーリーというか、そういったものが需要であるように思っております。

その場所の一部分、ストーリーの一部分となれるような火之神保有地の立ち位置を考えてですね、火之神公園まで、ひいては市全体を取り入れたところのですね、一体的整備について、さらに考えていただきたいというふうに考えているところです。

次の質問に参ります。次の質問が、火之神保有地の話が今行われているところではございますが、火之神保有地の隣には、いまだ草が生い茂った場所がございます。

そこについての話というのは、火之神保有地の活用を語る上で、特に今まで触れられることというところがなかったかのように思っておるところです。

近隣地がどのような権利関係になっているかとかですね、そこは承知するところではございませんが、市当局から火之神公園に至る近隣地の整備計画、また展望など示されていないというところがありますので、一体的な整備という観点で、隣地はそのままにするのか、または何かしらの計画を持っていच्छやるのかお伺いします。

○橋口和洋企画調整課参事 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、今年度末策定を目指しております基本構想案を評価・検証した上で、慎重に周辺民有地の関係者等とも協議をしながら、中長期的な視点でエリアの利活用を検討していくことを考えております。

御質問の隣地につきましても、そのような同じような検討の対象になると考えております。

○11番橋口洋一議員 利活用を考えられているというところで、そのあたりのこともですね、市民に対してもっと周知されておいたほうがいいのかというふうに思うところです。

今、保有地、点というところで話をして、その隣地、面という話、ひいては、火之神公園まで含めたところの話というのも先ほどしたところですが、次は、空間的な問題についてお伺いしたいと思っております。

火之神保有地が整備され、きれいになればなるほど、その周辺の状況というものは気になってくるところは、自然の流れかというふうに思っております。

養豚場跡地であったときには、その施設自体の臭気もあったことから、施設がなくなれば改善されると考えられたところでもありましたが、現状は海沿いの潮風香するという状況より、かえって海沿いから何かしらのタイミングで、油臭さが感じられることが多いように思えるところです。

そこで、火之神地区ですね、あの地区一帯における臭気に係る対策というのは、どのように考えているのか、お願いします。

○立石秀和市民生活課参事 火之神地区の一体的な整備には、臭気や景観の対策は欠かせないものと考えております。現在の臭気の発生源につきましては、排水処理設備を設置していない水産加工場の排水によるもので、水量のない側溝へ排水していることから、排水が腐敗して臭気が発生していると考えております。

水質汚濁防止法で、法の規制がかかる事業所は規模が定められており、1日当たりの平均的な

排水量が50立方メートル以上となっております。

よって、50立方メートル以上の排水がある水産加工場については、水質汚濁防止法が適用され、排水基準以下の濃度で排水することが義務づけられております。水産加工場につきましては、生活環境項目の15項目の基準が設定されており、県の保健所で管理をされているところです。

一方、水質汚濁防止法の適用を受けない1日当たりの平均的な排水量が50立方メートル未満の事業所においては、枕崎市の河川をきれいにする条例で事業排水の排水目標値を設定しており、事業者は排水目標値に適合するように努めなければならないとなっており、いわゆる努力目標になっているところです。

市内の水産加工場のほとんどが排水処理設備の設置や下水道への接続を行っているところですが、現在、排水処理設備の未設置、下水道への未接続の事業所が火之神地区を含め6事業所と設備の故障により機能をなしていない事業所が1事業所あるところです。

この7事業所全てが、1日当たりの平均的な排水量が50立方メートル未満の事業所で、枕崎市の河川をきれいにする条例の適用になりますので、条例に従って排水処理設備を設置している事業所も含めて18事業所、水質検査を毎年1回実施しており、目標値に適合しない場合には、文書で指導を行い、改善計画書を提出していただくことになっております。

提出された改善計画書においては、下水道への接続や排水処理設備の設置を行うとなっているところですが、昨今の不景気など経営状況を理由に先送りとなっている現状です。

毎年、目標値に適合しない事業所には、関係課や保健所と訪問を行いまして生活環境への影響を訴え、下水道接続や排水処理設備の設置をお願いしているところです。

また、水質汚濁防止法が適用されず、河川をきれいにする条例の努力義務の事業所となっていることで、排水処理設備の設置などの強制力はないところですが、今後も根気強く排水目標値に適合するよう指導し、河川浄化、悪臭防止に努めるようお願いしてまいりたいと思います。

○11番橋口洋一議員 今お話があった中に、河川をきれいにする条例というところで、努力目標であるという話がありました。努力目標も恐らくもうここ数年、十数年続いてお願いをしているところかと思えます。

その状態でですね、また火之神保有地が整備される。されるけれども、その周辺の状況っていうのは変わらないというふうになると、そこに何かしらの施設ができたときに、じゃあ、子供を連れていこうかというふうになって行ってみると、何か臭いがするよねって子供が言うと、それについてくる親もですね、子供が行かんのだったらもう行かないかなというふうなことになるかもしれません。

そういった点でも、施設等の整備というのも重要なところでありますが、空間的な環境整備というところは、非常に重要な点であり、その施設の存続の命運を握ると言ったら、あまり強調し過ぎかもしれませんが、大きな問題だというふうに考えております。

火之神保有地に関してというだけではなく、様々な取組を行われているというところは承知したところですけれども、ことこの保有地近隣に対してですね、何かしら対策っていうのを取るといふ、そういうお考えはないか最後にお伺いしたいと思います。

○立石秀和市民生活課参事 先ほども申しましたけれども、繰り返しの答弁になるところではございますが、努力目標となっているところではありますけれども、引き続きですね、下水道への接続をしていない事業所、排水処理設備を設置していない事業所についてはですね、今後とも引き続き、設備の設置であったり、下水道への接続につきましてですね、お願いしていきたいと考えているところです。

○前田祝成市長 議員から火之神地区の保有地の利活用ということで御質問があったわけなんですけれども、先ほど企画調整課の参事からも答弁しましたとおりですね、今年度末に基本構想案ということでですね、そのあたりをしっかりと検証した中で、周辺の民有地の所有者も当然ござい

ます。そして、事業を進められている事業者等もごございますので、やはりそこはですね、慎重に
といたしますか、周りの環境等も含めながらですね、中長期的な開発になっていこうかというふう
に思います。

拙速にですね、何を造るということですので、進むということはなかなか難しい状況でござい
ますので、時間をかけてですね、じっくりとやっていくことになろうかと思っておりますので、環境の
部分の改善につきましてもですね、そのような形で視点を持って取り組んでいければというふう
に思います。

○11番橋口洋一議員 火之神保有地において何かしらの設備がオープンする時まで何年かまだ
かかるかとは思いますが、そこを見据えたところ、逆算して、よりよい火之神保有地、また、
近隣、枕崎市がよくなるように、さらなる御検討を進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○永野慶一郎議長 以上で、橋口洋一議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平田るり子議員。

[平田るり子議員 登壇]

○10番平田るり子議員 地域政党薩摩黒潮会、平田るり子です。

私の今年最後の一般質問となりました。今年は枕崎の発展のために滞っていたものが少し前に
進んだ1年だったと思います。

多くの偉人を世に生み出した吉田松陰の言葉から、「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画
なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。故に、夢なき者に成功なし」夢に向かい、
理想を掲げ、計画を立て、そして燃えるような情熱を煮えたぎらせ、命がけで行動した。だから
こそ明治維新後の日本の成長の礎を築けたのだ。

私自身も自分の公約をかなえ、枕崎の未来を守るため、使命を持ち、理想に燃え、計画を立て、
命がけで行動する政治家であることをお約束いたします。

通告に従いまして、大卒4点から質問させていただきます。

11月10日日曜日から12日火曜日、枕崎お魚センターのおさかな広場にて開催された南あわじ
市物産展の成功は、ひとえに市長、担当部署の御尽力のたまものと深く感謝申し上げます。まさ
に冒頭の夢なき者に成功なしを思わせる見事な決断力と実行力だったと思います。

南あわじ市物産展の見解をお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市と南あわじ市との交流については、令和6年3月定例会の初日本会議の施
政方針、9月定例会の一般質問でも述べましたように、JA南さつまとJAあわじ島間で交流協
定が結ばれている御縁をきっかけとして、これからお互いの市がそれぞれ新たな価値を創出して
いくため、本年度より取組をスタートさせたところです。

本年度は特産品を通じた産業交流として、10月、11月にお互いの市で物産展を開催したとこ
ろです。特産品の魅力を広く紹介し、南あわじ市、枕崎市を広く知っていただく、そういう新た
な機会となり、地域経済の活性化につながる取組になったと考えているところです。

取組の詳細につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○日渡輝明企画調整課長 枕崎市と南あわじ市の産業交流の取組結果について答弁いたします。

第一弾の取組としまして、枕崎市の関係者が南あわじ市にあります、あわじ島まるごと食の拠
点施設、美菜恋来屋（みなこいこいや）のスペースをお借りして、本市の特産品を販売する物産

展を10月5日土曜日、6日日曜日の2日間にわたり開催いたしました。

南あわじ市の協力の下、広報紙への取組掲載や地元新聞での事前告知などの周知が図られていたこともあり、初日の開店時からにぎわいが常に続いていた中での物産展となりました。

特に、かつおのタタキやぶえん鰯は初日の午前中に、試飲を含めてお勧めしました枕崎茶も初日の閉店時には完売する商品もあり、2日目に実施したかつおぶし削り体験は、親子を中心に行列が途切れることがないほどの人気で、削りたてのかつおぶしの香りを楽しんでいただきました。

美菜恋来屋からは、本市物産展の相乗効果により、9月の土曜日と日曜日それぞれの平均売上げを上回ったと聞いているところでございます。

同様に、11月10日日曜日から12日火曜日までの3日間、本市のお魚センターで物産展を開催しており、初日には南あわじ市の関係者の方々も直接お見えになり、物産品のPRを行っております。

初日の11月10日日曜日には、南あわじ市の特産品を目当てに、開店前から市内外から多くの方が訪れ、特産の淡路島たまねぎや乳製品を中心に好調な売行きとなりました。ほとんどの乳製品は初日に売り切れとなり、3日目の午前中で全ての特産品が完売したところです。

関係者の方々も枕崎での物産展は、通常よりも多くの商品を数多く取り扱ったことから、どの程度のニーズがあるのか心配をされておりましたが、乳製品会社の担当者からは、売行きのよさのほか、高級な品から先に売れていくことは想定外ですといった声もありまして、特に新たな販路開拓につながるという言葉が聞かれました。

今年度の産業交流は、訪れた方からも好意的なお言葉もいただき、また今後に期待する声もいただいております。取組のスタートとして、両市の特産品の魅力を広く発信し、地域経済の活性化につなげるとともに、さらには市民の皆様にも新たな発見と交流の機会を提供するなど、一定の成果が得られたものと総括しております。

○10番平田るり子議員 急いては事を仕損じるといいますが、今回に関しては、鉄は熱いうちに打て、情熱の薄れないうちに実行に移すということが当てはまるかと思います。

今回の物産展で枕崎の市民が何を求めているのか、枕崎には何がなく、どこが弱いのが見えてきました。この物産品フェアの会場の活気、パフォーマンスがいま一つ弱かったような気がします。

まず、入り口の淡路のタマネギと枕崎のわら焼きタタキ販売の活気があるパフォーマンスで、販売店、そして物産品展会場、そして食堂への誘導などですね、ほかの店も見たくなるような一連の流れをつくり、売上げを上げる必要があるかと思います。そのための人員配置もこれからは必要と考えます。おそろいのはっぴなどを着て売り込んではどうでしょうか。

お魚センターの全体の売上げになるような活気のあるパフォーマンスをすることで、南あわじ市の方々もですね、販売に来られた方々も大変喜ばれると思います。そうやって交流市との信頼関係というものは深まっていき、そして災害協力体制、こういったものにもつながると思います。

これから水産高校やほかの物産展との販売の企画もして、販売時期も考えたほうがよいかと思います。気になったのが、タマネギの箱買いをされている御客様を持たせたまま行列に並ばせているところをちょっと見かけました。カートを持っていくなりですね、気配りは大切だと思います。この経験は、枕崎がほかの町の物産展に参加するときもですね、役に立つことと思います。

次にですね、南あわじ市との交流拡大についてお伺いいたします。

教育交流はこれからどのような交流をお考えでしょうか。

○日渡輝明企画調整課長 現在、教育交流事業につきましては、教育委員会の取組として、稚内市交流事業及び三島村黒島の少年の船事業の青少年交流事業を実施しているところです。

南あわじ市との交流拡大につきましては、9月の一般質問でも答弁したとおり、まずは本年度

スタートさせた特産品を通した産業交流を、次年度以降さらに深めていくことを考えております。

そのため、質問者からございました南あわじ市との教育交流につきましては、現時点において協議も行っており、具体的な予定も立てておりません。

○10番平田るり子議員 分かりました。この教育交流はですね、しっかり考えていただいて、淡路の子供たちとの交流をよろしくお願いいたします。

次にですね、物産品開発についてお伺いいたします。

お茶についてはあれからすぐすぐなので何かというのも期待できないと思いますが、何か進展というのはありましたでしょうか。

○沖園信也農政課長 先ほど企画調整課長の答弁にもありましたように、10月にございました南あわじ市との交流を機に、枕崎市茶業青年の会にも協力をいただき、枕崎銘茶のPRを行ったところでございます。

特産品の開発につきましては、特に進展はないところでございます。

○10番平田るり子議員 前回の一般質問でもお聞きしましたが、銀座三越のJA全農フロアに出店できるこのチャンスに海外向けも視野に入れた枕崎の物産品、特に枕崎のお茶を売り込みたいと考えますが、お茶で個人的に成功している方のお話を聞くことができました。外国人観光客向けには外国人の方が好みそうな日本を強調したパッケージにしているということでした。

中身のお茶にはもともと自信がありますということでしたので、必ずそこがですね、リピーターにつながるということでリピーター、ネット販売につなげているということでした。

こうやってですね、やはりこの商品開発、どんどん進めていっていただきたいと思いますが、ほかに執行部の方でこのようなことをしたい。このできるというものがありましたら教えてください。

○日渡輝明企画調整課長 新たな分野の取組を進めるに当たっては、まずは現在の産業交流をさらに強固なものにすることが不可欠であると考えております。

重ねての答弁となりますが、本市としましては、本年度よりスタートしたこの取組をさらに深化させ、継続的に発展させることを進めていきたいと考えております。

○10番平田るり子議員 よろしく願いいたします。ほかの部署もですね、いろいろこれよろしく願いします、考えてください。農家や企業からの声が上がらないことには動けないということでは、旧態依然たる取組であると考えます。補助金などを合わせてこのようなことができるということを提案・発信していくことがこれからは大切です。ほかの部署であろうと自分の部署は何ができるのか、何が協力できるのか考え、アイデアを出し、一丸となって枕崎のために取り組む。今の本市にはですね、ここが必要なんです。どんどんこれから交流を深め、関西にも枕崎出身の方々もいらっしゃいますので、枕崎と交流をこうやって南あわじ市と深めているということをごんごん発信していただき、ふるさとを身近に感じていただけるよう、市長のお取り計らいもよろしくお願いいたします。

次に、みしま丸枕崎港寄港についてお伺いいたします。

みしま丸寄港受入れを議会で採択されました。ここで、みしま丸寄港再開について、市長のお考えをお聞かせください。

○前田祝成市長 通告に全体的な考え方ということは特になかったわけですが、今の御質問に答弁ということになりますと、陳情書の審査の中で、委員会の中で私が述べていたことが、フェリーみしまの再開についての考え方ということで御理解いただければと思います。

○10番平田るり子議員 私たちはですね、この委員会の中でもいろいろお聞きしました。一応ここですね、こういった形で市長が思っているかというものをですね、お聞きしたかったんですが、通告になかったということで申し訳なかったです。

市長のお話の中でですね、私たち委員会でも聞きました離岸堤、現在の東側岸壁の離岸堤の工

事を最優先したいということでしたが、離岸堤につきましては令和8年までで終わります。終わる事業です。

殊さらにですね、この離岸堤工事を市長の最優先課題として強調されるところが、その気がないのではないかという一抹の不安がよぎります。三島航路を望む者からすれば、市長のタイミングがどこなのか、かなりアバウトな気がしてなりません。終わるということは分かっているわけですから、終わりを待ちスタートをさせるのではなく、タイミングが来たときにはすぐに実行できる体制をつくっておくべきではないでしょうか。

再来年の1月には市長は任期を終えるわけですから、ここは責任を持ってみしま丸寄港再開が実現するような計画を市長の任期中に立てていただきたいと思います。

また、市長はタイミングとスピード感は大事とおっしゃっておられました。そのタイミングが来たときのスピード感というのは、そこに何か計画がなければスピードにはつながりません。

漁港利用促進協議会の設置を進めていただき、特定第3種漁港だけで収まるのではなく、国も多様な港湾利活用を推進していますので、漁港のさらなる可能性を探っていただきたいと思います。漁港利用促進協議会の設置の考えはありますでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 漁港利用促進協議会について、少しその設置についての考え方を申し上げます。

漁港における漁船以外の船舶の利用につきましては、平成6年9月21日付で、また最終改正としまして平成9年10月3日付で水産庁長官から都道府県知事宛てに発出されています。その要旨につきましては、国民の余暇時間の増大による海洋性レクリエーションの普及に伴い、漁港の利用状況にも漁港整備時には想定されなかった変化が現れてきていること、具体的には、遊漁船、ヨット、モーターボートなどのプレジャーボート等の漁船以外の船舶による漁港利用が増大しており、無秩序な放置・係留等による漁業とのトラブルが問題となり、早急な解決が求められ、適正な漁港利用が行われるよう努められたいとなっております。

その中で漁港管理者は、漁船以外の船舶による漁港利用に対応するに当たっては、漁協、利用者、公益代表等を構成員とする漁港利用促進協議会を設置し、漁港の管理運営、利用時間、港内での帆走区域、標識の掲示等遵守事項を設定するなど漁港利用に当たってのルール化を推進するとされております。

特定第3種漁港であります枕崎漁港は、鹿児島県が設置、管理者となっております。

フェリーみしまの枕崎漁港寄港に関しましては、今説明しました国の通知の趣旨からも、漁港利用促進協議会を設置し検討していくということにはならないと考えております。

○10番平田る子議員 分かりました。何らかのですね、この三島寄港受入れに当たりですね、別に協議会というものもきちんと持っていていただくようお願いしておきます。

外港の水揚げ場の死亡事故もありました。謹んでお悔やみ申し上げます。

その作業場の目の前は漁協です。そして販売所もあります。全体的に手狭になっていると思います。あと外港の出入口が、大規模災害を想定した場合、外港の出入口が1か所というのはかなり問題があると思います。そして、外港内にですね、やはりこの津波を想定した、一気に外港の方たちをすぐ救難できるような高い場所は必要かと思います。こういったことも考えていただきたいと思います。

そして、この外港の公園整備、人が通れる場所、憩える場所、水揚げ作業場はきちんと分ける。これからこのフェリーみしま発着場を整備する上で外港全体の整備も考えるべきだと思います。よろしく願いいたします。

仮にですね、仮の話をすべきではないと思いますが、前回みしま丸を寄港させていたら、東側岸壁に離発着できる埋立地が広がっていれば、高波被害に遭うこともなかったかもしれません。

みしま丸を受け入れることで、枕崎港整備がされ広がっていれば、クルーズ船も山川ではな

く枕崎だったかもしれません。可能性はないわけではありません。前回受け入れなかった枕崎の損失というものは大きいと思います。

どう考えても、南薩全体の活性化を考えれば、端っこである枕崎だと思います。皆さんもそう思うと思います。

ここは県にしっかりと市長が強く強く訴えていただき、早い段階の協議会というものを設置していただくよう、よろしくお願いいたします。

次にですね、安全保障の要衝となる南西地域にある本市の危険性についてお伺いいたします。

国のトップが一番に考えなければならないのは、国民の命と国益を守ることです。本市のトップは市長でありますので、市長は市民の命と枕崎を守ることが使命です。

そこで、2020年11月20日ブラジルのG7サミット総理大臣内外記者会見で、北朝鮮のICBM級弾道ミサイル発射をはじめ、我が国を取り巻く安全保障の環境はますます厳しさを増していると述べております。

こんな小さな市議会です、何を言うかなんてことはもう絶対に間違っても言わないでください。我が町枕崎は東シナ海に面し、核保有国に囲まれ、海からの脅威は常にあることを忘れないでください。これは紛れもない事実です。私たちもJアラートによる訓練などで有事に備えてという言葉は聞くと、有事というのは、戦争や武力行使、そして大規模自然災害を指します。

しかし、有事での戦争や武力行使には、自衛隊は来ないとしっかり認識していただく。

今年11月19日、米国の現大統領がウクライナに対し、射程の長いミサイルの使用を許可しました。これはNATO（北大西洋条約機構）の国々が、ロシアと戦うことを意味しています。

これを受けてロシアは、我が国への圧力に対し、核の使用も辞さないと言っています。

米国の現大統領と次期大統領、この2か月の間何が起こるか分からない各地の紛争がですね、どのように日本に影響してくるか分からない中、先ほど言いました枕崎の港からの危険性、フェリーみしま枕崎港寄港復活をきっかけに、枕崎の市民の命を守る港の利用についてお聞かせください。

○前田祝成市長 質問の安全保障上、市民の命を守る漁港の利用ということですが、今年8月に国の依頼によって、県内の2空港・6港湾が特定利用空港・港湾として県からの候補として選定されております。これは国の特定利用空港・港湾の選定についての依頼を受けた鹿児島県が、円滑な利用に関する枠組みを設け、県内の2空港（鹿児島空港・徳之島空港）と6港湾（鹿児島港・川内港・志布志港・西之表港・名瀬港・和泊港）が指定されたものです。御質問はこのことを指していると思われますが、本市の枕崎漁港につきましては特定第3種漁港として、漁港として活用されております。特定利用港湾とはなっていないところです。

これら国防に関する意思決定は国が行うものでありますが、現在の枕崎漁港の利用状況を鑑み、たとき、国の防衛政策に資するような利用という判断はないということだというふうに考えます。

質問者からございましたが、国の安全含めてですね、いろんな有事に備えるということは重要だというふうには当然、認識してございます。そのあたりもですね、しっかりと私もこの首長としてですね、取り組んでいかなければいけないという認識がございしますので、その辺は御理解いただければと思います。

○10番平田るり子議員 戦争と武力行使というのはここが第3種漁港だからといって選ばせません。やはり、入れるところからは入ってくるわけですから、やはり隣国がどのような状況かということを考えれば、しっかりと市長も考えてくださっていると思いますので、引き続き、この港湾としての利用というのはまた考えていただきたいと思います。

これだけの核保有国の危険な隣国に囲まれ、辛うじて日本が攻撃されないのは、アメリカの核の傘に守られているからです。それは同時に私たち日本がいまだ敗戦国だということも意味して

います。

米国の次の大統領は以前、世界の警察官をやめると言って、アメリカ国民に支持されました。これを受けて私たち日本が覚悟して決断しなければならないことは、ごく当たり前のことですが、自国は自国で守ること、自分の国は自分で守れる国になることです。そのためには、国の要である防衛力の強化、エネルギー自給力の強化、そして食料自給率の強化なのですが、残念ながら、3つともに私たちの国はですね、とても脆弱です。

自国は自国で守れる国になるには、これからは国がすればいいというものではありません。国もこれからこれ以上に強化をしていくとは思いますが、3つですね、各自治体ができることを考えることが必要かと考えます。

本市でできる防衛力の強化については、どのようなことができると考えますか。

○平田寿一総務課参事 防衛に関することにつきましては、国際社会における国家としての存立に関わる事務に当たり、国が行うべき事務になりますので、答弁にならない部分もあるかもしれませんが、防衛力の強化で本市ができることについて述べたいと思います。

近年、日本周辺では弾道ミサイル等の発射が繰り返されておりますが、もし弾道ミサイルが発射され本市付近に飛来する可能性がある場合は、Jアラートを通じて防災行政無線の屋外スピーカーや携帯電話の緊急速報メール等により国がメッセージを流します。

その場合、市民等が安全を一時的に確保するため、避難に関しては屋内避難を行うこととしており、ミサイル飛来時の行動等については市ホームページや広報紙等で、市民に対して周知を図っているところです。

その避難先は、堅牢な建物を緊急一時避難施設として、鹿児島県が指定しており、本市では、第1避難所8か所と第2避難所10か所に加え、水産センターほか3か所が指定されています。

これらの武力攻撃につきましても、自然災害と同じく、ケースに応じた行動や避難場所などを日頃から考え意識していくことが重要であることから、今後も緊急一時避難施設やミサイル落下時の行動等については市民に対して繰り返し周知を行ってまいります。

○10番平田るり子議員 しっかりですね、こういった計画をきちんと考えていらっしゃるというところがですね、すごく心強く感じました。

本市がやはりできるということはこの防災、ふだんの防災をきちんと通常の普通の生活の中に当てはめていく、そして行動していくということはもう本当、常にされていらっしゃるけれども、こういったことが大切です。

あとですね、ちょっと公民館に備蓄等の少し補助とかあればですね、公民館単位でいろんなものを備蓄していただき、そしてですね、何かこの災害協力市が被災されたときに、公民館の備蓄していただいたものを一気に集めて、市が補助をすれば一気に集めるということが出来るわけですから、集めて、被災地に送るとかですね、こういったことも計画していただければいいかなと思います。

そして、やっぱり市でできることは、市で守れるこの港の多様な活用ですね、やはりここが防衛力の強化、こういったものに当てはまってくるのではないかなと思います。

次にですね、エネルギー自給力の強化は、自治体ができることとして各地で広く普及した太陽光発電、そして風力発電が活躍しましたが、これからは外からの衝撃の影響が少ない、地中に埋める小型モジュールに国が早い段階で切り替えていく計画があるようです。

同時にですね、核融合の研究も進んでいますので、これまでの原子力発電そのものの形が変わってきます。これからは、外からの影響に弱い太陽光発電、風力発電は段々役目を終えていくと推測されます。

この原子力の小型モジュールは小型のためにですね、これから多くの自治体に埋めてもらう協力を恐らく国がしてくると思います。自分たちのですね電気、必要なことは物すごく皆様も分か

っていると思います。

もう電気がなくなる、水がなくなるこういったことは、大変命に関わるということは分かっているがですね、このエネルギー、原子力発電は自分たちの国のことにもかかわらず、ほかの地域はよくて、自分たちのところには嫌と身勝手な考えを持ちがちですが、この原子力廃棄物もです。私が手を挙げ調査をしようと公約に掲げているこの原子力発電廃棄物もですね、これは自分だけと考えるのではなく、未来の子供たちを今の私たちがですね、国レベルで日本国民として考えるべきではないでしょうか。そのように思っております。

エネルギー自給力の強化、国への協力、自治体ができる協力というところでは、やはりこういった廃棄物、そして、小型モジュールを埋める、こういったまた原発に対しての理解というものは必要になってくると思います。

次にですね、食料自給率の強化は自治体でできることがたくさんありますが、本市ができることで何があるとお考えでしょうか。

○沖園信也農政課長 国及び各都道府県における食料自給率のカロリーベースは、農林水産省のホームページにおいて示されております。令和4年度概算で、国のカロリーベースは38%、生産額ベースで58%です。鹿児島県のカロリーベースは80%、生産額ベースで249%となっているところでございます。

本市農産物に関しまして食料自給率の向上につなげる取組としては、持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成や確保を行うとともに、耕作する農地の集積や集約化を図り、効率的な農業経営が営まれるように努めることであると考えております。

また、農産物の高付加価値化や生産コストの削減を図ることも重要であります。

さらに、地元で栽培された農産物が地元で消費されるような仕組みづくりを進める必要があると考えております。

○10番平田るり子議員 まず、自分たちの町で必要なものは自分たちでの町でつくる。耕作放棄地を、先ほども言いました市で登記して広い農地にすることで農業をやりたいという方を探す。希望する方がいないと農地利用までつながらないと思いますが、冒頭でも言いました。希望者を待つだけでなく、このようなことが可能ですというような戦略も必要かと思えます。

前段で申しました何が起こるか分からないこの世界情勢・国内情勢がある中、市民の命を守るためにも水を差すようですが、港湾利用につきましてはタイミングを図る余地はないと考えます。

先ほど言いました鹿児島県はですね、結構自給率も全国的には高いとは思いますが、有事の際の備蓄の食料というのは、サツマイモが適しているということで言われております。

ですから、やはりこの耕作放棄地をこういったことに広く農地を使うことも、これからそういった食料自給率の強化につなげられるものだと考えます。

次に、防犯対策についてお伺いいたします。

首都圏を中心に連日ニュースを騒がせている匿名流動型犯罪グループによる強盗事件、政府は首都圏で相次ぐ凶悪事件などを受け、新たな経済対策の強化や支援に防犯カメラの公費を盛り込む方針で調整に入ったとされていますが、防犯カメラ費用の公費での補助が柱とされていますが、具体的な情報というのは入ってきておりますでしょうか。

○平田寿一総務課参事 政府は、新たな経済対策で3つの柱を示しておりますが、その中の一つに、国民の安心・安全の確保があります。能登半島地震と豪雨災害の地域への支援や、防災・減災対策の推進、そして、闇バイトによる犯罪への対策を掲げている中で、防犯カメラ設置費用の公費での補助という新聞記事については確認をしておりますが、国や県からの通知等はまだまだなく、補助の詳しい内容については、今の時点では確認できていないところです。

○10番平田るり子議員 これはですね、もう本当公費で決まれば大変ありがたいことなんですが、なぜならですね、建設業では現場資材機械、そして機械工具の窃盗が多発しています。また、

ニュース等でも外国人によるケーブルの窃盗、そして金属類の窃盗もよく耳にします。

一方で、防犯カメラの増設は一般国民を含めた監視社会が進むと懸念する人もいますが、公共で設置された監視カメラは、基本的に犯罪が起きた際や警察の協力要請があったときに確認するものであり、ふだんから監視し、見ているものではありません。

防犯カメラがあると困るということ自体がかなりおかしいことで、公共施設の防犯カメラがあることで、犯罪の抑止になり普通の人は安心するものと考えます。

また、公共トイレ等の水とかですね、必要以上に使う、こういったことがないような適切な使用をすることにもつながります、防犯カメラがあることでですね。

この首都圏で起きている犯罪は、近年では、事件も田舎にも及んでいます。そして、この12月、師走になるとですね、そういった凶悪事件が多発するのも皆様もよくお分かりだと思います。

一番心配するのがですね、町の治安が悪くなると、子育て世代がこの町から離れていくことが本当に大変心配するところでございます。本市がどのような町なのかをしっかりと認識して、防犯カメラの必要性をしっかりと考えるべきだと思いますが、県内では、鹿児島市が防犯カメラ設置、そして霧島市が防犯カメラ、街路灯、そしてイルミネーションなどの新設または修繕等による費用が助成されています。

本市の通り会、公民館などへの防犯カメラ設置費用一部助成は考えていらっしゃるのでしょうか。

○平田寿一総務課参事 防犯カメラの設置等に対する補助については、県内でも幾つかの市で行っているようですが、鹿児島市では、地域住民による防犯活動への取組を補完し、安心安全なまちづくりを推進するため、犯罪の抑止を目的に町内会等が設置する街頭防犯カメラの設置費用の一部を助成しています。また、霧島市では商工業の活性化を図ることを目的として、市内通り会等を対象に街路灯及びイルミネーション等の新設または修繕等に要する費用を補助しておりますが、その中に防犯カメラの設置費用も含まれているようです。

本市において、防犯カメラに特化した助成制度はありませんが、助成制度を設ける場合は、事故や犯罪の発生状況や公民館、通り会など地域の声、さらには国が行おうとしている補助制度の内容等が明らかになれば、その目的や内容等がどういったものなのか、そういった観点も踏まえて、今後研究してまいりたいと考えております。

○10番平田るり子議員 枕崎もですね、どんどん町のお店が閉店をするっていうのも多々聞きます。そうすると、やはり町も真っ暗になっていきますので、そういった観点からですね、防犯カメラ、そして街路灯とかイルミネーションなどは考えていく必要があるかと思います。

本市の個人住宅の防犯カメラ普及は財源的にも厳しいかとは思いますが、この防災行政無線戸別受信機の設置の費用のようにですね、一部個人宅に補助ができるのであればですね、この防犯カメラ設置普及が一気に進むものとは考えますが、では本市の公共施設への防犯カメラ設置状況というものを教えてください。

○平田寿一総務課参事 公共施設における防犯カメラの設置につきましては、施設のセキュリティーや防犯・安全管理などを目的として、現在7つの施設に25台のカメラを設置しております。

○10番平田るり子議員 全ての公共施設の防犯カメラ設置や警備会社のセキュリティー利用が不可能であれば、せめて公園のトイレ施設だけはしっかりと防犯していただきたいと思います。

今年は枕崎も犯罪が多発しました。新聞をにぎわせてしまいました。しっかりとこの防犯対策はよろしく願いいたします。

次にですね、防犯灯についてお伺いいたします。

防犯灯はどこが負担してどこが管理することになっていますでしょうか。

○平田寿一総務課参事 防犯灯の設置費用や維持するための経費の負担（電気代や修理代など）、そしてその管理につきましては、所有者であるそれぞれの公民館が行っております。

○10番平田るり子議員 防犯灯設置、メンテナンス、そして電気代に市の補助というのは、できないものでしょうか。

○平田寿一総務課参事 本市では、青少年の健全育成、地域の防犯及び安全で明るいまちづくりを図るため、公民館に対して防犯灯の設置補助及び維持費の補助を行っております。

防犯灯の設置につきましては、照明器具とその設置費用の全額を、また新たに柱を設置する場合は、その経費の3分の2以内を補助しています。

維持費の補助につきましては、予算の範囲内において、防犯灯の年間電気料の100分の30以内を補助しています。

9月補正でも予算計上しましたが、防犯灯の災害復旧に要する経費の補助につきましては、照明器具は、蛍光灯で1万3,000円以内、LED照明等については2万4,000円以内を全額補助することとなっています。

柱につきましては、その経費の2分の1以内を補助するとなっていますが、木柱で1万円以内、鋼管柱で2万円以内が補助額となっております。

○10番平田るり子議員 本市はですね、この災害費用補助で防犯灯の復旧は対応になりましたが、全ての復旧というのは終わっていますでしょうか。

○平田寿一総務課参事 今年8月28日から29日にかけて九州南部に接近した台風第10号による防犯灯の被害は、20公民館で70本ありましたが、復旧については全て終わっております。

ただし、補助金については9月補正後、新たに申請があった分については、予算に不足が生じておりますので、今回不足分の補正予算を計上しているところです。

○10番平田るり子議員 期日が過ぎてからの申込みは、台風災害と認められればこの対象になると以前お話がありましたが、そこも含めた全ての防犯灯復旧はもう終わっておられますでしょうか。

○平田寿一総務課参事 8月の台風第10号によって損壊し、被害の報告があった防犯灯については、現地を見て台風により損壊したことを確認した上で、申請を受け付けておりますので、申請があったものについては全て補助の対象となっており、復旧も終わっております。

○10番平田るり子議員 分かりました。安心しました。

明らかにこの台風で破損と認められなくてもですね、やはりこれからですね、せめてこの防犯灯については、防犯の見地からいえば、引き続きしっかりと修理していただきたいと思います。

私たちの暮らす日本の安全が少しずつ失われているような気がしてなりません。悲しいですが、治安のいい日本というのはもうとっくに昔の話です。

これで私の一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、平田るり子議員の一般質問終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○8番眞茅弘美議員 市役所は地方自治を担っており、市民にとって身近な存在であり、市民の生活の状況を管理し、市民が快適に暮らしていけるよう適切なサービスを行うところです。そして、市役所には毎日様々な用事で市民の方が来られます。そのときに、気持ちのいい挨拶ができているのでしょうか。挨拶は短い言葉ですが、その一瞬で相手の気持ちをうれしい気持ちにもしますし、嫌な気持ちにもします。

たくさん職員がいる中で、例えば挨拶ができない職員と擦れ違った場合、また、対応した職

員に挨拶がなかった場合、極端ではございますが、その一瞬で市役所職員は挨拶もできないという印象を与えてしまいます。市民の役に立つ、感謝される、信頼関係を築くことがモチベーションを高くし、仕事にも取り組むことにつながると存じますが、第1印象が挨拶ですので、気持ちのいい挨拶を心がけていただきたいと思います。

それでは私の質問に入らせていただきます。

職員の本来の意欲と能力を最大限発揮し、市民の幸福度を高めるためにも、人材育成に取り組んでいると存じますが、本市の人材育成方針はどのようになっていますか、お願いします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 本市では、現在、第6次枕崎市総合振興計画などにに基づき各種施策を推進しているところでありますが、これら計画を実施し運営するのは全て人であり、地方行政を推進するための能力と意欲のある人材を持たない組織は、幾ら優れた計画、組織があっても、実行につなげることはできないことから、人材育成は大変重要なものであると認識しております。

今後とも、枕崎市人材育成方針等を踏まえ、職員の人材育成の推進のための取組には十分努めていかなければならないと考えております。

○山口太総務課長 昨年3月に策定いたしました第2次枕崎市行財政改革推進計画におきまして、行財政改革の推進項目として、人材育成の推進を掲げております。そこでは、地方分権や高度化・多様化する市民ニーズに対応し、行財政改革を確実に推進させるためには、職員一人一人の意識改革と総合的な人材育成を通じた職員の資質向上が重要な課題であり、枕崎市人材育成基本方針に基づいて、また国の公務員制度改革も踏まえ、総合的・計画的に職員の人材育成を推進し、全体の奉仕者として市民サービスの向上に努めるとしております。

またそこでは、目指す職員像として、市民の幸せを最優先に考える職員、創造と改革に挑戦する職員、プロ意識を持ち、自ら考え、主体的に行動する職員、生産性の高い仕事をする職員と掲げております。これは先ほども申し上げましたとおり、本市が平成16年3月に策定した枕崎市人材育成基本方針の内容を踏まえたものとなっております。

そのほか、主な人材育成の推進の取組として、計画には、各種職員研修の充実、そして、ただいま挨拶のお話もございましたけれども、職員の接遇の向上、そして、人事評価制度の活用というふうに掲げてあるところでございます。

○8番眞茅弘美議員 いろいろですね、推進するっていうことで計画もつくられているようですが、職員のスキルアップを図るために研修を受けることも重要かと存じますが、現在どのような研修を実施しておりますか。

○山口太総務課長 職員につきましては、毎年度いわゆる新規採用職員から管理職員までの階層別に行う基本研修のほか、あるいは業務遂行能力系あるいは政策形成能力系などの特別研修についても受講していただいております。

ただいま申し上げたとおり、基本研修については該当職員の職務年数や職位に応じた研修、特別研修はそれぞれの研修目的に応じまして、対象となる部署を決定し、担当業務等を踏まえて対象職員を決定しているっていうような状況でございます。

研修所等で行う特別研修と位置づけている研修が10講座ほどございます。

その中で幾つか紹介いたしますと、地域づくり新戦略研修、これにつきましては、住民の行政ニーズが多様化し、また地方分権の進展に伴って地域特性を生かした行政運営が求められている現状を正しく理解するとともに、自治体独自の政策をつくり上げていくプロセスを体験し、自治体に取り組むべき地域づくり戦略に必要な思考方法や論理構築等を学ぶことを目的として、この研修は主に地域特性を生かした独自政策の策定に従事すべき部署や職員を対象として研修を受けていただいております。

また、キャリアデザイン研修というのもございますけれども、これは女性職員が自身のキャリ

アを振り返り、組織における役割についての認識を高め、日々の職務にやりがいを持って業務に従事することを目的に、主幹から主任までの職員の女性職員を対象とした研修でございます。

例を挙げれば以上でございます。

○8 番眞茅弘美議員 様々な研修が行われているようなんですけども、ただですね、研修を受けるだけではなく、まずは何の目的を持って受講するのか、そしてどのように生かしていくのか、ここが重要かと存じます。

私もこれまで職員と一緒に研修を受けたことがあります、その研修をどのような目的で受けているのか。ただですね、上司に言われたからといって来ているのか、参加すればいいという考えで来ているのか。ましてはですね、居眠りも見受けられます。もう居眠りをするぐらいなら受講しないほうがいいです。講師の方にも大変失礼ですので、そこら辺をですね、目的意識をしっかりと持って受講していただきたいとお願ひしておきます。

それから研修とはちょっと離れるかもしれないんですけど、庁内では1年に1度、市長と若手職員との意見交換会を開催されていると聞いております。特に若い世代の感性、これ非常にですね、市役所としての宝だと私思っております。

このような取組をすることでですね、どのように生かされているのか市長にお伺ひいたします。

○前田祝成市長 今年、そのような形で、市の若手職員との語る会というのを再開したというような状況でございます。今年の4月末から5月にかけて7回にわたりまして市の職員との語る会を行っております。対象は、入庁2年目から5年目までの55人の若手職員ということでした。

その内容に少し触れたいと思いますが、7回ともにですね、「まちのデザイン」という同じテーマを設定して、約90分のフリーディスカッションの形での会を行っております。まず、デザインというところ、このデザインの定義をですね、生活者が魅力を感じる未来像を構想し、形にする方法と定めまして、職員のいろんな意見を引き出すことを行いました。職員からは、現在、取り組んでいる今の仕事のこと、あるいはプライベートでの暮らしのこと、生活のことや食生活、趣味の話など、多岐にわたる話を聞くことができました。

このまちのデザインというテーマ、これは私のほうで設定したわけですけども、このテーマを設定した意図なのですが、先ほど定義で話をしました生活者、つまり市民が魅力を感じる未来像を構想し形にする方法というものが、まさに今我々がやっている、自分たちがやっている仕事そのものだということです。私たち公務員の仕事の目的である、市民の幸せの実現につながるものだということをですね、若手職員の皆さんに意識していただきたかったというようなことで、このような形で会を進めさせていただいたところです。

語る会を今後、どのように生かすかという御質問ですけども、語る会を経てですね、若手職員に自分自身の仕事の目的をしっかりと意識してもらうこと、先ほど研修の目的というお話もありましたが、自身の仕事の目的をしっかりと意識してもらうこと、そして、私の市民との約束といたしますか、私の3つの公約についてもですね、フリーディスカッションの中でしっかり盛り込んでおりますので、そのあたりの浸透も期待したいというふうに思ったところです。

私としましては、職員との語る会を通じて、若手職員の人となりといいますか、キャラクターも少なからず知ることができましたし、私自身にとっても、大変有意義な学びとなったところです。

○8 番眞茅弘美議員 そのような意見交換会を若手職員とすることで、仕事の目的の意識づけができていくっていうことでございました。

職員とのですね、人となり、キャラクター等も分かってそこで人間関係がまたつくり出されると思うんですが、ちょっと市長にお伺ひしたいんですけども、市長室が2階にございまして、大半の職員の方は1階で仕事をしているわけですが、大変お忙しい身分にあると思うんですけども、

1階の各課を回られることがございますか、ちょっとそこら辺をお聞かせください。

○前田祝成市長 市長室があるんですけども、基本的に市長室は開放しているところです。扉を開けておりまして誰でも入ってこられるというような状況をつくっておりますので、市長室に入ってくる職員は、当然おります。

私自身が1階のところを回るといいますか、そういうことについては、なかなか意識的にあまりしてないところもございます。というのは、実際、仕事の現場で彼らが仕事をしている中で、私が特に用事があれば当然行きます、話をしに行くのですけれども、特にその必要のないときに、1階のフロアを私があまりこうろうろ動くというのなかなかどうかという部分もありますので、そこは意識しながらですね、やっているところでございます。

なので、必要とあれば、当然、1階にも下りますし、職員とも話をするんですけども、そこはほかの方がどうかちょっとよく分かりませんが、私自身はそこをあまり意識してやっているところはないというふうに思います。

○8番眞茅弘美議員 市長のお考えは分かったんですけども、私の考えとしては逆ですね、市長がしょっちゅうとは言いません、時々回ること、また職員の方も身が引きしまったり、またそこで職員の気持ちとか考えを聞いたりとか、そういうこともあるかと思っておりますので、できましたら、たまには足を運んでいただければと思うところでございます。

また、ちょっと研修の話に戻りますが、本市は職員採用がなかった時代があると聞いておりまして、現在40歳代の職員の方が極端に少ないと聞いております。

先のことも考えてですね、管理職を育てるためにも、今、様々な研修は行っておりますが、私昨年12月議会でも申し上げておりました自治大学校とかですね、民間企業への派遣、また県への出向等も検討していただけないかと思うのですが、そこら辺いかがでしょうか。

○山口太総務課長 先ほど本市行財政改革推進計画の中に、主な人材育成の推進の取組として、各種職員研修の充実が掲げられていると申し上げましたけれども、本市の人材育成基本方針の中にも、交流・派遣研修につきましては、組織外の人々と共に学び、意見を交換できることから、視野を拡大、意識の改革を図ることができる利点があり、また民間への派遣研修は経営感覚やコストを得るだけでなく、新たな政策への課題も吸収するという積極的な意識が必要となるとしており、交流・派遣研修の例示として、ただいま質問者からもございましたとおり、県への派遣、あるいは自治大学校への派遣、あるいは市町村アカデミーへの派遣、そして民間企業等への派遣などを掲げております。

本市では近年、ただいま質問者からございました県などへの派遣につきましては、その考えはあるものの、人事管理上、困難な状況もございまして実施できていないところでございますが、この派遣研修につきましては、今後とも積極的に検討してまいりたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 それからですね、研修については計画が立てられているところですけども、どういう目的で、この段階ではこの研修を、そういう形で計画は立てられていると思います。

今後ですね、実施主体は各課で取り組み、そのための計画をしっかりとですね、人事係等で立てるといことも必要かと存じますが、そこら辺いかがでしょうか。

○山口太総務課長 先ほど答弁申し上げましたとおり、基本研修につきましては新規採用職員、あるいは3年目、あるいは7年目、そして係長になったとき、そして管理職という形で該当職員の職位に応じた研修を実施しております。

また、特別研修につきましては、先ほど例を挙げさせていただきましたけれども、対象職員につきましては、研修目的に応じた対象となる部署を決定して、担当業務等を踏まえて対象職員を決定しているところでございます。

これらの専門性の高いといえますか、特別研修に参加する対象職員の決定につきましては、部署ですとか、あるいは担当職員の業務、そして職歴等を考慮して、現在においても、総務課にお

いて人選を行っております。人選を行いまして、当該職員が所属する課との調整を経て決定しております。

また、その他全ての職員が本人の希望により受講できる特別研修といたしまして、簿記の基本・応用研修でありますとか、あるいはパソコン研修なども設けておりまして、こちらは職員それぞれのスキルアップのための研修ということで実施しているところでございます。

○8 番眞茅弘美議員 その目的意識を持ってですね、しっかりそこら辺、取り組んでいただきたいと思います。

次に、人事評価について聞いてまいります。

人事評価には具体的項目があるのでしょうか、それから、その評価は誰がするのでしょうか、この2点についてお願いします。

○山口太総務課長 人事評価の評価項目についてのお尋ねでございます。地方公務員法上、人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価である能力評価と、職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価である業績評価の2つの方法により行われることとされております。

評価期間につきましては、毎年4月1日から翌年3月31日までですが、能力評価は期末、年度末に1回実施しております。また、業績評価は期間内の10月1日を中間評価の基準日としておりますので、年2回実施しております。

もう少し具体的に説明させていただきますと、能力評価というのは、職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握するものですけれども、本市では、評価項目を、倫理、知識・技術、コミュニケーション、業務遂行の4項目といたしまして、例えばですね、知識・技術の評価項目であれば、評価すべき行動を業務に必要な知識・技術を習得するとしておりますけれども、職員のどのような実際の行動を見て判断したらよいのか分かりやすくするために、着眼点として、情報の整理——情報や資料を分かりやすく分類整理する。そして、知識習得——業務に必要な知識を身につける。この2つを着眼点として示しております。

この着眼点につきましては、その他の評価項目及び行動についても、その数は異なりますが同様に示されております。

業績評価につきましては、職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握するものとなりますが、業績評価は公務能率の向上や評価結果の客観性、納得性を確保するとともに、評価結果を人材育成に活用する観点から、評価者と被評価者、上司と部下でですね、あらかじめ目標を設定した上でその達成度を評価する方法によることが適当であるとされておまして、本市もそのような方法を取っております。

人事評価の流れまで少し御説明させていただきますと、まず、評価期間の開始に際して、先ほど申し上げましたとおり、上司である評価者と部下である職員が一体となって目標等を定めることによりまして、当該職員が当該評価期間中に果たすべき役割を確定します。また、その目標を定めるに当たっては、所属する組織の目標を踏まえて行うことが必要となりますが、何を、いつまでに、どのような水準までに達成するのか、具体的に目標を定めることとしております。そして、評価者は評価期間を通じまして、被評価者の職務行動等の把握に努めることになります。

これは日常の業務管理の中で行われるもので、評価のための特別の観察を行うものではございませんけれども、期末の評価に備えまして、被評価者の顕著な行動等については、忘れないようにメモなどを残しておくことが適正な評価と部下に対する指導・助言に有効なものとなります。

また、評価に先立ち、評価者は評価の参考とするために被評価者に対して、発揮した能力及び挙げた業績に関する被評価者自らの認識について自己申告を行わせます。

能力評価では、自らの評価期間中の行動等について、評価項目及び行動に記載された行動等を安定的に取れていたかどうかの観点から振り返って申告をいたします。

業績評価では、期首に設定した目標等についてどこまでできたか、どのような役割を果たしたかなどを記載することとなります。また、期首に設定した目標以外の取組事項、突発事態への対応等があった場合には、その業務遂行状況についても記載いたします。

評価者は、この自己申告記載済みの人事評価記録書を受け取りまして、記載内容について被評価者への確認、そして評価期間中の被評価者の職務執行状況等の整理等を行った上で評価を行いまして、最終的には、被評価者の能力評価及び業績評価の結果を当該被評価者に開示することとしております。

人事評価の評価者につきましては、本市においては1次評価、2次評価、そして当該評価事項の確認という3段階の流れで人事評価を行っております。

最も対象者の多い係員の人事評価の場合では、1次評価者は被評価者が所属する系の主幹や係長等となり、2次評価者である課長級に人事評価記録書が提出されまして、最終的には確認者である副市長が当該事項を確認することとなります。同様に、被評価者が主幹や係長等の場合は、1次・2次評価ともに課長級が評価者となり、確認を副市長が行います。被評価者が課長級の場合は、1次・2次評価ともに副市長が評価者となり確認者は市長となります。

少し長くなりましたけれども、本市において実施している人事評価については、以上のような方法で実施しているところでございます。

○8番眞茅弘美議員 その評価の基準っていうところがですね、今、答えていただいた中では細かく分けられているのかなっていうところではございますが、それぞれ部署によってですね、仕事内容が異なります。窓口であればルーチンワーク、また現場に出たり実務的なこと両方する部署や事業化するなど様々でございます。全ての課がですね、市民のニーズに合わせていくということでは、目的は同じですが、仕事内容が異なるためにですね、そこがしっかり評価されているのかなっていうところではございますが、まず先ほどの基準っていうのは、全て共通しているってことですかね。ちょっと確認のためにもう一度お願いします。

○山口太総務課長 ただいま質問者からございましたとおり、もちろん各課それぞれ業務内容も異なりますけれども、なかなかいわゆる目標というのを立てにくいというか、ルーチンワークのところと、またそうでないところと、またいろいろ立て方も異なってくるわけなのですが、できるだけ業務を効率的に行うとか、そのようなことを目標として、できるだけ3つぐらい、最低でも2つぐらい掲げてもらってという形で実施しております。

また、評価の基準といいますか、私先ほど申し上げたその評価項目については、それぞれ各課業務が異なるわけですが、それぞれその評価項目というのは同じでございます。

○8番眞茅弘美議員 その評価についてはですね、なかなか分かりづらいところもあると思いますが、人事行政の運営等の状況が公表されております。評価の対象がですね、勤勉手当、つまりボーナスのみとなっておりますが、これ実際はどうなのでしょう。

○山口太総務課長 毎年度公表しております人事行政運営の公表のお話かと思いますが、人事評価を活用している項目として勤勉手当と、あとは昇給にも一部活用しているところでございます。そのほか先ほどから人材育成の話をいただいておりますけれども、いわゆる地方公務員法では人事評価は公正に行わなければならないとしております。そして、任命権者は人事評価を任用・給与・分限、その他の人事管理の基礎として活用するものとするという人事評価の根本基準も定められております。

人事評価というのは、もともとその評価基準と先ほど申し上げたような評価プロセスが人材育成に資するべく設計されておまして、人事評価の実践を通じて、評価者と被評価者の共同作業によって人材育成の効果も期待できるというふうにされております。

人事評価における自己申告、そして目標を設定して、評価結果の開示や期末面談等のプロセスを通じまして、公務運営への参加意欲を高めて、自己の職務行動を点検することによって、効果

的、主体的な能力開発を進めることができるとされておりますし、また評価者と被評価者は、人事評価の有するこのような人材育成機能を十分認識して、人事評価をいわゆる職場内研修の一環としても位置づけて、密接なコミュニケーションの下に実施していくということが望まれております。

このように人事評価の適切な実施自体が人材育成の効果をもたらす機能を果たすことに加えまして、またこれも先ほどからお話が出ております人事評価の評価結果を研修とかに活用することによって人材育成の効果を上げることができるというふうにもされております。

例えば、評価結果に基づいて各職員の得意分野の能力向上でありますとか、あるいは弱点の克服のための研修受講を勧めたりとか、そういった形で職員研修の充実・強化につなげることもできると思います。

このように人事評価というのは、まさに人材育成のための知恵と素材が詰まったものと言えるものであると考えますので、市としては、適切かつ積極的な活用に向けて今後とも努力してまいりたいと、そのように考えております。

○8番眞茅弘美議員 市役所職員には市民の希望としてですね、市民目線で一生懸命働いてほしいという気持ちでございます。職員もその期待に応えようと働いていると存じます。その頑張りの対価として収入に反映されなければ、モチベーションが下がる原因になってしまいます。そうならば、そのまま市民サービスの低下につながりますので、頑張っている人がしっかり評価されるよう、各課の評価する担当管理職になると思いますが、その方がしっかり責任を持って評価していただきたいと要望しておきます。

次の、人事異動について質問させていただきます。

1年に1回、異動部署の希望を取ると聞いておりますが、どの程度の割合で希望部署に配属されておりますか。

○山口太総務課長 ただいま質問者からございましたとおり、本市では、人事異動の参考にするため、現在の担当職務の状況あるいは配置希望等、そして健康状態、保有資格や特技なども記載する自己申告書を全職員から徴しております。

自己申告書で異動を希望した職員がどの程度異動できているかという御質問かと思っておりますけれども、ここ3年の実績で申し上げますと、令和4年度は51.4%、令和5年度は68.2%、令和6年度は40.7%という状況になっております。

○8番眞茅弘美議員 希望を出すのですから、やりがいを持って仕事にも精を出すのではと思いますが、職員数も多く配属にはいろいろあると存じますが、異動になる年数の基準がございますか。

○山口太総務課長 本市が定めております人事異動方針というものがございますので、御説明させていただきます。人事異動の趣旨・目的というのは、職員構成の適正化を図り、職場の気風の刷新と職員の特性を生かした能力発揮を目指して適材を適所に配置し、行政の充実を期するものであると。人事異動は、職員が自らの資質を磨き能力を高めるために多くの職場を経験することと、できるだけ公務を公平に分担し業務に精通することによりまして、市民サービスの向上を図ることを目的に行うとしております。

ただいまお尋ねがございましたその人事上行うに当たっての基準というか年数のことですが、在任期間はおおむね3年から5年を目安とするとしております。ただし、行政の必要上及び職員の健康状態、家庭状況、その他特殊事情等を勘案して行うこととし、在任期間をもって画一的に行うものではないとしまして、いわゆる経験年数10年未満の職員は3年、あるいは勤続年数10年以上の職員は5年で異動対象者として、人事異動を検討することとしております。このうち経験年数10年未満の職員を3年で異動対象者としている理由は、先ほど申し上げましたように、入庁後おおむね10年で複数か所、できるだけ3か所程度の職場を経験してもらうとい

うことを狙いとしていることによります。ただし、これはあくまでも原則ですので、人事異動の作業を行うに当たっては、庁内全体の人事異動のバランスに配慮するとともに、各課を経営する課長に十分事情を聴取して作業を行っております。

先ほども申し上げましたとおり、本市では、人事異動の参考にするために自己申告書を全職員から徴しております。このうち、先ほど申し上げた配置希望等という欄には異動希望の有無、そして異動希望先を2か所、そして希望する理由も記載していただいております。そのほかにチャレンジしてみたい業務や職種、そして一部事務組合や県庁などへの派遣希望の有無、そして異動に際して特に配慮してほしいことや意見があれば記入していただく欄を設けており、そのほかにも異動に関すること以外にも、申告したいことがあれば自由に記入できる欄も設けて、記載をしていただいております。

ただいま申し上げた人事異動の方針、そして自己申告書に記載された職員の意思あるいは希望、そして各課を経営する課長からの十分な事情聴取の内容などを基に、毎年度、人事異動の作業を行っているというところでございます。

○8番眞茅弘美議員 最後です、部署によっては女性の職員の比率が少ないところがあると感じております。入庁時は男女同じ一般職です。年数または異動部署や与えられた職務によってつくられた能力とならないようにしてほしいと思うところでございます。そして、ちょっと気になっておりますのが、現在、財政課に女性の職員がおりません。予算の査定をする重要な部署ですので、ここら辺は慎重に考えていただきたいんですけども、女性職員の比率が少ないという点とですね、そこについてお願いいたします。

○山口太総務課長 先ほども申し上げましたけれども、人事異動の作業を行うに当たりましては、庁内全体の人事異動のバランスにも配慮しなければなりませんし、また、各課を経営する課長の意向と申しますか、課長の意思も十分聞き取り、また事情もいろいろありますけれども、そういったことも聞きながら作業を行っております。

ただいま財政課についての御紹介もいただきましたけれども、おっしゃるとおり、これまでの人事異動、職員配置の結果、部署によって男性あるいは女性が多い職場、また女性が1人もいない職場、現にあるということは十分認識しておりますので、今後ともその点については十分考慮しながら職員配置を行っていきたいと考えております。

○8番眞茅弘美議員 よろしくをお願いいたします。

次の質問に移ります。給食費無償化についてでございます。

給食費につきましてはですね、今年の6月議会でも質問をさせていただきました。そして、これまで私以外にも数人の議員が給食費無償化については質問しておりますので、時間を有効活用いたしまして単刀直入に聞いてまいります。

まず、本市の出生数が目に見えて減少しております。そして、市民の方が心配していることは、若い世代が近隣市に移住しているし、今後もそれが続くのではないかとことです。ある方の話では、息子さんの同級生が数人移住したということでした。

このように、南薩3市、この3市ではですね、大体職場への通勤距離が30分以内ぐらいであります。そうなりますと、先々の子育ての出費等を考えて、給食費無償化の自治体に引っ越ししようとするのは、ある意味、当然ではないでしょうか。もちろんそれ以外の、例えば移住促進事業等ですね、それ以外の補助事業等もございまして、メリットもあるのですが、住み慣れた故郷を離れるのはとても勇気のいる決断です。本市も給食費無償化に取り組めば、これとどまるのではないのでしょうか。

市民の方もこのままではまだまだ若者が移住してしまうと大変心配しております。高齢者の方々からも結構声をいただくんですけども、もう自分たちの高齢者の方のサービスをよくしてくれじゃなくて、この給食費無償化を急いだほうがいいんじゃないか。もうどんどんどんどん枕

崎の人口減っちゃうよ、しかも若者がいなくなるよ、どうなるのって本当に真剣なそういう声を聞いております。

そして、我々議員は市民の思いを届けることが責務です。市長、この給食費無償化は最優先課題だと私思うんですね。市民のニーズを掌握し、そして政策として支援する。

9月議会の豊留議員の給食費無償化についての質問の中で、決して財源のことを言っているわけではございません。市長の考えの下、無償化には取り組んでいないと回答されております。

市民の方が、どこどこ誰々さんがまた移住したよ。枕崎はどうなるのと、そういう声を聞いております。給食費無償化、これ取り組むべきだと市民の皆さんからも切願されております。

市長どうでしょうか、お願いします。

○前田祝成市長 今、議員からございました、まず議員の冒頭の中で出生数が減少している中というお話がありました。出生数の減少をどう捉えるかということ非常に重要だというふうに思っております、以前から答弁していますようにですね、出生数の減少の根本原因というのをしっかりと捉える必要があると私は思っております。

給食費の無償化というのが一つの政策としてですね、今、世の中的にもそういう流れになっているというのは重々承知しておりますが、基本的に、我が国の出生数の減少を防ぐために何をすべきかというところをまずは考えないといけないというのが私の考え方です。

国の出生数について申し上げますと、もう既に70万人を切るような状況が生まれております。全体としてですね、出生数が減っているということに問題意識をまず持つ必要があろうかというふうに思っております。

そういうこともあってですね、出生数を増やすために、結婚して子供を産み育てるための20代、30代といった若年層の安定した雇用と所得を担保する、こういう経済状況をつくるということが私は最優先事項だと考えております。

これは前からもうずっと申し上げていることで繰り返しになるのですが、現役世代の所得を少しでも増やそう、そして消費を活性化して経済の好循環を生もうということですね、手取りを増やすというような政策を掲げて、さきの衆院選でも国民民主党が支持を集めたことから分かるようにですね、国民の民意といいますか、国民所得を増やすことに対する要請があるというふうに認識しています。税収が減って国民・市民へのサービスという名の給付のための財源が減るということを心配する国や自治体よりもですね、手取りを増やして生活を少しでも豊かにしたいと願う市民のニーズのほうがよほどまとまなニーズじゃないかな、考えではないかなというふうに思っております。

人間は、仕事をして自立した生活を送って、その先に世代を引き継いでいくという社会の循環の中で暮らしていくことが一般的ではないかなというふうに思いますし、この一般的というのも多様性が尊重されている現代ではなかなか言いにくい言葉であります、私は人間社会というのはそのような大きな流れがあるんだというふうに思っております。

そのためにはですね、個人でできない事柄を代わりにやる。これが政治の役割というふうに思っていますが、その中でも経済の活性化ということが重要な役割を持つ、そういうものだというふうに思っております。

この30年間、デフレ脱却ができずに経済の活性化が図られなかったことが、少子化の主たる原因であることは間違いないというふうに思いますし、その動きがここに来てようやく変わろうとしているのが今ではないかなというふうに期待しているところです。

議員からございました給食費が無償化の自治体とそうじゃない自治体があって、人口が移動しているということについてはですね、確かにそういう事象があるということは、若干あるのだろうと、そういう親御さんがいらっしゃるのだろうというふうには実際思います。ただそれは、人口が動いているだけでですね、人口の奪い合いになっているだけで、根本的な少子化の対策っ

ていうところにはですね、私あんまりつながってないんじゃないかなというふうに認識しています。

先ほどから申し上げましたように、20代、30代の若年層の世代が、しっかりと経済を賄えるといいますか、生活できる、そういう経済環境をつくることのほうがですね、重要だというふうに考えております。なので、本市の行政運営の中でですね、私が公約の中で産業競争力の向上、稼ぐ力、これを高めるっていうことを一番に公約として掲げている、それを目標としているっていうのはですね、そこがあるんです。

ですので、ここの枕崎という地域で、地場産業の非常に可能性のある地域でですね、経済をしっかりと回していく、経済力をしっかりとつくっていく、そういう経済環境をつくっていくことですね、やはり若年層の雇用であるとか、所得というのをつくっていくっていうような施策に取り組んでいるということを、ぜひ御理解いただければというふうに思います。

○8 番眞茅弘美議員 以前からですね、市長がそのように産業競争力、産業のまちとして、そこをしっかりとつくっていくということが非常に重要だとおっしゃられております。そこはですね、非常に私も重要だと思うところではありますが、これですね、はっきり言ひまして、すぐに実現できることではありません。毎日毎日を必死で働いていらっしゃる若者、子育て世代の方々は、これ待ってられないんです。そのために、近隣市が全額給食費無償化にするということで移住していると思うんですね。

それから、市長が以前からおっしゃられている子供の食費を賄うというのは、親の最重要の役割、そう述べられていらっしゃいますが、ちょっと私これ市長は取り違えているのではと思うところでございます。

国に先んじて取り組んでいる自治体もありますし、現在、国も全国の自治体からの要望が相次いでおり、子育ての政策として、給食費無償化の検討をしております。こういう流れからいってですね、近隣市が全額補助すれば、そっちにどうしても流れてしまうと思うんですね。

そういうところからですね、市長、行政のトップとして、市長は揺らぐことなく意思が固く一本筋が通っているって、そこは私も称賛いたしますが、首長っていうものはですね、その状況を見極めて柔軟に方針転換することも本当に大事な決断だと存じます。

今即答っていうのは難しいかもしれませんが、もう一度市長にお尋ねします。検討していただけないでしょうか。

○前田祝成市長 即答は決して難しくなくて、先ほど申し上げたとおりなのです。

意見といいますか、考え方がかなりかみ合っていないなという部分があるので何とも申し上げにくいのですが、政策によって、人口の奪い合いになっているっていう事実はですね、ぜひ認識していただきたいなということ、それと何度も繰り返しますが、やはり、若い世代の結婚であるとか、子育てを促すための社会状況、これをつくり出すことの重要性というのもですね、ぜひ認識していただきたいというふうに思います。

○8 番眞茅弘美議員 真剣に聞いておりますので、笑いながら答弁するのは控えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。無縁墓についてでございます。

ちょっと時間が残り少ないので、質問をちょっと引き出しながら質問させていただきたいと思います。

近年、人口減少や少子高齢化に伴い無縁墓が目立つようになってきました。墓じまいをして納骨堂に改葬する人も増加しております。ここでまず、市営墓地について伺いますが、本市には3か所の市営墓地があります。幾つの区画があり、現在幾つの空き区画がありますか、お願いします。

○立石秀和市民生活課参事 本市の市営墓地につきましては、犬牟田墓地、川路墓地、立神墓地

の3つの墓地があるところです。

市営墓地の区画数等の管理につきましては、墓地システムを利用して行っており、区画数等については、令和5年度末の数値になりますけれども、犬牟田墓地の区画数が2,496区画、そのうち使用許可済みの区画が1,969区画、空き区画が527区画となっております。川路墓地の区画数については、区画数が1,255区画、そのうち使用許可済みの区画が957区画、空き区画が298区画。立神墓地につきましては、区画数が559区画、そのうち使用許可済みの区画が243区画、空き区画が316区画、3か所の合計で、区画数4,310区画、そのうち使用許可済みの区画が3,169区画、空き区画が1,141区画となっております。

○8番眞茅弘美議員 近年ですね、納骨堂に改葬する方や、あと市営墓地等でも目立つんですけども、無縁墓が点在するようになってきております。その辺のですね、把握が行政としてできていますでしょうか、お願いします。

○立石秀和市民生活課参事 使用許可済み3,169区画の中で、死亡者の縁故者がいない無縁墓や、縁故者はいるものの管理がなされていない墓については、外見だけでは管理されているかされていないか判断することが難しいことなどもありまして、死亡者の縁故者がいない無縁墓の数については把握ができていないところです。

○8番眞茅弘美議員 本市でもですね、確認が今できていないということなんですけども、熊本県人吉市がですね、平成25年に詳しい調査をされております。その調査の中ではですね、市営墓地だけでなく、民有墓地も含めて1年かけてかなり詳しく調査されております。

無縁墓だけでなく危険箇所の把握だったりですね、市営墓地に関しましては、全ての墓石に連絡先とか名前とかそういうものを市のほうに報告をお願いしますっていう形で手紙を張りつけるなどしてですね、そういう調査をされております。

民有墓地も地域に任せっきりでなく、死後の権利に関わることで、行政がそういう調査をするべきではないかというふうに存じますが、その辺、今後検討していただけないでしょうか。

○立石秀和市民生活課参事 市営墓地の無縁墓の調査につきましては、人口減少・多死社会の進展や家族観の多様化等に伴い、管理する者がいなくなった無縁墓等が増加することで、不十分な管理による支障が出ることが懸念されますので、今後まずはですね、実態把握に努めていきたいと考えております。

また、共同墓地などの民有墓地につきましては、墓地管理者で管理すべきものでありますが、墓の継承者がいないケースが地域での課題となっていることから、市としましても課題解消のため、地域の実情を踏まえた対策を研究していく必要があると考えております。

それから危険箇所の調査につきましては、草刈り業務の際などに確認を行っておりまして、危険性がある箇所については年次的に改修等を行っているところです。

○8番眞茅弘美議員 民有墓地によってはですね、現在、昔ながらの狭く細い階段、そして木々が生い茂り、足腰が悪い高齢者が墓参りにも行けないような墓があるようです。このような墓参道とか墓の整備に関しての助成が市のほうでありますか、お願いします。

○立石秀和市民生活課参事 枕崎市共同墓地整備統合等及び災害復旧事業補助金交付要綱に基づきまして、共同墓地の整備統合等及び災害復旧に伴う工事等を行う者に対して、補助金を交付しているところです。

補助対象となる経費につきましては、共同墓地の整備統合等のうち、のり面、参道、給水、排水その他の墓地の敷地及び施設の整備に要する経費や災害復旧に要する経費となっております、補助率については補助対象経費の2分の1以内となっております。

○8番眞茅弘美議員 今後の地域課題としまして、墓守をする人が極端に減少していくことが予測されます。また、納骨堂に改葬したい、または生前中に墓じまいをしたくても金銭的な負担が

大きいために手をつけられない方もいらっしゃるようです。今後、このあたりは市のほうで補助はできないのか。墓じまいをするときの遺骨を納める場所として、また一代限りのお墓の位置づけとして合葬墓の検討もお願いしたいと思います。

これですね、こういう無縁墓が増えることにより、いずれかはもう何十年後かってなりますと、市のほうでどうかしないといけなくなって、また市のほうでの負担も増えると思いますので、行政としてですね、ここら辺の検討もよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時19分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○6番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

2024年もあと20日余りとなってまいりました。来年は戦後80年、昭和の年号で数えますと昭和100年となります。今年はたくさんの選挙が実施されましたが、昭和100年に言及された候補者には残念ながらお会いできませんでした。明治100年は叫んでも、なぜ昭和100年を叫べないのか。

国際的にはアメリカ大統領選挙をはじめ政権交代をもたらした諸外国の選挙結果もあり、国内的には衆議院総選挙、東京都、兵庫県などの知事選挙、そして私たちの鹿児島県内でも、夏の知事選挙、県都鹿児島市の市議選、市長選、まさに選挙イヤーの1年でありました。

こういった選挙戦の中で、私が一番関心を持った選挙公約は、ふるさとの稼ぐ力の向上、このことであります。

鹿児島県の広報紙かわら版においては、稼ぐ力とは、魅力ある地域資源を生かした地域の経済的な価値を高め、市民の所得を向上させる力と説明されております。

本市地場産業に携わる方々の稼ぐ力は、近年どのように推移されているものなのか。また、本市における所得向上のための販路拡大、販売単価向上についてこういった取組をされているものなのか、地場産業を総括してお答えいただきたいと思います。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本市地場産業の稼ぐ力について、私の考えを申し上げます。

私は市長就任以来一貫して、公約の1番に産業競争力の向上を掲げております。まさにおっしゃられる稼ぐ力の向上ということだと捉えています。

本市の枕崎漁港を中心とした水産業、日本一の生産量を誇る枕崎かつおぶしなどの水産加工業やそのほかの鉱工業、お茶、電照菊、畜産、果樹などといった農業など、本市は産業を中心とした経済に支えられた自治体であり、この稼ぐ力の向上は大変重要なものであると認識しています。

現在の産業の状況は産業によって、あるいは事業者によってもその業績に差がある状況ではありますが、行政としてそれらの産業の後押しとして、枕崎ブランドの確立、価値向上に力を入れて取り組んでいるところです。

県内外の物産展での取組や情報発信、また事業拡大や生産性向上に前向きな設備投資等に取り組む事業者への後方支援、産業競争力の向上につながる施策を積極的に行っております。

今後は、後継者不足対策への取組や事業継承等への取組のサポートなど、さらにきめ細かな支援も必要になってくると考えられます。

また、今回、日本の伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録が決まりました。本市は伝統

的な本格焼酎づくりの老舗メーカーがあり、また同じくユネスコ無形文化遺産の和食を支えるだしの素となる日本一のかつおぶしという産業があり、1つの自治体で2つの無形文化遺産をアピールすることができる強みを生かした施策など、これまで以上に枕崎ブランドの価値向上を進めていくことができるのではないかと期待しているところです。

○沖園信也農政課長 私から販売価格の向上について答弁をいたします。

農畜産物につきましては、基本的には市場に出荷され流通されるものが主でありますので、販売単価は市場価格に左右されます。

販売単価の向上を図るには、その市場における信頼を得る必要があります。消費者ニーズに適した高品質なもの、また安定して一定の数量を出荷することなどが求められることから、品質の向上につながる農業機械の導入補助や病害虫対策・支援などの情報提供、研修会への参加促進などに取り組んでいるところでございます。

○鮫島寿文水産商工課長 販売単価の向上につきまして、農林水産業の水産業に係る部分につきまして水産商工課から申し上げます。

生産される商品の価格につきましては、基本的には農政課長が申し上げましたとおり、市場、需給バランスで変動するものと考えていますが、水産物の価格形成につきましては、国際市場（バンコク市場）の相場や国際情勢にも左右されることもあります。

商品価値の向上、販売単価向上の取組につきましては、本市の特産品であるカツオのお刺身や炭火焼きタタキの原料となりますB-1カツオ、ブライン凍結一級品のカツオですが、これにつきましては、遠洋カツオ一本釣り漁業で漁獲されますが、この漁法につきましては、水産資源や生態系などの環境に優しい方法で行われている漁業を認証する、水産エコラベル（通称MEL:メル）といわれる漁業認証を取得しています。

また、国際的な海洋管理協議会が運営します認証制度で、水産資源や環境に配慮した持続可能な漁業を推進するMSC認証につきましても、地元の遠洋カツオ一本釣り漁船3隻、2事業者が取得しております。

このように、日本国内及び国際的な認証を取得することで、サステナブルという付加価値による差別化、PR効果、ブランドイメージの向上、輸出を含めた新たな市場・販路の拡大、プレミアムな価格設定など商品価値、価格ともに向上する取組を進めております。

水産加工業、食料品製造業におきましては、HACCP（ハサップ）対応の食品加工の施設整備を推進することで、高度な衛生管理の中で生産量を増やし、販売量も増加、海外を含めた販売チャンネルを多様化するとともに、製品価値を高めて販売単価の向上に資する取組として支援しており、今後も引き続き推進してまいります。

○6番立石幸徳議員 市長も最初の答弁で出されました、本市の非常に強みである産業の無形文化遺産、この点も後もってまた輸出の拡大の点で触れますが、まず販路拡大という面で、国内販路、もう一つ海外の販路という2つに分けて掘り下げてみたいと思うんですが、販売単価については再質問をする時間はございませんので、この販路拡大の面でもう少しお尋ねをします。

地場産品における国内販路はいろんなやり方があると思うんです。最近はいわゆるIT社会ですのですね、物産展とそういうものにこだわることでございませぬけれども、ここで具体的に取上げたいのは、私は今回、物産展や量販店でのフェア、この活用についてもう少しお尋ねいたします。

今度の12月定例会初日に市長からの行政報告にもございました、11月の城山ホテル鹿児島での枕崎フェア、こういったものは私は本当に素晴らしい取組であると思います。

今後ともこういった取組を持続して開催できるように要望しておきますが、近場の鹿児島市に限らず、鹿児島県主催の物産展あるいはフェア、鹿児島県が取り組んでいる物産展、これは東京、大阪、愛知、大都市を中心に物産展、あるいはフェアも20回近く企画されているんですね。

私、手元に物産展の会場、期日も県のほうで頂いた資料を持っていますけども、一々読み上げる時間もございませんのでね、やはりこの地場産品で、かつおぶしあるいは焼酎にしても、無形文化遺産ということで手を組んでいることではございませんが、遠方の鹿児島県のフェア、物産展は北海道まで企画されています。

そこで、せっかくの県の企画、こういったものに本市はどの程度参加されているのか、この点をお尋ねをいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 地場産品の販路拡大につきましては、県や県特産品協会などが主催する首都圏や大都市の百貨店などで開催される鹿児島フェア、物産展に、市の枕崎ブランド発信事業や特産品販路拡大支援事業を活用し、市内事業者が出展しています。

カツオのタタキ、かつおぶしやさつま揚げなどの水産加工品や、お茶や農産物の加工品、刃物など工芸品も出品し、販売PRに努めています。

令和5年度に特産品協会から案内のありました、物産観光展について申し上げますと、質問者からもありましたとおり、20件を超える物産観光展の案内がございました。

その中で幾つか申し上げます、令和5年4月の博多大丸福岡店、6月の東急百貨店札幌店、11月の東武百貨店船橋店、令和6年1月の井筒屋小倉店、そして最後に3月の日本橋三越店の物産展に、公益財団法人南薩地域地場産業振興センターが出展させていただいております。

今年度も同様に、県の特産品協会から案内のございました物産展に出展していますが、アンバサダー協定を結んでおります博多大丸福岡店におきましては、4月の鹿児島県魅力発信マルシェにも出展し、市長がトップセールスを行いました。

10月に東京の豊洲で開催されましたふるさと納税に関するイベント、さとふるまつりにも、特産品販路拡大支援事業を活用し、本市の事業者、生産者が商品をPR、直接販売いたしております。

県内におきましても、9月に鹿児島銀行本店ビルのよかど鹿児島で、枕崎市特産品・観光フェアを実施し、市長のトップセールスを行い、鹿児島市の大型ショッピングモールにおきましても、KKBCM大賞審査会に合わせて開催されました、まるごとかごしまフェスに出展し、各事業者が焼酎、さつま揚げ、かつおぶし、カツオのタタキのPR、販売を行ったところです。また、同ショッピングモールの商談会への支援も行っているところです。

議員からありました、11月には昨年に引き続き城山ホテル鹿児島の和食、洋食、中華の各レストランで、カツオやかつおぶし、タカエビ、鹿籠豚などの枕崎の食材を使った枕崎フェアを開催いただき、好評を博したところです。

消費者の行動変容もありまして、EC事業も推進しているところですが、顧客、消費者と事業者や生産者が、じかに接する対面販売については、詳しい商品説明はもとより、生産者、作り手のお気持ちと一緒に商品を届けるという付加価値の高い販売方法と考えております。

百貨店での物産展におきましては、毎年の鹿児島物産展を心待ちにしているコアな御客様もいらっしゃる、対面販売は信頼関係も築きやすく、タイムリーな消費者ニーズの動向もつかみ、リピーターを増やす販売戦略としては効果的と考えておりますので、今後もしっかりと取り組み、県や県特産品協会とも連携しながら、引き続き枕崎ブランドの価値向上や販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

○6番石幸徳議員 やはり物産展にしても、ほかのことについても言えるんですが、やはり継続、連続して続けるच्छゅうことが大きな力になっていくと思うんですね。

物産展もいろんな形で、県の企画も経費の面でも非常に有利じゃないかと思いますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ輸出の関係ですね。日本はもう人口がどんどん減っていくと。当然人が減れば胃袋も減るわけですね。それで輸出対策は、かなり鹿児島県も力を入れている。

この輸出の関係の県の統計を見てみますと、令和3年県下全体でこれは農林水産業に特化して集計しておりますが、311億円の輸出実績がございます。令和4年は327億円と、そして、最新のデータで令和5年が367億円の県の農林水産物の輸出実績なんですが、これを令和7年度、来年度は500億円になるように目標を設定しているんです。

県の農林水産物輸出促進ビジョンというものが策定されておりますけど、この中では農業、林業、水産業といった業種ごとの現状、課題を整理して、また業種、品目ごとに戦略を立てているんです。

それから今、市長が最初に申しました今月12月5日に、つい4日前ほどに、ユネスコがこの本格焼酎、ほかにも日本酒、泡盛を含めて、伝統的酒造りを無形文化遺産に登録すると。これも県知事は、焼酎が世界の蒸溜酒の一つとして広く認知され、輸出拡大や観光などの活性化につながることを期待すると。そして販路拡大に知事自身が取り組むと明確に述べております。

こういう状況の中で、本市地場産物の輸出にどう取り組む考えなのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○沖國信也農政課長 農畜産物につきましては、鹿児島県の資料によりますと、牛肉、お茶、サツマイモが品目として上げられており、本市においても栽培や飼育がなされているところでございます。

その中で、台湾、香港、アメリカ等に輸出される牛肉の対象地域に本市も含まれており、また、県経済連の取組として、お茶やキンカン、サツマイモが挙げられております。

こういった品目につきまして、各種事業等の支援を行いながら、この輸出対応に係る取組等を進めてまいりたいと思っております。

○鮫島寿文水産商工課長 水産物につきましては私から申し上げたいと思います。

鹿児島県の資料によりますと、養殖ブリ、養殖カンパチが輸出品目として公表されております。

先ほど申し上げました本市においては、輸出先国の規制や条件に対応した施設整備、HACCP（ハサップ）等の対応施設の整備を支援しております。

本市のかつおぶしなどの水産加工品、冷凍水産物が輸出品目となっていると考えていますが、これらの輸出品目は、県の公表数値の水産のその他の品目に包含されております。

少し取組を申し上げますと、令和6年度取組として申し上げますが、10月にありました県が主催する南の宝箱輸出商談会に、本市の事業者4社が参加しております。

11月には、県の地域振興推進事業を活用し、南薩4市、枕崎市、南さつま市、南九州市、指宿市でバイヤー招聘輸出商談会に市内事業者2社が参加しております。

この10月、11月ともに、先ほどありました焼酎造りのメーカーの老舗メーカーも、両方とも出展されております。

○6番立石幸徳議員 先ほど申し上げました県の輸出促進のビジョンですね、これ品目ごとに目標設定をしているんです。特に例を挙げますと、農産物の中ではお茶、これは非常に伸びているんですね。もう既に令和5年度の目標としては20億円ぐらいだったんですけど、令和5年度で32億円を達成しているんですね。

ですから、農林水産業の事業者にも、こういった県の輸出がどういう状況にあり、そしてどういう形で輸出を拡大していくか。この辺もやっぱりいろんな機会に、当事者と語っていただきたいと思うんです。

国を挙げて今輸出ということを取り組んでいて、農水省の輸出サポートは、GFPというイニシャルで、グローバルファーマーあるいはフィッシャーマンプロジェクトというのがありましてですね、農林水産物の食品の輸出に意欲的に取り組もうとする事業者をサポートするようになっているんですね。こういったものもどんどん本市の事業者にも紹介していただきたいと思うんです。

次の質問に入りますが、やはり稼ぐ力を向上する中では、担い手、産業を支える方々がどうしても必要になってくるわけです。

私はこの点で、具体的に外国人の育成就労制度、このことは昨年も技能実習制度との関係でいろいろ質問をいたしましたけれども、本年の5月下旬に、まず衆議院でこの新しい外国人の育成就労制度に関する法律が成立、さきの通常国会で外国人対策の制度、法律がもう成立しております。

そして、大体3年間の準備期間で新しい育成就労制度という形に移行していくわけなんですけれども、制度移行がスムーズになされるか、これはかなり大事なポイントだと思います。そして行政も、この点については、いろんな意味で支援をしていただきたい。

まず、現在もですが、技能実習制度と育成就労制度は何が違ってくるのか、この点の認識はどう思っているんですか、お尋ねをいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 令和6年6月21日に、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律が公布されまして、これによりまして、これまで、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成、確保を目的とする育成就労制度が創設されたところです。

質問者がおっしゃいましたとおり、3年以内に政令で定める日に施行されていくということになり、具体的な新たな育成就労制度につきましては、3年以内に令和9年、2027年度までに施行されていくと考えております。

これまで外国人材の確保につきましては、国内外で競争が激化しているところですが、国において在留資格が、重ねて申し上げれば育成就労という制度に変わっていきます。

その中で、新たな制度では、一定の要件がありますが、違いとしましては、同一分野での転籍が可能になり、考えられる懸念としましては、地方から都市へ、小規模な事業者から大規模への人材の流出も危惧されているところです。

県におきましては、国の育成就労制度の創設や外国人材の環境の変化を受けまして、令和6年度中のかごしま外国人材受入活躍推進戦略の改訂を予定しております。

改訂の趣旨としましては、県内外国人労働者が増加し、地域経済を支える貴重な人材となっていること、国において、本人意向の転籍を可能とする育成就労が創設されたこと、外国人材確保の競争が激化していること、外国人材の安定的確保や外国人材が安心して働き、暮らせる環境整備の取組を一層推進することを目的として改訂を行うと、県から伺っております。

外国人材の安定的な確保、外国人材が安心して働き、暮らせる環境整備、共生社会の実現に向けた相互理解の促進が重要なテーマとなり、それらの施策展開が進められ、県内の人手不足の緩和や県内産業の活性化にも資する取組となります。

本市も県と情報を共有し、監理団体や事業者の皆様とも連携しながら育成就労制度への円滑な移行を目指していきたいと考えているところです。

○6番立石幸徳議員 水産商工課長から制度の違い、大きく目的の違いですね、国際貢献の技能実習制度が明確にこの人材不足に対する人材確保という制度に変わる。これが一番の制度変更のエキスなんですけれども、最後に説明された監理団体、具体的にですね、現在ある監理団体は今後監理支援機関という形に変わっていくんですね。監理責任者も監理支援責任者、それから監理支援機関には外部監査人を置くことが設置要件になっております。許可要件ですからね。

ただ非常に監理団体について、かなり今までと違ってくる。これはもう先ほど3年間の時間があるって言いましたけれども、準備期間が必要ですので、この作業は早めに取り組まなければならない。そして、監理団体にはこれまでのように法律上の定義でですね、事業主は役員としては入れないようになっています。

これまで枕崎でも、とかく監理団体がいろいろと取り沙汰され、それが業界全体の営業停止にまで及んでいくと、これ非常にこういった制度にしっかり取り組むかという大事なことになっていきますので、行政はやっぱり県も含めて、当事者の方々を指導あるいは支援をしていただきたいと思います。

それからもう一つ、稼ぐ力の取組の中で、鹿児島県は、本年度令和6年度からの新規事業として、各振興局に地域企業支援官という方を置いているんですね。

この地域企業支援官は何をするかということ、基幹産業のある農林水産業や観光、産業のさらなる振興に取り組み、技術力の高い製造や情報関連産業など新たな産業の創出に取り組むとか、要するに鹿児島の稼ぐ力の向上をサポートする方ですよ。

私も先般、南薩地域振興局の地域企業支援官と、いろいろとお話をさせていただく機会がございましたけど、本市との連携という意味では、こういった形になって、この地域企業支援官と一緒に、本市の稼ぐ力を盛り上げていくのか、これも簡潔に答弁いただきたいと思います。

○鮫島寿文水産商工課長 県におかれましては、企業の稼ぐ力の向上に向けた施策について、本庁と地域振興局・支庁がより一層連携し、さらなる推進を図るため、商工労働水産部及び地域振興局・支庁の体制を強化するとし、地域振興局・支庁におきましては、管内企業からの相談等に対応し、そのニーズを的確に把握するとともに、本庁とのさらなる情報共有等を図り、関連施策の充実につなげるため、各地域振興局・支庁総務企画部に、地域企業振興監（振興局総務企画部長兼務）及び質問者がおっしゃられました地域企業支援官（振興局総務企画課職員）を設置しております。

水産商工課の分野における地域企業振興監及び地域企業支援官との連携につきましては、年度当初にお会いしまして、当該職の設置目的等の説明を受けたところです。

その後、振興局や私どもの事務所があります水産センターで、中小企業や小規模企業の振興について意見交換を行っております。

具体的には、本市の現状をお伝えするとともに、地域企業振興監及び地域企業支援官が域内の事業者からお聞きした様々な困り事、販路を拡大したいですとか、デジタル化を推進したいということなどを私どもと情報共有し、県の各種事業、デジタル活用支援事業でありますとか、先ほど申し上げました外国人との共生支援の取組等の概要説明を受けまして、支援機関についても紹介をいただいております。

その他の地域課題、人手不足や事業承継、そういったことについても情報の共有を行い、連携した取組としましては、令和7年度の県の地域振興推進事業について、意見交換を行っているところです。

○6番立石幸徳議員 私もこの支援官の方からいろんな県の産業に関わる補助事業、そういったものをもう、こんなにもたくさんの補助事業があるのかとびっくりするぐらい資料を含めて頂きました。もう少し、実際事業をされている方々にも、行政が間に立って、やっぱり紹介していただくような努力をしていただきたいと思います。

次の質問は、より多くの人を訪れるまちづくり、これは我が国のこの人口減少社会、これを見据える中で、どうしてもしっかりとした取組をしなければならないテーマであると思うんですね。定住人口の増加は、いろんな意味でそんなに期待できるような状況にはなっておりません。

したがって、この交流人口あるいは関係人口こういったものをどのようにして拡大していくか。特にこの関係人口という概念は、地方創生の第2期の総合戦略、2019年の総合戦略で初めて出てきた概念ですよ。

関係事業を簡単に申し上げますと、定住には至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人々、こういうふうに定義付けております。

まず本市における交流人口、そして関係人口は今何人いるのか。その辺の実態についてお答え

いただきたいと思います。

○日渡輝明企画調整課長 まず交流人口とは、特定の地域を訪れる人々のことで、観光ビジネス、イベント参加など多岐にわたります。交流人口は、その地域に一時的に滞在し、地域の経済や文化に影響を与える人々を含みます。

交流人口の増加の取組として、きばらん海枕崎港まつり、南浜館の企画展、スポーツ合宿の誘致のほか、いいふしの日の取組やPR動画の発信など多くの事業、施策の効果により、他の地域から多くの人々が訪れ、地元の文化や特産品に触れる機会が増え、また、地元の宿泊施設や飲食店を利用することで、地域経済の活性化にも貢献します。（「人数だけでいいですので、人数を教えてください」と言う者あり）まず、本市にどのような交流人口、関係人口がいるかを把握して、それぞれの特性に応じたアプローチを取ることが必要であると認識しております。

本市における交流人口の把握につきましては、一つの目安として、市内の主要観光施設及びイベント等での入込客数を基にした観光入込客数があります。

当該入込客数につきましては、コロナ禍の令和2年は約25万人でしたが、現在、回復傾向にあり、直近の令和5年では約36万人となっております。

本年度、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、市の補助事業として、枕崎お魚センターが実施している、産業と一体となった魅力あるウォーターフロントのまちづくり事業において、観光動態調査を実施しております。

当該調査は、スマートフォンの位置情報を活用した人流データから、お魚センターを含めた市内の観光施設等を訪れた観光客の動向を把握するもので、来訪者の年齢や性別、どこから来ているかなどの属性をはじめ、来訪者の周遊ルートや滞在時間等の分析も可能なことから、当該データを活用することで、戦略的な交流人口拡大策や観光マーケティングが行えるものと考えているところです。

○6番立石幸徳議員 今の答弁を聞いていますとね、明確に本市の交流人口は何名でございますと、概数でもいいですけどもね、例えば午前中もありました野球関係でたくさんの交流人口が来ていますって、人数は何人来たのって言うても答えられないわけですよ。

そういう本市全体の交流人口、関係人口もそうなんですけどね、まず実態把握がきちっとした根拠に基づいてなされていない。そうであれば、交流人口を増やしますよと言ったって、増えているのか減っているのかさっぱり分かんことになりますよ。その辺も今後いろんな形で検討していただきたいと思います。

そこで、交流人口、関係人口の関係で、観光というものはいろんな意味で大きく交流人口、関係人口を増やすには関係してくるわけですね。この観光の在り方、この点で一過性の単発的なことをやっても、本当にそれが持続可能な本市の観光になっていくのか。

これもいろいろと観光に関係する議論等ありますけど、いずれにしても観光の事業で、地域活性化を図るということであれば、戦略と戦術がないといけないわけですね。

簡単に一言で言いますと、枕崎市のファンを作る。単にあの店この店じゃなくて、町全体に、枕崎市に思いを寄せるファンを作るということが、私は観光の一番の目的だと思いますよ。

そういうときにね、観光庁でも進めている、官民一体となって、地域の関係者が主体的に参画した体制づくり、これDMOという組織があるわけです。

観光地域づくり法人ですね。DMOというのは、英語でイニシャルを言うと、Destination Management Organizationというらしいんですけど、既に鹿児島県内で5つの法人が立ち上がっているんですよ。どこかというと、薩摩川内、奄美、大隅、指宿、鹿児島市ですよ。県内登録DMO一覧5か所ございます。

ここで何をするかというと、全体的に官民一体となって、地域の長期戦略、中期戦略をつくっていくわけなんですけどね。その中で、地方公共団体の役割は、観光振興計画の策定。まず計画をつ

くりましょうというその仕事が市の業務になっているんですが、こういった点について、本市の観光基本計画、あるいは名称はどうでもいいんですが、振興計画や方針、そういったものはどうなっているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 国におきましては、平成19年1月に施行された観光立国推進基本法の規定に基づき、令和5年3月に新たな観光立国推進基本計画が策定されております。

この基本計画におきましては、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する、持続可能な観光、消費拡大、地方誘客促進の3つをキーワードに、観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととしています。

県におきましては、令和2年3月に観光振興基本方針を定め、豊かで活力ある地域社会づくり、地域経済の発展及び県民生活の向上に資する施策を推進していくとされております。

本市には観光計画や観光基本方針のような定めはないところですが、食のまちとして、鰯船人めしなどのグルメやユネスコ無形文化遺産の和食を支える出汁のふるさとであること、火之神公園などの景勝地、カツオのわら焼き体験や出汁とり体験、町なかのかつおぶし工場や港のロケーション、イベント、歴史や街中アート、文化的なものなどの観光資源を整理し、市民が観光を意識し、理解を深められるような取組も研究してまいりたいと思っております。

質問者がおっしゃったDMOについてですが、近隣では指宿市などで設立しているということは承知しているところです。

DMOは地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇り、愛着を醸成する地域への視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、コンセプトに基づいた地域づくりを実現するための戦略を策定、そしてそれを調整していく法人と捉えておりますが、本市におきましては、市長もやはり経済の活性化そういった経済の発展ということを申し上げているところですが、今回ユネスコ無形文化遺産登録の和食や伝統的酒造りの本格焼酎等についても、無形文化遺産登録の関係が2つほど出てきております。このような伝統的な製造や技術が洗練され継承し発展してきた町と思っております。

これらの価値を向上させ、枕崎のブランドを高めていくことが先ほど来言われております、交流人口や関係人口にも反映されていくと考えておりますので、これらの基幹産業が本市のエンジンとなるような地域経済ということで考えております。

本市は産業が観光となっている部分が多いかと思っておりますので、本市におきましては、持続可能な観光ではなくて、持続可能な地域づくり、地域経済活性発展のために観光が果たす役割、どう関わっていくかということを整理しながら、民間の観光協会の皆様ともお話をしていきたいと思っております。

本市の観光協会につきましては、社団法人化されておらず、組織的にはまだ他市と比べますと少し弱い部分がありますので、それらの体制づくりも含めまして、今後方針も含めて検討を進めてまいりたいと思っております。

○6番立石幸徳議員 今出ているDMOについては、隣の南九州市も設立の動きが始まっているんですね。

今日午前中もありました、火之神の養豚場跡地のいろんなこれからの進め方についてもですね、大体本市の観光政策といえいいでしょうか、柱がない。柱がないからあれをしたらこれをしたら、一体的といっても何がどこで一体するのか、やはり私はきちとした方針を基にそのとおりやるというより、いろんなものが飛び込んできますけど、本市全体の観光の振興計画、方針、そういうものはしっかりと、官民であろうと自治体であろうとつくっておく必要があると思います。検討していただきたいと思います。

次にですね、時間も大分消化しましたので先を急ぎますが、南薩地域におけるクルーズ船、これ非常に話題になっているんですね。

来年の4月に指宿市の山川漁港に大型客船、つまりクルーズ船が初めて寄港する予定になっております。クルーズ船の旅行券も本年の8月22日からもう発売されています。

最低価格57万7,000円から一番高いチケットで226万3,000円というこういうクルーズ船がですね、山川漁港の沖合に停泊して、乗客は沖合から小型船で山川漁港に入って上陸するんですね。

現在、上陸したクルーズ船のお客さん向けの南薩の観光ツアーを大隅の2町も含めてですよ、ツアーの設計に入っているんですね。

クルーズ船ということで、何で大騒ぎかということになりますが、去る今月3日の鹿児島県議会で、初めてクルーズ船の地域経済効果が議会で発表されたんですよ。

鹿児島県PR観光課は約33億5,000万円が、これ2023年のクルーズ船の経済効果です。

クルーズ船の魅力というと、富裕層のお客さんがいろんな消費行動をするこれが一番の魅力ですね。南薩で今検討しているクルーズ船客に対するプラン、本市としては、お客さん方にどのようなプランを提案するつもりなんですか、お尋ねいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 お尋ねのクルーズ船につきましては、来年の4月15日に山川漁港に寄港する予定と伺っております。

それに向けまして、クルーズ船の関係者と南薩4市、質問者がおっしゃられました大隅の2町の6つの自治体で協議を進めているところです。

本市におきましては、7月下旬に旅行代理店から山川漁港へのクルーズ船寄港の事業説明を受け、8月中旬に市長が直接、商船三井クルーズほか関係者に本市の観光素材の提案を行っているところです。

具体的に提案した内容としましては、本市は全国に13しかない特定第3種漁港であること、大きな港であるということと、鹿児島県は日本一の生産量を誇るかつおぶしの産地であります、枕崎と山川は主産地であるということ。

食においては、カツオのタタキや枕崎の船人めし、あとお魚センターのレストランで、かつおぶしのかけ放題であったり、出汁の飲み放題、あとカツオのわら焼き体験等もあると。

また、あわせて木造の美術館南溟館の紹介であったり、焼酎造りの工程が見られる花渡川蒸溜所明治蔵、あとウイスキー工場の話なども市長が直接されたところです。

観光素材もいろいろありますが、ほかにもパンフレットを幾つかお持ちしまして、関係者の皆様にはお配りし、クルーズ船の方の南薩でのツアーコースづくりに御検討いただきたいということで提案をしたところです。

○6番立石幸徳議員 またこの件はですね、いろんな対応がまとまったらお尋ねするということで、時間の関係で、次の子育て支援体制ですね。

先の質問でもありましたように、我が国の人口減少、出生数は1月から12月の暦年でカウントしますが、今月3日に日本総合研究所が2024年の出生数は68万5,000人になるんじゃないかと。これ試算ですけどね。80万人を割って、もう僅か2年で今度は70万人を割ると。9年連続で過去最少の出生数、こういった少子化の中で、本市にも大きないろんな意味での影響が来ているんですね。

まず、赤ちゃんの分娩施設も本市にはもうなくなりました。それから幼稚園、保育園といったところでもですね、縮小、休園をしなければならぬという動き、さらには、ちょっと学校に入ってから話ですけど、本市中心部にある学習塾が年度末で閉鎖するという情報もございます。

こういう中で担当課ではですね、この今第3期の本市の子ども・子育て支援事業計画をつくっていると思うんですけども、この中での定員調整、つまり令和7年度から5か年における幼児期の学校教育、保育の量の見込み、ボリューム及び保育施設及び地域型保育事業による確保をどの程度の量を見込んで、どうやって確保するという内容、これを第3期の子ども・子育て支援事業で計画策定をしなければならぬと思いますが、この計画はどうなっているのかお尋ねをいたし

ます。

○福永賢一福祉課長 質問者がおっしゃるように、今年度令和7年度からの5年間を期間とする、第3期枕崎市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしますが、その中で、幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容を定め、進捗状況を管理していくこととなります。

現在推進している第2期計画においても、進捗状況を管理し、毎年子ども・子育て会議で報告し確認を行っていますが、現在策定の部分につきましては、今後あと2回策定委員会を行う中で、数字については確定していくこととなりますけれども、この第2期の分で、この4年間での教育ニーズの確保方策の実績としましては、いずれの年度も見込量を上回るものの、確保方策である利用定員数を大きく下回る実績数であり、実績数も年々減少傾向であることから、今後も必要な利用定員は確保されるものと現在のところ考えているところです。

○永野慶一郎議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時21分 休憩

午後3時30分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水野正子議員。

[水野正子議員 登壇]

○5番水野正子議員 本日最後の質問者となりました。しばらくお付き合いのほど、よろしくお願いいたします。

こども家庭庁では、毎年11月にオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施しており、児童虐待問題に対する関心と理解を求めることを目的としています。

鹿児島県内でも虐待件数が増えているとのことで、県内の女性議員6名で奄美大島の大島児童相談所を視察してまいりました。本市では児童相談所が近くにはなくて縁遠い気もしていましたが、大島児童相談所ではプレイルームの視察も予定にあったのですが、一時保護されている児童がいるとのことで、プレイルームの視察はできませんでした。

一時保護されている児童の気持ちを考えると胸が痛くなり、心細くないだろうかという想像をしてしまいました。保護されている児童によって児童虐待を実感しました。

令和5年度は、児童虐待認定数が2,600件を超えているということを知り、少子化といわれている中、未来を担う子供たちに対して虐待が増えていること、決算特別委員会の中では本市も児童虐待相談があったことなどを踏まえ、児童虐待への本市の対応等、一般質問してまいりたいと思います。

児童虐待の悲惨な事件が報道され、幼児や児童が亡くなったり、大きな障害を負ってしまっから、警察、学校、児童相談所は何をしていたんだと批判をしても遅く、行政としては地道に通報体制、相談体制、保護体制を整えて、誰でもいつでも虐待の疑われることがあれば通報できたり、虐待を受けている者、それから虐待をしてしまいそうな者が相談できるような体制を整えていかなければなりません。

虐待をする者は、周りが聞けば虐待はしていないと言い、相談所の職員等に虐待を指摘されると、確かにそのときは反省をし、もう虐待はしないでおこうと思うわけですが、また何かのきっかけで自分を抑えられなくなり、虐待を繰り返してしまい、悲惨な結果を招いております。

2022年6月に成立した改正児童福祉法で設置が努力義務化されたこども家庭センターですが、児童福祉法の第1条には、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する」とあります。

2022年6月に成立した改正児童福祉法で設置が努力義務化されたこども家庭センターについて、本市は母子保健部門と児童福祉部門を一体的に担う機関として、早期の設置が求められているものの、当面、母子保健部門は健康センターにおいて健康課健康促進係が担い、児童福祉部門は本庁において福祉課社会係が担い、連携強化を図りながら、引き続き設置に向けた検討を進めているとのことですが、進捗状況をお聞かせください。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 こども家庭センターの設置の進捗状況ということで御質問がございました。

議員からもございましたが、これまでも母子保健部門、これは健康センターにおきまして健康課健康促進係が、そして、児童福祉部門は本庁におきまして福祉課社会係が担って連携強化を図ってまいったところです。

これらの業務をさらに円滑に遂行するために、福祉課社会係から児童福祉に関する業務を行う係を新設し、必要な人員を確保した上で体制強化を図り、母子保健、児童福祉及び子育て支援に関することを一体的に実施するため、児童福祉部門と母子保健部門の組織の統合を行い、子育て支援の充実・強化を図ることとしております。

御質問のこども家庭センター設置への進捗状況につきましては、担当課長が答弁をいたします。

○平塚孝三健康課長 こども家庭センターの設置への進捗状況について申し上げます。

こども・子育て機能を充実・強化し、国の施策に的確に対応することを目的に、令和7年4月の組織再編に向け、関係課で検討し組織機構検討委員会で協議を行ってまいりました。

令和7年4月から母子保健・児童福祉及び子育て支援に関することを一体的に実施するために、新たに健康・こども課を設置し、福祉課社会係から児童福祉に関する業務を行う係を新設し、現健康課を3係体制に改編したいと考えておりまして、今議会において、当該組織改編に係る課設置条例の一部を改正する条例の制定議案をお願いしているところです。

この組織再編は、直ちにこども家庭センター設置とはなりません、統括支援員、子ども家庭支援員など専門職の確保、母子保健機能と児童福祉機能の一体的支援に係る研修受講などの人的整備や、サポートプラン様式等の構築、設備等の整理など準備を進めた上で、早期のセンター設置を目指したいと考えているところです。

○5番水野正子議員 3つの体制に改編されるということで期待しております。

戦後間もなく1947年に制定された児童福祉法は、行政処分や公費による運営を基本とした措置制度を整備するものでした。その後、1997年に児童虐待等への対応や保育所入所の措置から契約保育の実施への変更など大規模な改正が行われました。次いで、2012年に子ども・子育て支援関連3法の制定により、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質の拡充が図られてきました。さらに2016年、2020年にも児童福祉法が大きく改正されています。子育て課題に対応して、制度は変化し続けております。

こども家庭センターの組織体制としては、母子保健と児童福祉の2つの領域を一体で管理する共通の管理職を置き、母子保健と児童福祉、双方について十分な知識を持つ総括的な支援員を置くことで、両部門の専門職が一体で支援する体制を構築するものです。

これまでも、実情に応じて様々な組織体制面の工夫により、保健と福祉の連携が図られてきたところですが、本市でしっかりと子供の権利擁護を進めていく方向が示されている中、さらなる実効性のある体制づくりが求められています。

財政の状況等、人員の配置といったことは難しい状況にあると思いますが、人手がなくてすぐに対応できなかったために悲惨な結果を招くということがないようにするために、この分野での職員の増員ということが必要ではないかと存じます。職員の増員を要望しておきます。

現在、児童虐待に関する相談件数は依然として増加しており、特に子供の命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待は社会全体で解決すべき重要な問題となっています。

児童虐待の発生予防、発生時の迅速で的確な対応から虐待を受けた子供、自立支援まで切れ目のない総合的な対策を進める必要があります。

厚生労働省では、毎年11月を児童虐待防止推進月間と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の環境を図るため、集中的な広報啓発活動を実施しています。

2000年に成立している児童虐待の防止等に関する法律ですが、この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置を定めることにより、児童虐待防止等に関する政策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的とされています。

児童虐待防止法が施行されてから相談件数は毎年増加しています。相談窓口ができたことで、今まで明るみにならなかった虐待の相談が増えたという見方もできますが、ここ数年は右肩上がりで増加しています。鹿児島県の4児童相談所では、令和3年度が2,971件、令和4年度が3,257件、令和5年度が3,626件の相談がありました。その中で児童虐待認定されたのが、令和3年度が2,114件、令和4年度が2,423件、令和5年度が2,655件です。

本市の児童虐待相談は何件あったのかを、令和3年度からお聞かせください。

○福永賢一福祉課長 本市要保護児童対策地域協議会として把握している、令和3年度からの虐待相談件数は、令和3年度4件、令和4年度6件、令和5年度19件、令和6年度は9月末現在で22件となっており、本市においても年々増加傾向にあります。

○5番水野正子議員 令和6年度9月末で22件相談があったことを承知いたしました。やはり増加傾向にあることが分かりました。今後、これ以上増えないよう見守りの強化を要望しておきます。

児童虐待とは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待です。本市のそれぞれの割合をお聞かせください。

○福永賢一福祉課長 先ほど答弁しました令和3年度から令和6年度9月末までの相談件数51件を4つに分類いたしますと、身体的虐待は13件で約25%、性的虐待はゼロ件、ネグレクトが9件で約18%、心理的虐待が29件で約57%となりまして、心理的虐待が多い状況です。

○5番水野正子議員 本市でも、心理的虐待が29件、57%と割合の大きい多いことを承知いたしました。

鹿児島県内でも、やはり令和5年3月末、心理的虐待が1,891件あり、一番多いと聞いています。心理的虐待とは、あまり聞きなれず調べてみますと、大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度を取る、著しく兄弟間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、子供がドメスティック・バイオレンスを目撃するなどを指します。子供の心を死なせてしまうような虐待と言われています。子供にこのような恐怖を与えていると想像すると、胸が痛むのと同時に、このような恐怖を絶対に与えてはいけません。未然に防ぐことが大切だと存じます。

児童虐待の相談は、子供、本人からの相談は極めて少なく、地域の子供を見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談支援を行う児童委員からの相談も少ないという特徴があり、虐待は密室化しやすい。問題を発見するには、子供に関わる全ての人がその役目を果たす必要があると言われています。

虐待を受けている子供をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子供等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、その役割を担うものとして、2004年児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会の設置が法定化されました。本県においては、平成22年をもって市町村に設置されたと聞いておりますが、本市の協議会はどのような形で行われているのか、お聞かせください。

○**福永賢一福祉課長** 本市は平成20年3月1日に要保護児童対策地域協議会を設置し、現在、福祉事務所に調整担当機関を設けており、代表者会議、実務者会議、個別支援会議の3つの会議から成る3層構造の体制を取っています。

代表者会議につきましては、鹿児島県中央児童相談所など7つの児童福祉機関、加世田保健所など3つの保健医療機関、教育委員会など4つの教育機関に枕崎警察署を加えた15の機関の代表者で構成し、年に1回会議を開催し状況報告を行うとともに、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的としております。

実務者会議は実際に活動する実務者で構成される会議で、年に3回会議を開催し、要保護児童等の状況確認を行うとともに、要保護児童等登録の終結などの判断をしております。

個別支援会議につきましては、個別の要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討する会議として、関係機関、関係者の出席により随時開催しているところでございます。

○**5番水野正子議員** 協議会が本市でも開催されていると聞き、要保護児童対策地域協議会が機能していると聞き安心いたしました。今後も必要に応じて協議会を開催し、見守りの強化をお願いいたします。

鹿児島県内では、要保護児童対策調整機関担当者研修会が開催されておりますが、本市からは参加されたのでしょうか。参加されているなら、研修会の内容を簡単にお聞かせください。

○**福永賢一福祉課長** 直近ではですね、令和5年5月16日から17日にかけて開催された研修会に福祉事務所調整担当が出席しております。

人事異動でですね、新たに調整担当となった職員は必ずこの研修を受けるようにしております。

実際の事例を基に、グループワークをしながらケース対応を習得していく研修内容となっております。

また、このほかですね、毎年、地域振興局単位で開催される鹿児島県主催の市町村児童福祉担当者・母子保健担当者合同研修会及び鹿児島県中央児童相談所主催の子どもSOS地域連絡会議・子ども虐待に関する実務者等研修会にも、児童福祉担当者、母子保健担当者ともに出席し、研修を受けているところでございます。

○**5番水野正子議員** 研修会に参加されて内容も確認できて安心いたしました。

本市の場合、虐待が発覚した場合、どのような対応をされるのかお聞かせください。

○**福永賢一福祉課長** 要保護児童等として登録のない児童の場合、まず、福祉事務所長、担当係長、調整担当の3者で受理会議を開催し、登録の決定をいたします。

対象児童の年齢による所属によってですね、関係機関が変わることになりますけれども、関係機関連携により、まず虐待の事実を把握いたします。そして、いずれの機関でもできますが、児童相談所へ通告いたします。児童相談所の判断に応じ、各関係機関と連絡調整を行い、必要に応じて個別支援会議を開催し、対応策を協議いたします。

○**5番水野正子議員** 本市から現在まで施設入所はあったのか、お聞かせください。

○**福永賢一福祉課長** 児童相談所による児童福祉施設への措置入所や一時保護につきましては、お答えする立場にはありませんが、児童相談所が措置決定等した場合は、本市に通知がありますので把握することになります。

なお、これとは別に市が実施する事業として、子育て短期支援事業がありまして、利用実績については毎年決算で報告しているところです。

ただ、この事業は虐待対応を主たる目的としておらず、保護者の疾病でありますとか、育児疲れの解消などを理由に施設において一定期間養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的としているところです。

○**5番水野正子議員** 市のほうで虐待が理由ではない子育て短期支援事業があることを承知いたしました。これを知っていることで、これから子供の出産を考えている方にとってはこのような

支援があり、心強いと存じます。

児童虐待が起きる要因は、経済的な問題、親子の孤立など様々なことが虐待の引き金になっています。本市で孤立している親子はいないのでしょうか、お聞かせください。

○福永賢一福祉課長 毎年全国調査としてですね、社会とつながらない児童の把握を行っております。

これは、学校、幼稚園、保育所等に所属しておらず、検診未受診でありますとか、医療機関にかかっていないなど、社会で孤立している児童家庭がないか確認するものでございますが、これまでの調査でどこにもつながらない児童の把握はありませんでした。

ただ、要保護児童等の世帯においては、近隣住民との交流がない世帯もやはりあることから、要保護児童対策地域協議会での関係機関の連携による見守り等を進めているところではございますが、孤立世帯を防ぐための地域力の強化も必要であると感じているところです。

○5番水野正子議員 全国調査があり把握していると聞き、孤立している親子はいないと聞いて安心いたしました。

家族全体も含めた包括的な支援のためには、児童福祉と母子保健だけでは終わらず、役所や民間が持つ様々な支援をつなぐことが必要であります。助けを求めている方に今後どのような支援をしていけるのかが重要になるのではないかと存じます。

話は変わりまして東京都目黒区の話になりますが、目黒区子育て支援課は利用者支援係が設置されており、いじめ問題に悩む児童、子育てに悩むお母さんからの相談もフリーダイヤルで受け付けしております。本市も調べてみますと、いじめ相談、子育てに関する相談、心の悩み110番が設置されていました。本市では、心の悩み110番フリーダイヤル相談窓口が設置されていますが、利用状況をお聞かせください。

○木浦勝美生涯学習課長 心の悩み110番は、市民会館内にある枕崎市青少年育成センターで、子供を対象に学校・家庭でのこと、友達のこと、勉強、運動のこと、進路のことなどをフリーダイヤルで気軽に相談できる窓口として開設しております。

心の悩み110番の市民への周知方法としましては、毎年4月に小中学生の長子家庭に配付しているまくらぎ家庭教育手帳 家庭学習ガイドブック内に連絡先を掲載しております。また、広報まくらぎでも年数回、市青少年育成センター情報に掲載し周知しております。

お尋ねの心の悩み110番の利用状況につきましては、令和4年度ゼロ件、令和5年度2件、令和6年度は現在までゼロ件となっています。

相談内容につきましては、秘密を守ることとされており、差し控えさせていただきます。

○5番水野正子議員 4月に中学生の子供家庭に配付している家庭教育手帳などに連絡先が載っているということで安心いたしました。このフリーダイヤル相談の対応はどのような方がされているのでしょうか。

○木浦勝美生涯学習課長 心の悩み110番の相談対応については、現在、専門的な知見を有する教職員経験のある2名の職員が対応に当たっています。

2名の職員については、心の悩み110番相談業務のほか、市内を登下校時に合わせて、生徒の見守り活動や通学路点検、青少年が集まりやすい公園等の巡回補導、子供育成に関する業務等を担っているところでございます。

○5番水野正子議員 心の悩み110番の相談員の業務は、フリーダイヤルの相談だけでなく、ほかにも兼ねているということで、相談件数が少ないところが少し気になりますが、承知いたしました。

目黒区では、権利擁護委員に直接相談できる日も月4回設けておりますが、本市においては、人権擁護委員は配置されていると聞いております。2か月に1回相談を受け付けているとのことですが、こういった相談内容、体制、環境で行われているのか、お聞かせください。

○山口太総務課長 本市において実施されております人権擁護委員による特設人権相談所の開設状況等について御説明いたします。

人権擁護委員で組織する全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された昭和24年になりますけれども、6月1日を人権擁護委員の日と定め、人権擁護委員が国民の皆さんの相談に応じる存在として、各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかける日としております。

昭和57年から全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所開設事業が実施されておりました、毎年6月1日前後に、全国各地の公共施設、デパートなどにおいて特設人権相談所が開設されております。

ただいま質問者からございましたとおり、本市におきましては、毎年6月1日の人権擁護委員の日の前後だけでなく、2か月に1回、6月以外の偶数月にも市民会館におきまして特設人権相談所が開設されておりました、合計で年間6回開設されております。ただ、人権擁護委員は、この特設人権相談所開設の日に限らず、日頃から人権相談を受けるケースもあるようでございます。

相談の体制や環境ということでございますけれども、本市には現在6人の人権擁護委員がいらっしゃいますが、特設人権相談所開設時は毎回委員3人体制で相談を受けております。市としましては、市民の皆さんがお気軽に相談に来ていただけるように、お知らせ版ですとか、また開設日当日の朝には防災行政無線でお知らせを行うとともに、同じような時間帯に相談者が訪れた場合であっても、待たせることなく相談を行うことができ、また、相談者のプライバシー保護が図られるよう、相談室は市民会館1階の会議室など2部屋を確保するという対応を取っております。

なお、開設時間は午前10時から午後3時までとなっております。

相談内容ですけれども、鹿児島地方法務局によりますと、鹿児島地方法務局知覧支局管内あるいは県内における相談件数ですとか内容は公表していないということから、本市における実績もお答えできませんけれども、先ほど申し上げた毎年6月1日の人権擁護委員の日の特設人権相談所開設事業におきまして、令和5年度も、6月1日前後に全国2,482か所で特設人権相談所が開設され、多くの方から様々な相談が寄せられ、その実績については公表されておりますので、御紹介いたしますと、令和5年度の相談件数は全国で1,233件あったようでございます。

その相談内容と件数につきましては、いわゆる相隣間のトラブル、御近所トラブルなど住居・生活の安全に関することが392件、そのほかではプライバシー関係が51件、また児童生徒に関することで申し上げますと、児童虐待、DV等に関する暴行虐待に関することが35件、学校でのいじめに関することが9件、その他665件などとなっております。

人権相談に関することについては以上でございます。

なお、ただいま心の人権110番のお話がございましたけれども、子供の人権に関する法務省の取組としまして、そのほかに、いじめなどの電話相談窓口のこどもの人権110番や、こどもの人権SOSミニレターの取組がございます。

少し紹介しますと、こどもの人権110番につきましては、法務省は、学校におけるいじめ、体罰、児童生徒に対する暴言その他の不適切な指導や、家庭内における虐待など、子供をめぐる人権問題は周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子供自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかったりする場合が少なくないことから、こどもの人権110番は、子供の発するSOS信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話であり、電話番号はフリーダイヤル0120-007-110番です。子供だけでなく、子供に関する悩みをお持ちの大人の方々も利用可能です。

電話は、最寄りの法務局につながり、相談は法務局職員または人権擁護委員がお受けします。

相談は無料、秘密は厳守しますなどと説明して、こどもの人権110番への連絡を呼びかけております。また、電話以外にもメールやLINEでも相談ができるようになっております。

もう一つですね、子供の人権SOSミニレターというものがございます。

法務省は、先ほど申し上げましたような子供をめぐる人権問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童生徒に、こどもの人権SOSミニレター、ここに見本を持っていますけれども、これは料金受取人払いの便箋付き封筒です。これをですね、児童生徒に配付いたしまして、これを通じて、教師や保護者にも相談することができない子供の悩み事を的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子供をめぐる様々な人権問題の解決に当たっていますと。このミニレターはですね、こちらの便箋部分に相談したいことを書いて、こちらの封筒部分を切り取って封筒を作って入れて、切手はありませんので、こちらをポストに入れますと、最寄りの法務局に届きますと。そして、こども人権110番と同じようにですね、人権擁護委員や法務局職員が手紙か電話か希望する連絡方法で返信をしますなどとしてこの取組の紹介を行っております。

ただいま申し上げました取組以外にもですね、人権擁護委員の皆さん方の活動を御紹介しますと、小中学校等における人権教室の実施でありますとか、小学校における、いわゆる人権の花運動の取組などですね、子供たちへの人権啓発活動につきましても、かねてから献身的に取り組んでいただいておりますことも御紹介いたしまして、答弁いたします。

○5番水野正子議員 児童虐待の話からですね、権利擁護委員の話になりましたが、困っている方が相談するところがあるということが重要だと存じます。

人権とは、全ての人間が生まれながらに持っている人間の尊重に基づく権利です。社会の中で自由に行動し、幸福に暮らせるため欠かせない権利で、誰からも侵されることのないものです。

相談することで解決の糸口を見つけることが大切だと存じます。本市の2か月に1回人権相談を受け付けているとのことですが、話を聞くだけではなく、解決してくれなければならないと思います。相談することで解決につながったのかをお聞かせください。

○山口太総務課長 解決につながったかという御質問ですけれども、先ほど申し上げましたように相談内容とかそういったことはもう一切公表されておられません。

6月1日の先ほどのデータというのは、全国の1日での相談の内容の集計でございますけれども、そこについては公表されておられませんので、答弁はできないところでございます。

○5番水野正子議員 相談者は、今までの状況から抜け出せるとい、相談に来られると思います。今後も解決につながるようにですね、周知など御尽力お願いいたします。

近年、地域のつながりの希薄化や家族の在り方の変化に伴い、細やかな支援が一層必要とされています。子供と子育てを取り巻く状況も変化しています。子供の健やかな成長を見守りながら、未来を担う子供たちのため、全ての子供の幸せを守っていく社会にするため、まだまだできることを考えていかなければならないと存じます。

続きまして、今年の9月からごみの分別方法が変わりました。枕崎市総合振興計画後期基本計画によりますと、ごみゼロ、リサイクル社会を実現するため、市民、事業者、行政が一体となつてごみの減量化や再資源化を積極的に進め、環境と共生する資源循環型社会を構築します。

家庭ごみについては、決められた収集日に決められた集積所に分別して出す運動をさらに徹底させるとともに、資源ごみ分別による減量化や再資源化を進め、ごみの分別、収集、減量化、再利用対策の推進をするとありますが、現状をお聞かせください。

○立石秀和市民生活課参事 ごみの分別につきましては、9月のなんさつECOの杜の稼働に伴いまして、分別方法が変更になったところです。主な変更内容につきましては、これまで燃えないごみとして分別していたプラスチック製品などが燃えるごみに変更になったこと、蛍光灯や電球を有害ごみとして他の燃えないごみとは分けて出すようになったこと、これまで燃えないごみとなっていた電話機やデジタルカメラなどの小型家電製品を資源ごみとして分別を開始したこと

が主な変更点となります。

ごみの減量化・再利用対策としましては、今申し上げました小型家電製品を資源ごみとして分別収集を行い、リサイクルを行っていくこととしたところです。

分別方法の変更に伴いまして、地域のごみ集積所に違反ごみが数多く残されている状況がありますので、今後も市民の皆様分別方法の変更について周知を行っていきたいと考えています。

○5番水野正子議員 ごみの分別方法の変更点などですね、承知いたしました。

続きまして、収集から焼却等ごみ処理の経費を令和3年度から5年度までお聞かせください。

○立石秀和市民生活課参事 ごみ処理の流れにつきましては、集積所に出されたごみをごみ処理施設へ収集運搬し、ごみ処理施設でごみの焼却などを行い、焼却処理後に発生する焼却灰などを最終処分場へ埋め立てる流れになります。

ごみ処理施設等の建設費を除いた収集運搬、焼却等、最終処分に係るごみ処理の費用につきましては、令和3年度が1億5,079万8,500円、令和4年度が1億5,628万4,956円、令和5年度が1億5,223万9,000円となっているところです。

○5番水野正子議員 本市のごみ処理の経費が令和3年度から5年度まで約1億5,000万円かかっていることを承知いたしました。

本市には、家庭用電気式生ごみ処理機、衛生自治団体連合会ではコンポスト等の生ごみ処理容器の助成金がありますが、令和3年度から現在まで何世帯が利用しているのかをお聞かせください。

○立石秀和市民生活課参事 室内で生ごみを乾燥させて減量化する電気式生ごみ処理機については、購入経費の2分の1以内の額で上限3万円として補助を行っているところです。

また、畑などに設置して生ごみを堆肥化するコンポストについては、枕崎市衛生自治団体連合会が購入経費の2分の1以内の額で補助を行っているところになります。

令和3年度から令和5年度までの実績についてですが、令和3年度の電気式生ごみ処理機が11件、コンポストが23件、令和4年度の電気式生ごみ処理機が14件、コンポストが32件、令和5年度の電気式生ごみ処理機が6件、コンポストが16件となっているところです。

○5番水野正子議員 どのくらいの世帯がごみの減量に意識を向けているのかお聞きしたところです。少し少ないような気がしますが、電気式生ごみ処理機やコンポストを利用することで、家庭菜園をされている方は肥料にも使えますが、ごみで出すとしても、この電気式ごみ処理機だと7分の1の量になるということで、今後も利用者を増やしていけたらと存じます。

混ぜればごみ、分ければ資源です。分別することで、本市に幾らの収入になっているのか、令和3年度から令和5年度まで内容と金額をお聞かせください。

○立石秀和市民生活課参事 ペットボトルや空き缶、紙などの資源ごみについては、品目ごとに有価物として売却を行っているところです。

令和3年度から令和5年度までの資源ごみの売却収入につきましては、令和3年度は、新聞紙や段ボールなどの紙類が205万8,480円、スチール製の空き缶などのスチールプレス品が79万2,871円、アルミ製の空き缶などのアルミプレス品が483万5,146円、発泡スチロールやトレイのインゴッドが17万3,701円、ペットボトルが153万4,792円、雑鉄が499万6,845円、瓶類が2万1,709円の合計1,441万3,544円となっているところです。

令和4年度につきましては、紙類が157万9,583円、スチールプレス品88万0,301円、アルミプレス品639万9,018円、発泡スチロールインゴッド25万4,333円、ペットボトル424万4,526円、雑鉄532万1,903円、瓶類1万7,469円の合計1,869万7,133円となっているところです。

令和5年度につきましては、紙類が152万7,066円、スチールプレス品79万2,263円、アルミプレス品547万6,575円、発泡スチロールインゴッド16万8,156円、ペットボトル412万4,760円、雑鉄488万2,873円、瓶類1万2,495円の合計1,698万4,188円となっているところです。

○5番水野正子議員 リサイクルすることで、本市に令和5年度で1,700万円程度の収入になることを承知いたしました。枕崎市総合振興計画後期には、リサイクルの促進を図るため、徹底して資源ごみの回収に努めますとありますが、本市で取り組めるものとしてはPRの強化が必要だと存じます。

例えば、広報紙に具体的にごみの処理にこれだけの経費がかかっています、これは住民の皆様のリサイクル活動によって、これだけ本市の収入が増え、経費が軽減され、老人福祉のほうに回すことができますよといったような周知をすることが必要だと存じますが、いかがお考えでしょうか。

○立石秀和市民生活課参事 資源ごみにつきましては、令和6年9月から枕崎市単独で処理を行うようになったところです。

ごみ処理にかかる費用や資源ごみの売却収入などの情報を市民の皆様に周知することで、ごみの分別やリサイクル等について関心を持っていただけたと考えますので、今後、広報紙等を通じて周知を行っていきたいと考えております。

○5番水野正子議員 次の質問に入ります。

高齢になってきますと、物を持って移動するというのは大変危険になってまいります。ごみを出さなければ、ごみはどんどんたまっていき、やがてごみ屋敷となってしまう、本人だけでなく、周囲の住宅にも害虫やネズミの発生など迷惑が及ぶことも考えられます。

高齢者等の家庭ごみの個別収集は必要ではないかと思いますが、本市の考えをお聞かせください。

○立石秀和市民生活課参事 ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者の方を対象に、市の分別基準により分別されたごみの個別収集を行う高齢者等へのごみ出し支援につきましては、関係各課で検討を行っているところであり、引き続き実施に向けて検討していきたいと考えているところです。

○5番水野正子議員 資源ごみは市民の貴重な財産であり、これを有効に活用していくことは、財政上、また環境に対しても有益なことと考えます。

9月になってからですね、ごみステーションのごみが山積みになっているのを見かけるようになりました。窓を1枚割られてそのまま放置しておくと、ほかの窓も割られていき、最後は町全体が荒廃していくという割れ窓理論というものがあります。ごみもそのまま放置しておくとどんどんごみが増えていき、最後には犯罪が増え治安が悪くなっていきます。つまり、小さなことを放置しておくと、それがいずれ大きなことに発展していくと言われています。そうしたことから、本市でも、公民館に1人程度のクリーン指導員を導入してはと考えます。

公民館の中でごみ担当を置いているところが多いと思いますが、会津若松市では指導員にごみ手袋や腕章配付、福井市では月額1万円の報酬を支給などしておりますが、今後、本市に適した独自のクリーン指導員を採用してみても考えますが、いかがお考えでしょうか。

○立石秀和市民生活課参事 質問者から紹介のありましたクリーン指導員につきましては、ごみ集積所などでごみの分別指導等の活動を行う方のことになるかと思いますが、現在、ごみ集積所の管理につきましては、各公民館で組織される衛生自治団体連合会の活動方針の中で、公民館が主体となって行い、分別されていないごみ等の処理や違反シールの数が減るよう指導を行うこととされており、それぞれの公民館で取り組んでいただいているところです。

クリーン指導員の導入につきましては、現在導入の検討はしていないところですが、今後他市の状況等について調査するなど、研究してまいります。

○5番水野正子議員 それぞれの公民館で取り組んでいただいているということなので、調査研究を進めていただきたいと思います。

地域に活気はつくるものであり、出番と居場所が活気につながると考えています。学びをやめ

ると、地域の活力も失われます。クリーン指導員を引き受けてもいいという方がいらっしゃいましたら、その方に出番と居場所もつくれるかと存じます。今後導入していただけるよう要望いたします。

以上で一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、水野正子議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時 24 分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和 6 年12月10日)

令和6年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第3号）

令和6年12月10日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 豊留 榮子 議員（67ページ～76ページ） 禰占 通男 議員（76ページ～86ページ） 上迫 正幸 議員（86ページ～93ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 眞 茅 弘 美 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 竈 原 正 二 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 鮫 島 眞 一 税務課長
 上 園 秀 人 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 森 智 賀 健康課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 橋 口 和 洋 企画調整課参事
 木之下 浩 一 教育長
 日 高 佳 子 学校教育課主幹兼学校教育係長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長

本 田 親 行 副市長
 日 渡 輝 明 企画調整課長
 松 田 勇 一 市民生活課長
 福 永 賢 一 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 平 塚 孝 三 健康課長
 川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
 今給黎 仁 水道課参事
 田 代 勝 義 監査委員事務局長
 天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 大工園 昭 則 建設課参事
 平 田 寿 一 総務課参事
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長

午前 9 時 30 分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

ここで選管事務局長から発言の訂正の申出がありますので、これを許可いたします。

○木口屋和彦選管事務局長 昨日の橋口議員の一般質問の中で、直近の衆議院議員選挙における年代別の有権者数、投票者数及び投票率につきましての答弁におきまして、10歳代から70歳代までの投票者数と投票率について誤りがございました。

10歳代につきましては、有権者数240名に対して、投票者数44名、投票率18.33%と申し上げましたが、正しくは、有権者数240名に対し、投票者数67名、投票率27.92%であります。

20歳代につきましては、有権者数909名に対し、投票者数208名、投票率22.88%と申し上げましたが、正しくは、有権者数909名に対し、投票者数278名、投票率30.58%であります。

30歳代については、有権者数1,242名に対し、投票者数371名、投票率29.87%と申し上げましたが、正しくは、有権者数1,242名に対し、投票者数490名、投票率39.45%であります。

40歳代につきましては、有権者数1,911名に対し、投票者数594名、投票率31.08%と申し上げましたが、正しくは、有権者数1,911名に対し、投票者数837名、投票率43.80%であります。

50歳代につきましては、投票者数2,388名に対し、投票者数1,033名、投票率43.26%と申し上げましたが、正しくは、有権者数2,388名に対し、投票者数1,319名、投票率55.23%であります。

60歳代につきましては、有権者数2,986名に対し、投票者数1,498名、投票率50.17%と申し上げましたが、正しくは、有権者数2,986名に対し、投票者数1,928人、投票率64.57%であります。

70歳代につきましては、有権者数3,632名に対し、投票者数1,809名、投票率49.81%と申し上げましたが、正しくは、有権者数3,632名に対し、投票者数2,393名、投票率65.89%であります。

以上、おわびして訂正をいたします。

○永野慶一郎議長 発言の訂正につきましては、議長の許可となっておりますので、申出のとおり許可いたします。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○7番豊留榮子議員 本日の一般質問、よろしくお願いいたします。

近年の長引く不況、さらなる物価の高騰が重なり市民の生活は厳しさを増してきています。中でも、子供を取り巻く環境の悪化は深刻さを増し、具体的な子育て支援策が急務となっています。本市においても、子ども医療費の助成制度の改善や学校給食費の無償化を求める声も高まってきているところです。

鹿児島県における学校給食費の無償化については、半数を超える22市町村において実施されているということだそうです。教育の平等をうたう憲法を守る観点からも、県内全ての義務教育校で実施できるよう県に強く要望し、県の財政支援で給食費の無償化を実現すべきではないでしょうか。

まず1つ目の質問、学校給食費の無償化が全国的に広がっているというところですが、本市の状況をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 これまでも一般質問で取り上げられ答弁しておりますが、学校給食費の無償化に対する私の考えについては変わりはございません。

令和6年4月現在、先ほど22市町村というお話がございましたが、市においてはですね、県内では19市中8市が学校給食費の無償化に取り組んでおりますが、本市といたしましてはこれまでどおり、経済的な理由により就学が困難と認められる世帯に対する学校給食費の負担軽減策として、就学援助費の対象世帯に対しまして学校給食費の全額を助成、ほかに全児童生徒の物価高騰等による給食費の値上げ分の補助などにつきましては、取り組んでいるところです。

繰り返しとなりますが、子育てにおける食費については、保護者が賄うものだという、ごく当たり前の考えが私の給食費に対する考え方です。人間としての営みである子育ては、将来へ、自身の、あるいはこれまで先祖から引き継いできたその家族の子孫を育てていく最も重要な営みです。子供の衣食住を親が責任を持って賄うことが人間社会の最低限の役割だというふうに考えます。その大事な役割はしっかりと親御さんに担っていただきたいというのが私自身の考えでございます。

○7番豊留榮子議員 市長の考えは全然変わっていないということが確認できました。

いや、これは市民にとって市長の答弁が、分かりました、そうですねって言われることなら私も賛成します。市長の言うとおりでと思うんですけども、市長、市民の中にはいろいろな生活状態ということがあるわけですね。そういう方たちのことも踏まえながら、私はずっと続けてこの学校給食費の無償化の実現を平等にできるようにということで提案しているところなんですけれども、市長の判断一つでですね、この完全無償化ができるのに、なぜかそれが市民の方全員には伝わらないと思うんですね、市長の今の答弁は。

市長の考え、自分1人の考え、市民のことを考えているのかって言われそうな気がするんですね。ですから、そこのところをもう一度よく考えていただいて、この県に対してですね、全県一律に無償化すべきと枕崎市からも要望してほしいと思っているんですけども、そういうお考えはないでしょうか。

○前田祝成市長 給食費の完全無償化への要望ということについてはですね、前回の定例会でも答弁したと記憶しているんですけども、県の市長会のほうで国に対して要望を上げるということになっておりまして、要望案については私も反対をしております。

それと、共産党が県に対しての要望を上げられる、署名をされるということも認識しております。認識しておりますが、枕崎市や県に対してというのはですね、現在のところ考えておりませんで、今、県市長会として全国に出している要望についてのことについては、私自身も県市長会の会合の中で、特に反対はせず、賛成をしたところです。現状としてはそういうような状況にあります。

○7番豊留榮子議員 市長の考えは変わらないということですね。

県に要望していることは私も承知しております。みんなも承知していることなんですけども、全国ね、はい、そうなんですけれども、これ独自にね、県に直接市が要望している市もありますよね。そういう気持ちがないのかということを確認したいんです。その点はどうでしょうか。

○前田祝成市長 それについてはですね、今答弁したとおりで、市独自としての要望をする予定はございません。

○7番豊留榮子議員 市長の考えは今までどおりということですね。

例えば急激な物価の高騰の中で、学校給食の完全無償化は子育てを支える大事な手だてだと思うんですね。そういう点からいくと、完全無償化っていうのは大事なことだと思うんですけど、この点についてはいかがでしょうか。

○前田祝成市長 急激な物価高騰、これは当然認識してございますし、今の経済状況ということについてもですね、認識しております。

なかなか個人消費が伸び悩んでいるというような状況で国全体のマクロ経済状況は、なかなかまだまだ改善の兆しが見えにくいのかなというふうに思っております。

経済支援という意味で言いますと、自民党の総裁選挙の選挙公約におきまして、石破茂内閣総理大臣は、少子化対策においては手当より無償化へということで、学校給食費の無償化を掲げておりました、総裁選のときはですね。また、先日の臨時国会開会における所信表明におきまして、学校給食費への支援という言葉が盛り込まれております。このあたりからですね、国が今後、給食費への何らかの支援をする可能性があるのではないかというふうに推測するところです。

ただ、市の物価高騰対策といたしましては、国の補正予算におきまして、地方への臨時交付金等も措置されるということになります。本市としましては、物価高騰に苦しむ本市の基幹産業への支援、あるいは子育て世帯に対する経済支援、これらに活用するということで、少しでも域内経済を活性化させるためにですね、活用することを優先しようというふうに考えているところです。

○7番豊留榮子議員 もちろん市長の今の答弁は大事なことだと思います。市全体を考えるのは市長の役割ですからね。経済的にも大事なことだと思うんですけども、一つは、この枕崎で安心して子育てができて、若者が定住できるような市にするためにも、早急に給食費の無償化実現というのは大事なことだというふうに市民からも声が上がっているところなんです。

今、ここで完全無償化を実現するという市長の決断ができれば、これみんな万歳って言いますよね、多分。いかがでしょうか。

○前田祝成市長 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、子育てについては、当然、子供を産み育てるという少子化を解消するためにはですね、やはりそういう経済環境をつくらないといけないというのは私自身の考えでございますので、少子化対策の施策、子育て支援の施策として、やるべきはやはり私は若い世代の人たちの経済をしっかりと担保するといいますか、所得、雇用をしっかりと確保するということで、子育てに対する支援をしていくべきだというふうに考えてございますので、給食費無償化という施策がですね、当然取られている自治体もありますけれども、本市としては、その前にやはり経済をよくしようと、若い人たちが働ける環境をしっかりとつくろうということにやっぱり取り組むべきだと思います。それと、現在の経済状況を鑑みてのですね、支援策というのも当然必要だというふうに思っております。

ですので、国の地方創生臨時交付金等を活用しながら、実際、子育てで苦しんでいる世代、子育てで経済的に厳しい世帯は当然あるわけですから、そこに対しては個別にですね、対応していくということで考えております。

現在、国の施策の中でも今、国会のほうで議論されていますけれども、住民税非課税世帯に対する3万円の給付とか、あるいは子供1人当たり2万円の給付とかっていうこともあります。それらもしっかり細かく分析しますと、どうしてもやはり高齢世帯のほうに、その支援がどうしてもウエートが高いというようなことがあって、やはり子育てを今実際していて、特にこの年度末にかけて、非常に出費がかさむ子育て世帯というのは当然ありますので、そこに対しては、別途、経済的な支援をしていこうということですね、今、庁内でも協議をしております。

ですので、本当に経常的なコストとして、給食費の無償化というのを続けていくというそういう施策も判断されている自治体もありますけれども、本市としては、現状をしっかりと見極めて、今どこに対して何の支援が必要なのかということと、やっぺいこうということですね、庁内でも協議しておりますので、そのあたりは是非、御理解いただければなというふうに思うところです。

○7番豊留榮子議員 市長の考えは、ずっとこう、だんだんだんだん、今まで言われてきたことが固まってきたなという感じがするんですね。

これは市長、この若者たちが、いつとき子育て支援が充実しているところに移住するとか、そういうことがありましたよね。これをきちっと市の政策として、子育て支援の学校給食費の無償化などを前面に出せば、今度はほかからこの市に定住するという方も増えてくるんじゃないでし

ようかね。この少子化の中で、子育てが一番大事じゃないかなと思うんですね。

このままいくと、若い人たちはみんなよそに行ってしまったたり、もう子供は産まない、結婚しても子供は要らない、そういう方も増えてくるような気がするんですね。だから、夢のある、夢が持てるようなこの枕崎ってすばらしいところじゃないですか、風景も見事だし。この人それぞれのあれもなかなかお付き合いしやすい状況にあると思うんですね。こういう状態の中に、よそからの人たちが枕崎に来て、ここいい町だね、住みやすそうだねと言って定住してくれるような、この看板にできるようにね、できないもんですかね。そういう点ではどうですか。

○前田祝成市長 幾つか御紹介させていただきたいと思いますが、先週の土曜日に鹿児島県のPTAの研究大会が枕崎市で開催されました。その中で、枕崎小学校、枕崎中学校のPTAの研究発表がございました。地域と共にといいですか、地域に根差したPTA活動がされているという非常にすばらしい発表がありました。私、来賓で参加させていただいたわけなんですけれども、それを一緒に聞いていたさつま町の方なんですけれども、県のPTAの副会長の方からですね、非常にいいことを取り組まれていますねっていうふうな非常に高い評価をいただきました。

私自身がPTAの大会を、最初から最後まで会場のほうで拝見させていただいたんですけれども、非常に感銘を受けました。子育てに対する親御さんの前向きな取組、親御さんが本当に楽しみながら子育てをしているっていうことがですね、かいま見れたというか、感じられました。それと同時に、非常に崇高なことだなというふうに思いました。子供たちをこうやって育てているんだということを、皆さんの前で発表されたことに対してですね、本当に敬意を表したということです。

一方で、そういう崇高な部分と、もう一方でやっぱり子育てって凡庸な部分もあって、ある面、当たり前というかですね、当たり前のことを子供が生まれてから18歳まで当たり前のことをしっかりやっていって、そして、18歳になって子供が成人したときに、それが結集されて、その親御さんがやられた18年間の子育て自体が崇高なものになっていくんだろいうあというのをすごい感じたところでした。そういう意味では枕崎の今、本当に子育てを頑張ってもらってる親御さんたちの御努力についてはですね、敬意を表するところです。

今、申し上げました凡庸なという話をしましたが、子育てというのはある面、当たり前のことで、親が子供を賄うというか子供を育てる、そして、その費用を賄うというか、経済的なところをしっかりと支えていくっていうのはもう当たり前のことなので、そこを、やはりぜひ親御さんにですね、頑張ってもらいたいなというふうに思います。

なので、決して応援しないとかするとかそういう話ではなくて、やっぱりそういう子育ての環境というのを、この枕崎でしっかりつくっていかないといけないなというふうに思っております。

なので、当然、経済的な手当、保障というところも必要になってはくるんですけれども、それよりもですね、ベースにあるところ、例えば子供の学習する権利の保障であるとか、学びの環境整備であるとか、そのあたりについてもしっかりやっていながら、ここ枕崎で子育てしていることの価値というかですね、そこはしっかり上げていきたいなというふうに思いますので、その部分については御理解いただきたい部分もありますし、やはり、それは私自身がしっかりと市民の皆様に伝えていかないといけないことなんだろうなというのを、先日そういうことでですね、感じたところです。

そこについては、しっかり市民の皆さんに御理解いただけるように私自身も努力していきたいなというふうに思うところです。

○7番豊留榮子議員 市長の考え方はしっかりと皆さんにも伝わったかと思うんですけれども、やはり子育てが18年間ですね、親がするのが当たり前、これは当然なんですけれども、当たり前前にやっていきたいけれどもやっていけない親御さんたちもいらっしゃるわけですよ。生活が苦しいこの物価高の中で、なかなか厳しいというところもあるので、そういうときにはちょっと手

出しをする。そういうことは大事かと思うので、市長の考えならできていけると思いますので、今後とも、子育て支援に対してのお力添えをどうかよろしくお願いいたします。

次に、会計年度任用職員の処遇改善についてお聞きしたいと思います。

本市は、会計年度任用職員制度への移行後、適正な働き方改革は進んでいるのでしょうか、お尋ねいたします。

○山口太総務課長 会計年度任用職員制度の移行というのは、令和2年度からこの制度が導入されたわけでございますけれども、働き方改革が進んでいるのかというお尋ねですが、いわゆる処遇改善ということで申し上げますれば、本年度から勤勉手当が支給できるように制度が変わりまして、本年度から支給されていくことになります。

そしてまた、本年の人事院勧告等におきましても、国のほうがいわゆる休暇制度についてもですね、常勤職員に準じた形で、その制度も拡大されていくような流れになっておりますので、会計年度任用職員制度の働き方改革と申しますか、そういったものは進んできていると認識しているところでございます。

○7番豊留榮子議員 本年度の給与改定ですけれども、この人事院勧告を踏まえて、給与改定を行った場合ですね、本市で働くフルタイムに近い時間働いているパートタイム会計年度任用職員の給与は、一般行政事務職員の場合は、この月例給でどのくらい上がるのでしょうか、お尋ねいたします。

○山口太総務課長 先ほど人事院勧告ということも申し上げましたけれども、本年の国家公務員の給与に係る人事院勧告に準じた本市職員の給与改定に係る議案につきましては、まだ御提案申し上げておりませんので、当該議案を御提案して可決していただいたと仮定して、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、令和2年度から新たに導入された会計年度任用職員の給与水準につきましては、本市ではパートタイムの会計年度任用職員の給与水準となりますけれども、その職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額、具体的には1級1号給の額を基礎といたしまして、職務の内容や責任の程度、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるとともに、その職員の勤務時間を考慮して定めております。

これを具体的にというか簡潔に御説明するとすれば、例えば、週5日勤務の職員、常勤職員は1日7時間45分の勤務時間になっております。例えば会計年度任用職員が週5日勤務で1日7時間30分勤務ということだと、勤務時間が1日当たり15分少ないです、その分を換算して報酬月額を定めているということになります。

このことから、常勤職員の給与改定があった場合の会計年度任用職員の報酬月額は、常勤職員の給料月額と、本年で言えば、いわゆる増額の改定率は同じとなりますけれども、先ほど申し上げたようなことで改定額っていうのは少し異なるということになります。

そこで、フルタイムに近い時間働いているパートタイム会計年度任用職員の給与は、一般行政事務職員の場合の月例給でどのくらい上がるのかというお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げた1日の勤務時間が7時間30分で、定型的・補助的な業務等に従事する事務補助職員の報酬月額でお答えいたしますと、本市では、国の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル等に基づきまして、その報酬の支給額の水準に一定の上限を設けておりまして、その上限の範囲内でそれぞれ職員の報酬月額が決定されております。

このことなどから、改定が行われた場合における増額となる金額については、職員ごとに異なることとなりますけれども、先ほど申し上げた事務補助職員の改定後の報酬月額につきましては、2万円から2万5,000円程度の増額となるようでございます。

○7番豊留榮子議員 なかなか大変なことだと思うんですけれども、こういう制度で、職員の方

からの何か意見ですとか、不満というか、そういうことはないんでしょうか。

○山口太総務課長 会計年度任用職員からの御不満とか御意見ということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、常勤職員の給料表を基礎として、会計年度任用職員もその職務内容等に応じまして報酬月額を定めておりますので、基本的に先ほど申し上げたとおり、給与改定があった場合も改定率は同じになりますし、その点について、会計年度任用職員から御意見とか御不満とかっていうのは、私のところには届いてないところでございます。

○7番豊留榮子議員 同じになるということですね。すみませんでした。

次に、会計年度任用職員ですが、任用終了後も希望によって再度働きたいという方は働くことができるんでしょうか、お尋ねいたします。

○山口太総務課長 会計年度任用職員の雇用の保障に関する御質問かと思っておりますけれども、以前も御質問いただいてお答えしたこともあったかと思いますが、いわゆる会計年度任用職員の再度の任用につきましては、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルというものがございまして、それにおいて、国の期間業務職員については、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとしてされておりました。

県下各市においても、これと同様の対応をしている団体が多い状況にありますが、本市においては、地域の実情と申しますか、公募をしても応募者が少ないといった実情もございまして、それらを踏まえまして、本市は原則として連続4回を限度とする取扱いとしております。

しかしながら、今年6月に、国の期間業務職員が、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができるのは、同一の者について連続2回を限度とするよう努めるものとするという取扱いが廃止されました。そして、先ほど申し上げた事務処理マニュアルからもそのことが削られる改正が行われたわけですが、改正後のマニュアルにおきましては、再度の任用に関する具体的な取扱いについては、各地方公共団体において、平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、地域の実情等に応じつつ適切に対応されたいというふうに改められたところです。

このように、国の示すマニュアルは改正されたわけなのですが、本市においては、これまでの取扱いを維持しまして、再度の任用については連続4回を限度とするという考えでございまして、このことから、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されましたけれども、再度の任用を4回行った会計年度任用職員につきましては、本年度中に公募による選考を実施することとしております。また、現在勤務していらっしゃる方がですね、募集に応じまして応募いたしまして、選考を受けるということは可能ということでございます。

○7番豊留榮子議員 はい、分かりました。

次に、会計年度任用職員の給与ですとか旅費及び費用弁償に関する条例については、国会での法案可決が前提ではありますが、本年度の会計年度任用職員の給与改定については、この4月に遡って実施する方向で検討しているということでしょうか、お伺いいたします。

○山口太総務課長 本市におきましては、本年3月定例会におきまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてという議案を御提案いたしまして、可決していただきました。この条例では、ただいま質問者からございました、枕崎市職員の会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正も含まれておりましたけれども、その主な内容は、先ほども申し上げましたとおり、本年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための改正とともに、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いの変更に関わる改正もこれに含まれておりました。

本市では、令和5年度までは、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員

の給与の改定時期につきましては、その翌年度から適用させる取扱いとしておりましたけれども、先ほど申しあげました条例改正によりまして、本年度、令和6年度からは、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについては、改定の実施時期を含めまして、常勤職員の給与改定に準じた取扱いとするというふうに変更いたしましたので、ただいま質問者からございましたように、本年度の会計年度任用職員の給与改定の実施時期については本年4月1日からとなるところでございます。

○7番豊留榮子議員 はい、よく分かりました。ありがとうございます。

それでは次の質問に入ります。

火之神保有地の利活用についてなんですけれども、火之神保有地を有効活用するためにですね、道路の拡張をはじめ、市民や観光客が安全に利用できるような計画を示すべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

○橋口和洋企画調整課参事 火之神保有地の利活用につきましては、昨日の質問に対して答弁しましたとおり、中長期的な視点でエリアの利活用を検討していくことを考えておりますが、観光を含む利用者の安全確保、災害時等の対応も考慮したインフラ整備、環境対策等も視野に入れて進めていくこととなります。

○7番豊留榮子議員 市民と市議会との意見交換会でも、多くの方から意見が出されました。この火之神は人々を引きつける風光明媚な海岸ですが、海拔5メートルということもありますので、まずは災害時の対応を考えておくことが必要です。そして、移動式のキャンピングカーでの商品の販売や広場での運動等、子供から高齢者まで楽しめるような広場の活用をすべきではないかと思うんですが、これは眞茅弘美議員からも一言付け添えてほしいということで、昨日の質問でちょっと時間が切れてしまってできなかった悔しいという感じでした。

これは彼女も、市民と市議会との意見交換会では火之神保有地の利活用についてをテーマにして実施し、その中で、構造物は造らずに公園にしてはどうかという意見が多かったが、市としての見解はいかがでしょうかというふうに彼女も言われています。これに対してよろしく願いいたします。

○橋口和洋企画調整課参事 繰り返しの答弁になるかと思いますが、そこら辺も考慮して中長期的な視点でそのエリアの利活用のほうは検討していくことになります。

現在取り組んでおります火之神保有地の利活用に係る取組につきましては、枕崎市地域の魅力創出検討事業として、火之神保有地を含む火之神地区一帯及び火之神公園、火之神公園キャンプ場や枕崎お魚センターなど周辺施設も含んだエリアを一体とした魅力創出の取組として考えているところです。そのような考えの下、民間事業者に業務を委託し、市の所有する火之神保留地の利活用について様々な角度から調査等を行っているところです。

基本構想案の策定につきましては、前提条件の整理のための基礎調査としての現地調査や、市民、関係者への意向調査のための市内外の市民へのアンケート調査やワークショップ、民間企業等への意向調査をこれまで行い、今月にはトライアルサウンディングを実施し、その後、関係課協議等を経て、年度内の基本構想案の策定を目指しているところです。

周辺施設や民有地等を含むエリア一帯の魅力創出を目的としておりますが、今後は、今年度策定する基本構想案を評価・検証した上で、慎重に周辺民有地の関係者等とも協議をしながら、中長期的な視点でエリアの利活用を検討していくことを考えております。

○7番豊留榮子議員 いろいろ検討されていることは分かりますが、具体的に近所の方たち、その周辺に住んでいらっしゃる方ですとか、そういう方たちの御意見などは直接聞いていらっしゃるのでしょうか。

○橋口和洋企画調整課参事 火之神保有地の利活用につきましては、今申したとおり市民アンケートやワークショップ、民間企業等への意向調査をこれまで行っております。地域住民への直接

の聞き取りは特に今のところはしてないというふうに伺っております。

○7 番豊留榮子議員 その地域の住民の方たちは、これがどういうふうになっていくんだということを心配されているんじゃないかなと思うんですけども、その跡地の利用をですね。

私なんか考えると、まず、海拔5メートルということではちょっと海が荒れたりすると、不安な状況にもなったりしますので、そういう点でのお知らせというか、住民の方たちは分かっているのか、その点のところはどうなのでしょう。

○橋口和洋企画調整課参事 現段階では、火之神保有地の利活用についてアンケート調査などを行っている段階でありまして、火之神保有地の利活用についての基本構想を今、策定をしている状況です。

○前田祝成市長 今、質問者からございましたように、その海拔の課題であるとかということについては、生活者の皆さんは、そこに住まれている皆さんは日常生活の中でも当然同じような課題があるわけで、そこは御認識されているんだというふうに思います。

そして、火之神地区の利活用については、私も今、ずっと公民館で語る会をさせていただいているところなんですけれども、立神地区公民館でも語る会をさせていただきましたが、その中でも少しそのあたりの話もさせていただいたところです。

今、業者に依頼してその取組を進めているところなんですけれども、今後も、その基本構想案がこの年度末に作成される予定なんですけれども、その基本構想案が出た後においても、やはり地域との会話とか対話とかですね、そういう部分が必要になってこようかというふうに私は思っております。

ですので、民有地の所有者の方であるとか、あるいは地域に住まれている方、あるいは近隣の加工業者の皆さんも含めて、いろんな角度から検討していかないといけないということで、現段階では、まだそこが集約されていないという状況でございますので、今議員からありましたようにですね、できるだけきめ細かく、災害対応も含めて、これから話を進めていくことになろうかというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○7 番豊留榮子議員 それではこのアンケートなんですけれども、このアンケートを配った範囲というのはどのくらいなのでしょう。

○橋口和洋企画調整課参事 市内の市民アンケートにつきましては、4,000人を無作為に抽出してアンケートの依頼を行ったところです。ですので、地域を限定してのアンケートのお願いはしていないところです。

○7 番豊留榮子議員 ということは、郵便で送ったということですね。それともポストにポンと入れてきたのか。地区名は分かってらっしゃるんですか。

○橋口和洋企画調整課参事 アンケートの依頼につきましては郵便で送っております。そして、ウェブでの回答をお願いしているところです。

○7 番豊留榮子議員 ここ一番枕崎でも風光明媚ですばらしいところなので、これもぜひ市民の方が喜んでくれるような、地域の住民の方も楽しめるような、安心して過ごせる場所づくりをしてほしいと願っております。

次の質問が最後の質問になりますが、ヤンバルトサカヤスデ対策についてです。

皆さん、このヤンバルトサカヤスデって御存じでしょうか。何かこのヤンバルトサカヤスデって、私もヤスデは知っていたんですけども、ヤンバルトサカヤスデ、なんでこんなちっこいあれに格好いい名前がついていたのかと思ってびっくりしたところなんです、このヤンバルトサカヤスデが今発生している地域の調査とか確認はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○立石秀和市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデにつきましては、10月までは発生も少ない状況であったところなんですけれども、11月になり別府校区の白沢、板敷、下山、松崎、駒水地区や金山校区の金山・田布川地区で大量発生している状況にあるところです。

発生地域の調査確認につきましては、市の生活環境保全事業の中で、ヤスデの発生状況を見ながら薬剤散布を行っている委託業者からの報告や、市民からの駆除相談があった場合に、職員が現地調査を行い、道路、側溝等の公共的部分については、委託業者のほうで薬剤散布を行っているところになります。

○7番 豊留 榮子議員 このヤスデですけれども、これがどういう状況でその地域に発生してくるのか、何かデータがあるんですか。今、別府地域のほうがたくさんありましたけれども、山があって湿地帯に出てくるんだと思うんですけれども、これを未然に防ぐようなそういう対策とかあるんでしょうかね。

○立石 秀和 市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデについては、餌となる落ち葉などのあるところや、日当たりが悪く湿気のある場所を好むというふうにいわれております。

未然に防ぐ対策としましては、ヤスデの生息しにくい環境づくりのために、地域ぐるみで雑草の伐採を徹底するなど日当たりをよくし、暗く湿った場所を作らないようにすることが未然の対策になるというふうに考えているところです。

○7番 豊留 榮子議員 なかなか目に見えないですから、本当難しいと思うんですけれども、年間ですね、このヤスデの発生地域と薬剤散布の件数ですが、どのくらいになるんでしょうか。

○立石 秀和 市民生活課参事 薬剤散布の件数につきましては、令和3年度から申しますと、令和3年度が332件、令和4年度が62件、令和5年度が202件となっておりまして、令和6年度につきましては、11月末現在で319件となっており、うち11月分が82件となっているところです。

○7番 豊留 榮子議員 いっときはね、出なくなっただけなんですけれども、ここまた突然やってきたんですけれども、このヤンバルトサカヤスデが発生しないための未然の対策っていうのは何か先ほどと同じようなことになるんですけれども、どのようにしたらいいのか、何か対策をされているんでしょうか。

○立石 秀和 市民生活課参事 本市での取組としましては、道路等の公共的部分につきましては、生活環境保全事業により、蔓延防止及び駆除のための薬剤散布を実施しているところです。また、駆除相談が寄せられた地域や薬剤を購入された方々の地域を職員で確認しまして、委託業者のほうへ対応についての指示を行っているところです。また、委託業者におきましても定期的な巡視を行い、ヤスデの発生状況を確認しながら、薬剤の散布を行うなど蔓延防止に努めているところです。

○7番 豊留 榮子議員 ヤスデ対策の白い粉ですすね、ヤスデが実際に出ているところにはそれをまいても、それに寄せられて上がってくるんですすよね。するとまた満杯になるんです、歩道のほうが。そういうヤスデの対策の仕方、もっと工夫してできないのかなと思うんですけれども、このヤスデが発生する前に、その湿地帯、湿ったところだとか、山の裾野であるとか、水たまりがあるようなところには何か未然に防ぐような散布方法というのはないんでしょうか。

○立石 秀和 市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデにつきましては、いつどこで発生するか分からないということもありまして、発生する前に薬剤を散布したとしても、雨が降ると薬剤が流れてしまうということなどから、発生前の薬剤散布については難しいものがあるというふうに考えております。

未然の対策としては、先ほども申し上げましたけれども、日当たりの悪い場所をつくらないようにすることや、そういった落ち葉等が餌になるということです。そういった環境づくりに取り組むことが未然の対策になるというふうに考えているところです。

○7番 豊留 榮子議員 これ本当に自然のところからやってくるもんですからあれなんですけれども、白い薬剤を散布してくださった後、住民の方からの苦情も来るんですすね。

それをまくと、今まで向こう側には湿地があって、散布していただきって言ったのを、こっち側は全然なかったのに、散布をこっちもしてくれていたんですすね。すると寄ってくるんですよ。

寄ってきてエーって苦情が来たりしました。

ですから、そういうことを考えると、どうやって、あれ本当気持ち悪いんですよね。丸まっているからもう死んでいるのかなと思って触ると、生きているんですね、まだね。長生きするようなあれではないんですけれども、とにかく数がすごいんですね。これ本当に散布するにしても、すごいところは自分で散布の薬剤を買ってきて、市から買われるんだそうですけど4,000円ぐらいするんだそうですね。その補助があるんでしょうか。

○立石秀和市民生活課参事 ヤスデの薬剤につきましては、衛生自治団体連合会で販売をしております、そこに市が補助を出しているという形になります。

2種類販売しているんですけれども、多いほうのノックダウンダスターという薬剤があるんですけれども、こちらについては主にコンクリートに散布するための薬になるんですけれども、こちらについては販売金額1,705円のうち、助成額が2分の1以内ということで850円の助成をしまして、購入される方は855円を自己負担いただいているということになります。1袋3キロ入りの薬剤になります。

○7番豊留榮子議員 これは市でも販売されているんですか。それとも自分で買いに行かれるんですか。

○立石秀和市民生活課参事 衛生自治団体連合会の事務局が市民生活課の環境整備係になりますので、環境整備係の窓口のほうで販売を行っているところです。

○7番豊留榮子議員 何年かぶりのヤンバルトサカヤスデとの出会いで、もうすごい見るだけで恐怖を感じるような集団だったんですよ、最初は。

そういうことで、みんなそれぞれ手入れをしながらやっていますので、市のほうもそれなりの対策といいますか、援助、今後ともよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

○永野慶一郎議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

〔禰占通男議員 登壇〕

○9番禰占通男議員 枕崎市第2期地方創生総合戦略は、基本目標、稼ぐ地域をつくる、地方とのつながり、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、安心して暮らせる地域づくりと表現しています。第2期の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となっています。

今年6月に10年目で、政府が公表した報告書は、人口減少や一極集中の大きな流れを変えるに至らなかったと総括の報告はなされております。

質問として、地方創生の取組から10年を迎え、地域によっては人口が増加しているところもあり、本市が地方創生に取り組んだ結果で顕著なものは何があるのかを質問いたします。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 地方創生の取組についてお答えいたします。

この10年間の地方創生の取組は、少子化の進行、東京一極集中の加速化など、最も重要とされる日本社会全体の課題を解決できているとは言えず、全体的な成果は現れていないと評価しているところです。

本市においても、人口減少・少子化が進んでいる状況ですので、大変厳しい状況にあると認識しています。

地方創生の取組につきましては、平成27年度から令和元年度までの第1期枕崎市地方創生総

合戦略に引き続き、令和2年度から現在も取り組んでいます第2期枕崎市地方創生総合戦略において、大きく4つの政策分野において、50を超す事業を立てて進めているところです。

後もっての御質問にも答弁することになります、事業ごとに見ますと、成果を出している事業も多くございます。

しかしながら申し上げましたとおり、人口減少・少子化という状況が打開できていないという現状が続いており、繰り返しになりますが、厳しい評価をしているところです。

そのような中でも、この10年間の間に、ふるさと納税によるふるさと応援基金の活用、これまで9名登用している地域おこし協力隊による地域活性化への取組など、地方創生への取組によって生まれた、これまでになかった成果も確実に存在しているところです。

来年度、次期地方創生総合戦略を策定し、次の5年、10年に向けた取組を計画してまいりますが、活力ある地域社会の実現と東京一極集中の是正、人口減少・少子化の克服へ向けた実効性の高い戦略立案に取り組んでまいり所存でございます。

○9番 禰占通男議員 今、市長からもありましたように、ふるさと納税は、これだけ財政的に支えてきて本当にありがたいことだと思っております。そしてまた、12月号の市報についてもですね、12億円の寄附について報告がありました。

そして、いろいろと知人同士で話をするときにも、ふるさと納税の内容について聞かれましたので、9月議会では地方創生についての仕組みを私なりに質問したと思っております。

それでこれからも、ふるさと納税については、本当に枕崎市の業者、協力者が一致団結して取り組んでいてもらいたいと思います。

それで1番目の問題で、ふるさと納税と市長は答えられましたけどそれはさておいて、地方創生は本当に全国知事会でも報告が出ていますけど、やはり結果が出ていないと評価されているところです。

私としては、地方創生は議員になってすぐの大きな目標で掲げられて、まち・ひと・しごとから変わったんですけど、本当に期待して何回か質問をしてまいりました。

そしてまたその教えを受けた石破さんが総理になったということで期待はしておりますけども、今新聞の内容なんか見ると、何か若い頃と違うなという感じも受けております。

今市長もおっしゃったように、人口減の内容について私は本当に何も改善していないような感じで、そしてだんだんだんだん、結果も出ていないで縮小していく感じを受けております。そういった中で一層の取組をよろしくお願いいたします。

それで2番目の問題として、この人口減少に対する課題と対策の効果はどのようになっているのか。

今市長も答えられましたが、地方創生のKPIについて、外部有識者からの意見ではですね、地方創生は人口の増減が目的ではないという発言をされている有識者もおります。

その人がまた続いて、枕崎市の魅力アップを目的にしたいと。

これは議員の皆さんももらっている資料の中にあるんですけど、こういった中で、少子高齢化や人口減少などに歯止めをかけるため地方創生ということが私は取り組まれた、安倍総理のときのものと認識しているんですけど、本市の自然減や社会減に対する取組はどのようになっているのか質問いたします。

○橋口和洋企画調整課参事 ただいまの自然減、社会減に対する取組についての御質問になりますが、まず自然減の原因である少子化について、その根本には、これから子供を産み育てる若い世代、具体的には20代から30代の若年層となろうかと思いますが、その層の雇用、所得を高める、確保できる経済状況を地域につくり出すことが最重要課題であると考えます。

その視点から、現在掲げてある戦略の中から、その対策として効果が期待できる事業となりますと、政策分野1、ひとと産業をつなぐの中の基幹産業の産業後継者育成奨励金事業や農業後継

者育成対策事業、認定農業者担い手育成事業など、基幹産業における後継者育成を後押しする事業や企業誘致促進事業、若者定住育成協議会の事業など、若年層の雇用機会を創出する事業など、また政策分野２、市外のひと・まちをつなぐの中の枕崎ブランド発信事業、「枕崎の、特産品。」発信事業など、本市基幹産業そのものの収益力アップにつながる産業競争力強化に資する取組なども、その対策として効果が期待される事業と言えます。

一方、社会減につきましては、人口の流動性による流入人口増加がその対策の一つとなりますが、政策分野２、市外のひと・まちをつなぐの中の移住・交流推進支援事業や移住者住宅確保支援事業など、また人口の流失を防ぐという点では、本市基幹産業の競争力強化はもちろん、先ほども挙げました若者定住育成協議会の事業や新規雇用創出就労環境事業など、その効果が期待される事業として挙げられるところです。

それぞれの事業の評価につきましては、成果の出ているもの、あるいはなかなか成果に結びついていないものなどがありますが、結果として、自然減、社会減が続いている現状でもあり、人口増をもたらす成果までには至っていないところであると判断をしております。

○９番 禰占通男議員 もう担当者から私の質問に関する80%以上の紹介、触れられたところがありましたけど、若い人たちの雇用ができれば一番早い解決策だと思っております。熊本のＩＣ関連の企業の立地が本当にうらやましい限りです。

ただこれから考えられるのは、阿蘇地域で水は豊富なんだけど、農業への影響、いろいろな問題がこれから出てくると思っておりますし、そういう解説も新聞紙上では出されております。

それで、企業誘致は本当に本市で一番取り組んでいく課題ではないかと思っております。

それで今担当者から説明がありましたように、各分野における事業の効果について、順次お尋ねしておきます。この地域経済活性化への支援ということで、「枕崎の、特産品。」発信事業、商店等新規出店支援事業の効果はどのようになっているのか。

初めにこの「枕崎市の、特産品。」発信事業について、説明をお願いいたします。

○沖園信也農政課長 農政課の「枕崎の、特産品。」発信事業につきましては、本市農畜産物等の特産品のＰＲを行うために物産展等のイベントに参加した団体に対し、交通費や宿泊費、送料などの経費を補助するものです。

実績につきましては、令和２年度と３年度が各１件、令和４年度が２件、令和５年度が０件、令和６年度は現在のところ２件です。茶や花きを生産している団体、グループに補助しておりますが、枕崎茶の試飲、また、菊のイメージを変える新たな品種の紹介などを通して、枕崎が茶、電照菊の産地であることを広く周知できたと考えております。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴うイベント等の縮小などを考慮し取り組んだものでございますので、新型コロナが収束した現状を踏まえ、現在、水産商工課の特産品販路拡大支援事業と併せた見直しを検討しているところでございます。

○９番 禰占通男議員 次の商店等新規出店支援事業についてお伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 商店等新規出店支援事業につきましては、本市の市街地における魅力ある商店街づくり及び商工業の振興を推進し、まちの創生に資するため、市街地に新たに店舗等を出店する者等に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付する事業です。

補助対象経費は、新店舗及び新店舗の営業のために必要な駐車場に係る賃借料、店舗の新築費、改修費及び改装費並びに新店舗または駐車場を利用するための敷地整備費です。

出店の対象地区につきましては、枕崎市都市計画用途地域の商業地域及び近隣商業地域に属する区域または枕崎市通り会連合会に加入する通り会の主要道路に面する場所としております。

この事業は市街地に新たに店舗等を出店する者への支援であり、市街地空き店舗等の活用及び解消、魅力ある商店街づくり、商店街の活性化、商店街への誘客、新規出店者の創業支援を目的としております。

これまでの実績としましては、平成28年度から支援事業を開始し、平成28年度4件、平成29年度6件、平成30年度4件、令和元年度5件、令和2年度4件、令和3年度2件、令和4年度8件、令和5年度3件あり、合計36件の新規出店がありました。

36件の業種別の内訳としましては、卸売業・小売業が2件、宿泊業・飲食サービス業が18件、生活関連サービス業・娯楽業が8件、教育・学習支援事業が1件、医療、福祉が5件、その他のサービス業が2件となっております。

お尋ねの事業の成果、評価としましては、第1期枕崎市地方創生総合戦略、平成27年度から令和元年度までの戦略ですが、第1の柱、枕崎で安定した雇用を創出するの基本目標の一つ、起業者や既存事業者の事業拡大、新分野進出の機会を増やすにおきまして、新規出店件数を年当たり2件というKPIを設定しておりましたが、この支援事業につきましては確実に事業実施され、KPI目標を上回り、起業者や既存事業者の事業拡大、雇用創出などの地方創生に相当の効果があつたと総合戦略審議会においても評価されております。

第2期総合戦略ですが、これにつきましても第1の柱、ひとと産業（仕事）をつなぐに引き継がれ、空き店舗の解消、まちのにぎわいや雇用の創出にもつながっているものと考えております。

市街地の空き店舗の活用及び解消等を促進するため、商工会議所や通商連合会と連携しながら、今後も引き続き、支援事業を推進していきたいと考えているところです。

○9番 禰占通男議員 商店等新規出店支援事業については本当に大きな実績を上げているという報告がありましたが、この補助金の在り方やコロナ以降、物価の上昇、家賃等の上昇、また人件費も上がっておりますけど、今この2年間の補助が月3万円、また新築、改築、敷地整備が50万円となっておりますが、この事業費は今の状況で十分なのか。その点はどうか簡単に説明を求めます。

○鮫島寿文水産商工課長 まず、整備費の上限額50万円について申し上げれば、商工会議所や市内の金融機関、政策金融公庫の皆さんと創業支援、起業支援ということで会議を設けております。その中でも、この商店等新規出店支援事業や新規の雇用の創出のための就労環境改善事業につきましては、他市にはあまりない、いい事業だという評価も得ております。

その意見として、創業資金を借りられるときに金融機関に相談があるということではありますが、この50万円の上限というのが、私もこれは妥当かなとは思っていたところですが、今資材の高騰や物価高騰等で、やはり改修費も100万円を超えて二、三百万円かかる場合もあるということですね、2分の1補助、上限50万円というのがですね、やはり上限額がちょっと足りないんじゃないかというお声も聞いております。

あと月額の家賃補助につきましては、月額3万円の2年間ということでしておりますが、ここにつきましてもテナント代、家賃代がですね、どうしても駐車場も借りたり、実際の店舗の家賃そういったのを考えると、月々のコストが非常にかかるということで、上限が3万円は少し厳しいかなあという御意見も、事業者の皆さんから聞いているところです。

いろんな御意見がありますので、そういった意見も参考にしながら、会議所なりいろんな関係の皆さんと、そこはまたブラッシュアップできるところはブラッシュアップしていきたいと考えております。

○9番 禰占通男議員 まちの活性化をお願いいたします。

それと、この「枕崎の、特産品。」発信事業、これについては、今日の新聞でベンゾピレンに対してのかつおぶしの製造も日本で静岡のメーカーが1社だけ、EUへの輸出のHACCP認証を受けていますけど、これもまた期待できることかと思います。

先ほど農政課長からもありましたように、後継者不足対策ということで、お茶の活用が、今研究結果が抹茶で認知症機能に相当な効果を発揮しているということで、今話題になっているそうですので、なお一層の本市の茶業者等の活躍が望まれるのではないかと私は1人で思っております。

す。

次の質問で、この人材支援で、新規雇用創出就労環境改善事業の効果はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 新規雇用創出就労環境改善事業につきましては、若者等の職場への定着及び女性の職場での活躍促進並びに雇用の拡大に資するため、積極的に就労環境の改善または向上に取り組む市内事業者に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付する事業です。

補助の対象者は、市内に本社または事業所を有し、労働保険及び社会保険の適用事業所として届出を行っている事業者で、この事業の補助金交付要綱の施行の日以後に、雇用期間の定めのない正社員または正職員を新たに雇用していることを要件としています。

ハード事業・ソフト事業2つありまして、ハード事業の補助対象経費は、従業員のトイレ、洗面所、更衣室、シャワー室、休憩所その他の福利厚生施設の整備や、労働時間管理適正化システムその他の労働時間の適正な管理のための設備等の導入、分煙設備その他の職場環境改善のための設備等の導入に要した事業費となります。

ソフト事業の補助対象経費につきましては、事業所名入りの制服または作業着の支給または貸与制度の導入に要する経費が対象となります。

これまでの実績としましては、平成29年度から支援事業を開始し、平成29年度1件、平成30年度1件、令和元年度0件、令和2年度1件、令和3年度3件、令和4年度3件、令和5年度2件、合計11件です。ハード事業4件、ソフト事業7件となっております。

令和6年度におきましては現在の時点で、ハード事業6件、ソフト事業3件、合計9件ありまして、平成29年度からの累計の新規雇用は21人となっております。

この事業につきましても、第1期枕崎市地方創生総合戦略に掲げ、雇用創出、地方創生に効果があつたと評価されております。

第2期総合戦略におきましても、取組の一つとして引き継がれ、雇用の創出や確保、従業員の離職防止にもつながっているものと考えております。

繰り返しになりますが、従業員のトイレや更衣室または休憩室などの福利厚生施設を整備する費用の補助や、制服及び作業着の購入費用の補助を行うことにより、若者の定着や女性の就労環境の改善に資する取組と考えておりますので、今後も事業の周知に努め推進してまいりたいと考えております。

○9番禰占通男議員 本当により経済力のない企業にとっては歓迎されているということをお伺いしました。

それで私が1つお願いがあるのは、この40歳未満を雇用の事業者となっているんですけど、もう前もありましたように、再任用、いろいろ雇用の状態も変わってきていますので、この年齢を私は撤廃してもらいたいなとお願いしておきます。

それと次の質問ですけど、情報化支援ということで、地域デジタル化推進事業の効果はどのようなになっているのかお伺いいたします。

昨日の人事評価もろもろで総務課長からもいろいろ職員の実態もちょっと明かしてもらいましたが、職員のITとかICTへの対策、本市の高齢者のスマホ教室と項目がなっているんですけどそれについて、手短かに御説明をお願いします。

○日渡輝明企画調整課長 本市における地域デジタル化推進事業について答弁をいたします。

地域デジタル化推進事業は、地域社会や経済の発展を目的とした取組であり、デジタル技術を活用して地域の競争力を高め、住民の生活の質を向上させることを目指しているもので、インフラ整備、デジタルサービスの提供、教育とスキルアップ、データ活用が推進事業のメニューとなっているところです。

この事業によって期待される効果としては、地域経済の活性化、市民の生活の質向上、教育機

会の拡充、地域の課題解決が挙げられておりますが、その一方で幾つかの課題も示されており、デジタル格差の解消、プライバシーとセキュリティの確保、持続可能なモデルの構築、教育と啓発活動が課題とされております。

本市での地域デジタル化推進事業を活用した取組の推進につきましては、市職員のＩＴ技術等の向上やＩＣＴ化に関する各種アドバイス事業、高齢者に対するスマホ教室事業を実施しているところでございます。

第２期地方創生総合戦略の政策分野４に掲げる地域と地域をつなぐに關しまして、外部有識者から、ＤＸ推進は全国の自治体で様々な取組が見られており、ペーパーレス、キッシュレス等の効率化に努めていただきたいとの意見もございました。

ＫＰＩとして設定したＩＴ人材研修参加者延べ５０人、高齢者向けスマホ教室延べ１５０人に対しまして、ＩＴ人材研修２９名、高齢者スマホ教室６４名の実績で、その評価はＣの十分ではないとなっております。

ＫＰＩの達成には至らなかったものの、デジタル格差の解消等に一定の効果があつたものと整理しておりますが、令和６年度の取組は昨年度の課題や有識者からの意見を踏まえ、令和７年１月から３月まで実施することとしております。取組に關しましては、成果につながるよう周知・啓発を図りながら、研修内容に興味を持っていただけるメニューを用意するなど、参加しやすい環境も整えてまいりたいと考えております。

引き続き地域デジタル化推進事業の目的にも合致するように、地域の発展と市民の生活の質向上を図る観点から、継続して取組を進めてまいりたいと考えております。

○９番 禰占通男議員 ＫＰＩもこの評価も、職員のほうも高齢者のほうも十分とは言えないという評価がありますが、なお一層の取組をお願いしておきます。

次の質問で、地方移住への関心の高まりで、移住者数について経過はどのようになっているのか伺いたします。

○日渡輝明企画調整課長 移住者関連の施策につきましては、地方や過疎地域の人口減少問題を緩和し、地域活性化を図ることを目的としております。

具体的には、移住者を受け入れることで人口増加、経済の活性化、コミュニティの結びつき強化を目指すものであり、魅力的で活力ある地域づくりが期待されるなど、大変重要な施策であると考えております。

移住者についてのお尋ねでございますが、まず転入転出の状況について、令和５年の実績を申し上げます。

本市への転入者６３１人、本市からの転出者７７７人で、１４６人の転出超過となっているところでございます。

市町村別の転入元は鹿児島市、南九州市、南さつま市の順に多く、転出先は鹿児島市、南さつま市、南九州市の順となっております、そのうち南九州市からは転入超過となっているところでございます。

移住相談窓口等において受け付けた相談件数としまして申し上げますと、鹿児島県においては、令和５年度の相談件数が７，５９０件となりまして、前年度より１，０７８件増加しているということが総務省の発表資料に示されているところでございます。

本市におきましては、相談件数が４２件でございまして、前年度と同水準の相談が寄せられているところでございます。

移住相談件数の増加は自治体に取り組む独自の施策の効果を示すと考えておりまして、本市の特性に応じた施策を推進することで、さらなる地域活性化が図れるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

○９番 禰占通男議員 あまり時間はないんですけど、今の問題で、移住支援金の交付ということ

で、K P I も実績なしとなっているんですけど、これ東京圏からの移住という目的で設けられて、国の施策ということなんだけど、ほとんどがうまくいっていないみたいで、今後これが効果を上げるのかも疑問ですけど、一言で言うと、やはりその原因というのは何ですかね。

○日渡輝明企画調整課長 今お尋ねのありました移住支援金でございますが、本年度は1件の実績がございました。枕崎市においては、これまで累計で3件となっているところでございます。

鹿児島県全体で見ますと、令和元年度から令和5年度まで毎年度の利用者は右肩上がりであり、令和6年3月20日までの累計数としましては、171件となっているところでございます。

一方、県内市町村別で見ますと、一部の自治体の実績が伸びている状況でございます。

本事業につきましては、全国で多くの市町村が取り組んでおりまして、どの自治体も事業内容が同じであるため、取組に関しましては本市の魅力を高め、発信していくとともに、引き続き移住施策の充実に努めてまいりたいと考えているところです。

○9番禰占通男議員 全国の評価では、賃金格差が一番大きいみたいですけど、本当に実績が今年も1件ということで期待しておきます。

次の質問です。少子化への対応について、妊娠や子育て環境の整備、子ども・子育て支援（産科・小児科医療体制確保支援事業）について対応・結果はどのようになっているのかということで、前も質問したんですけど、時間ありませんので、この妊婦の交通費とか宿泊費についての支援の考えというのは進展しているんですか、どうなんでしょうか。

○平塚孝三健康課長 妊婦に対する分娩施設への交通費及び宿泊費に対する支援につきましては、妊婦の経済的負担の軽減を図ることにより、妊産婦本人の居住地に関わらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境づくりを推進するため、市外の分娩取扱施設で出産する妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動に係る交通費及び出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費の助成につきましては、新年度に事業化に向けて検討を行っているところです。

○9番禰占通男議員 金銭的、精神的負担を取り除いて、子育て支援ということで、皆さんが納得するような支援策をお願いしておきます。

次の質問ですけど、昨日からもありましたように、自治体の財政力によって子育て環境に格差が生じている、今後の対応はどうするのかということで、今回私はこの子ども医療費制度、そして高校授業料無償化、学校給食費ということを考えております。

この高校授業料無償化というのは本市の対応になりませんのでこれを省いて、子ども医療費制度は昨年の6月から18歳以下は市長の判断ということで、無料、助成対象ということですよね。

それで私が伺いたいのは、その助成対象で、本市の市報、昨年度の4月分、そしてそれと一緒に来たと思うんだけど、水色のチラシ、そして枕崎の便利帳を見ても、「正しく知ろう！医療費のこと」枕崎市国民健康保険発行のこれについても無料という言葉は一切使っていないくて助成しますと。

助成にもいろいろあって、一部助成、全額助成いろいろあると思うんですけど、私はこれを市民の方々は分かっているのかと。

それで今ここでお伺いしたいんですけど、市民の方は不思議に思っていないんでしょうか。その点から聞いておきます。

○福永賢一福祉課長 子ども医療費の対象となる世帯につきましては、転入でありますとか、出生でありますとか、御子様が医療費助成あるいは給付の対象になる段階でですね、福祉課で手続きをしていただきますので、その中で医療費の給付、助成の制度については説明をさせていただいた上で手続きをさせていただいて、受給者証を交付しておりますので、そこで説明がされて理解いただいているものと思います。

一般の市民の方々につきましては、対象となる子供がいらっしゃる方々についてはそうい

った部分がございますので、なかなか理解については、周知が足りない部分はあるかと考えております。

○9番 禰占通男議員 資格確認書ですよ、実際。これは一回一回保護者の方が申請しないといけないということです。

○福永賢一福祉課長 子ども医療費制度に関しましては、最初に出生した段階でカードを作る形が一般的になります。その時期によりまして、課税、非課税というものが、3月まではございますので、そこの中で年度の切替えというのがありますので、そこにつきましては、こちらで確認して、対象になる方については、手続をしてくださいという促しをしていく形になります。

○9番 禰占通男議員 それとですね、やはり皆さんも御存じだと思うんですよ、国保の方だけなのか、市民全員なのか私は分かりませんが、この中の記述もですよ、簡単な言葉で無料という言葉を使ったほうがいいんじゃないですか。

これには義務教育就学前2割と、これずっと私は令和5年度分から思っていたんだけど、令和6年度版が10月に発送されてきました。これも直されていません。私は現実離れしていると思います。できるなら今年度はいいとして、来年度から取り組んでほしいと要望しておきます。

それと給食費の無償化ということで昨日も今日もありましたけど、私は地方創生ということで今回取り組んでいますけど、これは地方創生枠で考えられないんですかね。

枠で考えることができれば、枠の推進交付金は使うのは自治体の自由ですよ。

その点について、給食費無償化と地方創生という立場で解釈するとどうなるんでしょうか。

○高山京彦給食センター所長 学校給食費の無償化につきましては、これまでも一般質問で取り上げられ答弁してはいますが、無償化に取り組むことは考えておりません。

先ほどの一般質問でもあったように、市長の考えについては答弁しているとおりでございますが、質問の主題の中に、自治体の財政力によってということがありますけども、その答弁の中でも財源のことを言っているわけではございません。

繰り返しの答弁となりますけれども、経済的な理由により就学が困難と認められる世帯に対する学校給食費の負担軽減策としまして、就学援助費の対象世帯に対しましては、学校給食費の全額を助成、ほかに全児童生徒の物価高騰等による給食費の値上げ分の補助などの政策については、しっかりと進めているところでございます。

○前田祝成市長 議員からありました地方創生の枠でということで、地方創生臨時交付金の活用のことかなと思うんですけども、地方創生臨時交付金については、当然、どのように活用をするかということで、自治体の範疇でいろんな活用方法がございます。

自治体によっては、ちょうどコロナが発生してから、交付金がかかり自治体に来るようになって、そこでこの給食費の無償化に取り組んだ自治体もあるとは認識してございます。

本市においては、先ほども少し説明させていただきましたが、その地方創生臨時交付金を給食費の無償化に使うということは、今のところ考えていない、今のところというか考えていないということで、先ほど給食センター所長からの答弁のとおりでございます。

○9番 禰占通男議員 私は自治体の財政力という言葉ですよ。もう本当にそれしか考えられないですよ。

私1人がお願いするんじゃなくて、複数の議員がしているっちゃうことは、それだけの需要というか、それだけの認識があつてのことですから、本来ならばっとほかの予算を削ってでも地方創生というのは、妊娠、出産、子育てでしょう。

そしたら、何で地方創生、地方創生って大きな看板で出して、最初取り組んだ事業は二十数事業ですよ。今は57事業か54事業ぐらい増えていますよ。それでもやはり出産、子育て、結婚、それは変わっていないですよ、当初から。

やはりその人口減が一番の問題ということで、安倍政権からの引継ぎでしょ、まち・ひと・し

ごとを創出してから。そういうことに取り組まないと、枕崎の自然減っちゅうのは、もう難しいんじゃないですか、対策っちゅうのは。

社会減もどんどん増えていくと私は思っております。できれば、私も時間がないので、またの機会を得てこれについては質問していきたいと思えます。

次の交通弱者への支援、効果はどのようになっているのか、外部有識者から乗合タクシーよりもデマンドタクシーが本市に合っているとの意見もあります。

これについてどのような考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

○日渡輝明企画調整課長 本市で実証運行を行っている予約型乗合タクシーもデマンド型交通の一つとなります。平成18年の道路運送法の改正により、デマンド型交通が道路運送法に基づく乗合事業に位置づけられております。

デマンド型交通は、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関で、事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在しているところでございます。

機能する公共交通の構築を図るために、現在実証運行を行っている予約型乗合タクシーの利用者には、アンケートをお願いしているところでございますが、回答が非常に少ない状況でございます。

本市におきましては、市街地を中心として市内各所に向けて放射状ネットワークが形成されている地形となっております。本市においてどの運行形態が合っているのか、特徴を踏まえた上で選択できるよう、先進地の事例も参考に方策に努めているところでございます。

○9番瀬古通男議員 ここでお願いしておきたいのがですね、いつも隣の自治体を紹介に出すんですけど、枕崎市は1枚300円、36枚で1万0,800円。お隣は100枚2万円分を65歳以上には全部配付。そして地域交通ではどこから乗っても市内は100円。

そしてまたお隣のチケットですよ。これは、温泉、はりきゅう、タクシー、バス等、また空港バスにも利用できると。本当に至れり尽くせりの支援だと思います。

ここまではできなくても、うちのタクシー券ももらった方は100%使っていませんよね。それをほかでも使えるようにするような考えはないのか聞きたいんですけど、時間もないのでお願いしておきます、これは。そうすると利用も増えてくるんじゃないですか。いろいろとお願いしておきます。

次のこの防災対策の強化ということで、自主防災組織の活性化、これも早い話がこの自治公民館への支援の在り方ということでお伺いしておきます。

現状はどのようになっているんでしょうか。

○平田寿一総務課参事 本市の自主防災組織は、74公民館中69の自主防災組織が結成されております。結成するだけでなく、災害時に自分たちで実際に動ける、実動する自主防災組織を目指して、出前講座等で活動の推進を促しております。

自主防災組織に対する助成についてですが、本市では、自主防災組織育成補助金があり、自主訓練等に係る費用や、資機材の購入に対して2万円を上限として年2回まで使えるものとなっております。

また、自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備を行う際は、一般財団法人自治総合センターが実施する、コミュニティ助成事業があります。購入費用の200万円までを助成するとなっておりますが、市では助成事業の周知とその申請に対する書類作成等についての助言等を行っております。

自主防災組織の活動につきましては、若者が少なく高齢者が多いので、訓練を実施するのも難しいという声がよく上がってきておりますが、高齢者が多い地域であっても同じように災害は起き得るので、その地域でできる共助をみんなで考えて災害に備えていくことが重要であると考え

ております。

○9 番 瀬 占 通 男 議 員 公民館への助成ということで、うちは3万円プラス世帯割が今幾らかあるということですけど、これもお隣もですね、年額2万円プラス世帯数掛ける1,000円、だから大きい自治体は相当なお金が入ると思います。

何でこんなことを言うかということ、もう本当に公民館も高齢化が進んで、構成員も少なくなる。そうすると、この自治公民館の維持っちゃんのは物すごく難しくなってきました。そしてまた、今年度も南海トラフどうのこうのっていったときに、自主防災組織、前も指導員ということで講習もありましたけど、やはり自治公民館単位の活動は今後ますます重要になってくるんじゃないかと、高齢化社会に向かってですね。できる限り支援をお願いしておきます。

あと5分です。次の質問ですけど、本市の生産年齢人口が減少しているが対応はどうかということ、最後の地方創生の加速化、深化する取組はできたのか、今後はどう進めるのかということについて質問いたしますが、新しく地方創生担当者が総理大臣になりましたけど、それに伴って地方創生に取り組む自治体に配分する新しい地方経済・生活環境創生交付金を創設し、対象に地方の生活弱者の支援も追加したとなっております。

今私が買物弱者いろいろ交通弱者という質問をしてきましたが、これが本来執行されれば、本市もそれに対して今より充実した取組ができるとは思いますけど、それも含めて答弁をお願いいたします。

○橋口和洋企画調整課参事 まず最初にお尋ねの、生産年齢人口減少の対応につきましては、第2期枕崎市地方創生総合戦略に、地場産業の振興と地域経済の循環を図ることで、安定した雇用を創出するとともに、多様な人材の活躍を推進することを目的に、政策分野1、ひとと産業をつなぐを設定し、先ほども述べました産業後継者育成奨励金、農業後継者育成対策事業、認定農業者担い手育成対策事業などの事業に取り組んでおります。

今後の対策としましては、現在の取り組んでいる本市施策の分析を改めて行い、また、有識者からの意見を聞くなどし、次期枕崎市地方創生総合戦略に人口減少対策を引き続き重点施策として盛り込み、人口減少対策と併せて、後継者不足対策への取組や事業継承等の取組へのサポートなどの支援、また、移住・定住の促進や人材不足解消につながる特定地域づくり事業の支援などを検討し、生産年齢人口減少対策にも取り組んでいく予定としております。

続きまして、地方創生の加速化・深化する取組はできたのか、また今後どう進めるかに対しての答弁としましては、最初の質問で市長から答弁がありましたが、この10年間の地方創生の取組は、少子化の進行、東京一極集中の加速化など、最も重要とされる日本社会全体の課題を解決できているとは言えず、全体的な成果は現れていないと評価しているところです。本市においても人口減少・少子化が進んでいる状況ですので、大変厳しい状況にあると認識しております。

地方創生の取組については、これまで約10年2期にわたる枕崎市地方創生総合戦略において、それぞれの政策分野における事業を立案、計画し実行してまいりました。これまで各部門より答弁いたしましたとおり事業ごとに見ますと、成果を出している事業も多くございます。

やはり地方創生を実現するには、地域経済の活性化は欠かせません。本市基幹産業の競争力強化を着実に進めることがまず基本と考えております。

その中で次世代への継承を力強いものとするよう、若年層の雇用、所得の安定という課題を克服できる産業構造に変えていく必要があります。そして強い地域経済をベースとして、子育て支援の取組、防災・減災などの強靱な地域社会づくり、人と人のつながりで支え合う地域コミュニティ、地域公共交通の充実など、活力ある地域社会の実現に向けた次期地方創生総合戦略を策定し、次の5年、10年に向けた取組を計画、実行してまいりたいと考えております。

○前田祝成市長 企画調整課参事からございましたとおり、これから5年、10年先に向けた第三次の地方創生総合戦略を、新年度しっかりと立てていきたいと思っております。

今質問がございました国の施策について、石破首相は新たに地方創生に力を入れるということで、施策について取り組んでいくと表明されているということについては、しっかりと内容を十分我々としても精査させていただきたいと思います。

その中で、次期の総合戦略に生かせるものはしっかりと生かした中で取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○永野慶一郎議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時10分 再開

○永野慶一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上迫正幸議員。

[上迫正幸議員 登壇]

○4番上迫正幸議員 今定例会の最後の質問者となりました。しばらくの間、お付き合いをお願いいたします。

少子高齢化や人口減少がますます拍車をかけている現在、高齢者を取り巻く環境は日に日に変化してきており、昨年度の平均寿命は男性81.09年、女性87.14年となり、前年と比較して、男性は0.04年、女性は0.05年延びました。また、平均寿命を40年前と比較すると、男性6.89年、女性7.36年延びております。これからも高齢化率は、少しずつではありますが伸びていくものと考えられます。

また、高齢者の1人世帯、高齢者だけの家庭等もこれから増加していくことも予想されます。誰もが元気で安心して暮らせる生活を望んでいるわけですが、中には、思うような生活を送れない方もいらっしゃると思います。

そうした中、現在、本市が展開している介護予防事業についての見解をお願いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 総務省の推計によると、国の65歳以上の高齢者の占める割合は今年の9月現在29.3%、一方、本市の高齢化率は43%と国の平均を大きく上回っている状況であり、今後も増加が見込まれるところです。住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるためには、心身の機能低下を予防し自立して生活できる期間を延ばすことが重要な要素となってまいります。本市の介護予防事業は、高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善を目指すだけでなく、活動、参加の要素も含め、日常生活の活動性の向上、家庭や社会への参加の促進、生きがいや自己実現の取組の支援をしているところです。具体的な一般介護予防事業については、担当課参事より答弁いたします。

○天達純子地域包括ケア推進課参事 本市の一般介護予防事業は、てげてげ広場事業、筋トレサロン、元気シニア向けフレイル予防教室、高齢者食生活改善事業の4事業です。

てげてげ広場事業は、住民主体の通いの場で週に1回地域の公民館に集まり、おもりを使った体操や脳トレなどを各会場の世話役が中心となり行っており、現在21会場で実施しています。

筋トレサロンは、公民館に集まり、参加者の年齢や状態に合った体操を健康指導員の指導の下で行っておりまして、現在21会場で実施しています。

元気シニア向けフレイル予防教室は、65歳以上で介護保険サービスを利用していない方を対象に、主に脳活性を目的とした事業で、健康チェック、口腔・栄養・脳活性などの座学と実技を週1回8回コースで実施し、自主活動継続支援のために8回目の3か月と6か月後にフォローの講座を実施しています。毎年36人の方が受講されています。

高齢者食生活改善事業は、高齢期の栄養について普及・啓発を行うもので、男性料理教室と老人クラブ等料理教室の2教室になります。男性料理教室は65歳以上の男性を対象とし、男性の

みで集う場、仲間づくりの場となっています。月1回健康センターなど3会場で実施しています。

てげてげ広場と筋トレサロンを合わせますと、歩いて通える集いの場は42か所となります。介護予防事業は、参加者同士の交流だけでなく、安否確認や参加時の声かけなど、地域づくりの場にもなっています。

いずれも高齢者元気度アップ・ポイント事業の対象事業となっています。

○4番上迫正幸議員 まず初めに、高齢者元気度アップ・ポイント事業の進捗状況についてお聞きいたします。

○川野優治地域包括ケア推進課長 高齢者元気度アップ・ポイント事業は、65歳以上の高齢者の自主的な健康づくりや社会参加活動に対して、地域商品券に交換できるポイントを付与し、高齢者の健康維持や介護予防への取組を促進する事業となっております。

対象者は65歳以上の枕崎市民で、対象活動は市が実施する健康増進や介護予防に関する活動、市が指定する地域貢献活動及び健康増進活動などが対象となります。

具体的な活動としましては、てげてげ広場、筋トレサロン、各種健診、高齢者学級、市老人クラブ連合会の活動など、高齢者が参加する多くの活動が対象となります。

1つの対象活動の参加で1日1～2ポイントが付与され、10ポイント以上から商品券の交換ができ、年度内の交換ポイントは最高50ポイントで5,000円の商品券に交換することができます。

10ポイント以上ある方には、当年度の1月から3月に地域包括ケア推進課から通知書が届いた後に、商品券への交換申出をしていただき、4月から商品券の受け取りとなります。

令和5年度の実績としましては、登録者1,909人のうち、1,010人、約53%の方に385万7,500円の商品券を交付しております。

この事業の取組は、高齢者の外出機会を確保し、楽しんで活動に参加してもらうことで、高齢者の健康維持や介護予防に大きく寄与していることから、今後も継続していきたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 元気度アップ・ポイント事業に現在参加している人数を教えてください。

○川野優治地域包括ケア推進課長 令和5年度の実績で申し上げます。

登録者が1,909人いまして、先ほども答弁いたしましたが、交換の実人員は1,010名となっているところです。

○4番上迫正幸議員 これはぜひ、高齢者の介護予防や健康づくりに必要な事業だと思いますので、これからもぜひ継続してもらいたいと思います。

次に、高齢者地域支え合いグループポイント事業についてお願いいたします。

○川野優治地域包括ケア推進課長 高齢者地域支え合いグループポイント事業は、高齢者の健康維持や介護予防への取組及び高齢者を地域全体で支える活動を促進し、地域の活性化を図るため、高齢者を含む団体が行う自主的な健康づくりや社会参加活動などの互助活動に対して、地域商品券に交換できるポイントを付与する事業です。

対象団体は、枕崎市に住所を有する者で構成されていること、構成員が3名以上であること、構成員の半数が65歳以上であること、代表者を定め継続的に活動することとなっております。

対象活動は、高齢者の見守り・地域の支え合い活動、高齢者や介護者の仲間づくりの支援など高齢者を支援する活動や美化活動、公園や道路の清掃、地域パトロール、子育て支援などの地域活性化の活動が対象となります。

1回60分以上の活動で1ポイントを付与し、1日1ポイントが限度で年間上限は60ポイントの6万円分です。

令和5年度の実績としましては、31団体に120万1,000円の商品券を交付しているところです。なお、現時点で活動している団体は33団体であり、活動を休止している団体は2団体となっております。

○4番上迫正幸議員 現在、33団体が活動しているということで、地域づくり活動に対してポイントをもらえるということで、大変いい事業だと思うんですが、反対に対象にならない活動は、どういう活動になるのか教えてください。

○川野優治地域包括ケア推進課長 先ほど対象活動を申し上げましたので、それに該当しない活動については対象にならないと考えております。

○4番上迫正幸議員 それでは次の質問に移ります。

高齢化が進むと認知症も心配になってきますが、担当課としての取組についてお願いいたします。まず、認知症ケアパスの説明をお願いいたします。

○天達純子地域包括ケア推進課参事 本市の認知症施策は、平成27年に公表された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）や、令和元年に取りまとめられた認知症施策推進大綱に基づき推進に努めており、枕崎市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画でも認知症施策の推進を盛り込んでいます。

国の推計においても、認知症の方は増加の見込みとなっております。認知症になっても地域で暮らしていくため、認知症への理解を深める普及・啓発や認知症の人の介護者支援・早期受診や相談対応の広報、見守りボランティアの育成や地域で見守り活動などを行っています。

認知症ケアパスは、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れと定義されており、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れを示したものになります。認知症のことを知っていただき、認知症に対する不安の軽減を図れるよう、進行に合わせて受けられるサービスやその他の支援などの情報を分かりやすくまとめているものです。市内の医療機関、薬局、介護サービス事業所などに配付して活用していただいています。

○4番上迫正幸議員 はい、分かりました。

次に、認知症サポーター育成講座についての説明をお願いします。

○天達純子地域包括ケア推進課参事 認知症サポーター養成講座は、認知症への理解を深めるための普及・啓発活動として毎年開催しております。令和6年度については、11月末時点で16回開催し、認知症サポーターは延べ2,867人となっています。

○4番上迫正幸議員 高齢者の独居や高齢者のみの家庭が増加し、家庭内での介護が大変になっていく中、住み慣れた地域で生活を維持できるような支援体制が必要だと思いますが、担当課としてどのような施策をこれから展開していくのかをお尋ねいたします。

○天達純子地域包括ケア推進課参事 老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画では「全ての人が健康でいきいきと暮らせるまち」を基本理念とし、健康づくりの推進、住まいや生活環境の整備、地域活動や社会参加の促進、介護予防・重度化防止の取組の推進、地域包括支援センターの取組強化、認知症施策の推進を基本施策としています。

高齢化や高齢世帯の増加が見込まれる中、今後は、健康維持・介護予防や介護になっても悪化を予防すること、高齢者を支える環境や地域での体制づくりが必要となり、住民や多様な主体が我が事として様々な取組に参画し、住民一人一人の生きがい、地域を共につくっていく地域共生が重要となります。

介護給付対象サービスのみでなく、民生委員協議会、在宅福祉アドバイザーによる見守り活動、てびてび広場などの高齢者の団体のネットワーク構築を支援し地域での支え合いを推進していきます。

○4番上迫正幸議員 これからますます高齢化社会になっていくと思われますが、市のほうでもこういういろんな事業を展開していただきたいと思います。

これから高齢化社会がますます進み、高齢者のみの家庭とか高齢者の独居家庭が増えていくことは容易に予想できます。最近では地方でも孤独死等が増えつつあると聞きます。そんな中、近所

の方々や民生委員の方々の声かけも非常に重要になってくることと思います。誰もが住み慣れた地域の中で暮らしていくことを望んでいると思います。繰り返しになりますが、担当課としても様々な事業に取り組まれていることと存じますが、さらなる充実をお願いいたします。

次は、本市における地域公共交通の在り方について質問させていただきます。

高齢化が進む中、日常生活を送る上で、移動手段の確保が必要と思われますが、現在行っている施策のほかに、これからどういった取組を考えているのか、お聞きいたします。

○日渡輝明企画調整課長 本市におきましては、枕崎市地域公共交通計画を令和4年6月に策定しております。この計画は、高齢者をはじめとする本市の交通弱者に配慮した交通手段の確保など、本市の交通政策に関する課題解決に向け、既存の交通体系の最大限の活用を図るとともに、新たな交通手段などについて検討を行い、地域公共交通の持続可能性を確保するためのマスタープランと位置づけ、行政、交通事業者、公共交通利用者、地域住民など関係者が一体となって効果的、効率的な施策を展開し推進していくことを目的として策定しているところです。

その計画の中で、目標を達成するため、公共交通空白地域・不便地域における新たな移動サービスの提供を施策の一つとしており、予約型乗合タクシーなどの新たな移動サービスの導入により、公共交通空白地域・不便地域への移動サービスを拡充することを具体策として掲げているところです。

これらのことから、令和4年度から枕崎市地域公共交通活性化協議会において、予約型乗合タクシーの実証運行を決定し、取組を進めてきているところであります。

実証運行は、想定される需要量や公共交通との競合回避等を考慮し、集落内の発着場所と市街地側の目的地を設定したミーティングポイント型での運行として、市街地側の目的地間での行き来はできないものとして進めてまいりました。金山・道野地区においては、金山・道野から枕崎市市街地方面への廃止代替バスの路線運行が令和5年9月30日をもって廃止されたことに伴いまして、緊急的な代替交通の確保を兼ねるものとして予約型乗合タクシーの実証運行を令和5年10月1日から実施しており、同地区では令和6年度も引き続き実証運行を行っております。

また今年10月には、1か月間ではございましたが、枕崎校区を除いた全ての校区で予約型乗合タクシーによる実証運行を実施いたしました。この実証運行に関しましては、市民ニーズを把握していくこともありますが、交通事業者の運行に関する可能性を検証することも目的の一つとして実施したところでございます。

金山・道野地区におきましては、10月より運行日、料金、さらには11月から運行形式の見直しとして、ミーティングポイント方式からドア・ツー・ドア方式に変更しており、今後、枕崎市地域公共交通活性化協議会において、実証運行から得られた効果、課題、方策等検証を行いながら、今後の方針を決定していくこととしております。

さらに本市におきましては、高齢者等の地域社会への参加促進、健康維持及び介護予防の推進並びに生活の質の向上を図り、市民の福祉の推進に寄与することを目的として、交通弱者に対するタクシー運賃の助成を令和元年10月から実施してきており、1枚300円の利用券を今年度から年間36枚に増額しているところです。

また、買物支援につきましては、枕崎市生活支援体制整備協議体で継続して協議が行われてきておりますが、枕崎市内における生活の支援及び高齢者等の安否の確認を兼ねて日用生活物資の移動販売を行う者に対し、移動販売車の枕崎市内の走行距離に応じて燃料費の一部を補助する枕崎市買い物弱者地域生活支援対策事業を実施しております。

高齢化やそのことに伴う運転免許証返納など地域の移動手段の確保については、買い物弱者対策事業で実施している施策や、地域公共交通の充実を図るための施策など、地域公共交通活性化協議会等での協議、議論も踏まえて、多様な視点からその在り方の取組を進めているところであり、本市にとって最適で持続可能な地域公共交通の体系をデザインし、施策の充実を図っていき

たいと考えております。

○4番上迫正幸議員 現在、予約型乗合タクシーの実証運行を行われている金山のほうのドア・ツー・ドアの利用するお客様に聞いたところ、前までは集合場所まで行かないといけなくて、タクシーが止まるところまで行かないといけなくて、今、ドア・ツー・ドアになって大変、歩く距離もなくて助かっているという声をいただいております。

次の質問です。現在、予約型乗合タクシーの実証実験を行っているが、ライドシェアを検討したことはないのかをお尋ねいたします。

○日渡輝明企画調整課長 本市における自家用車活用事業、いわゆる日本版ライドシェアの状況について答弁をいたします。

まず、自家用車活用事業の制度について御説明いたしますが、地域交通の担い手や移動の不足といった深刻な社会問題に対応するため、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで補う新たな仕組みが令和6年3月29日に創設され、4月8日から運用が開始されております。

自家用車活用事業とは、国土交通省が指定したタクシーが不足している地域、時期、時間帯と不足車両数に対し、その不足分を補うため、タクシー事業者が管理する地域の自家用車・一般ドライバーが有償で運送サービスを提供するものです。自家用車活用事業に係る許可申請手続は、事業を実施しようとする法人タクシー事業者が行うことになります。具体的には、市民が自身の自家用車を利用して、他の市民を目的地まで運ぶサービスです。

日本では、ライドシェアは相乗りとも呼ばれ、交通渋滞の緩和、環境保護、交通費の削減、地域の連帯感の向上、高齢者や移動が不便な人への支援など、ライドシェアを利用することで移動の利便性が向上すると言われていたところがございます。

○4番上迫正幸議員 このライドシェアの料金設定はどのようになるのかをお尋ねいたします。

○日渡輝明企画調整課長 ライドシェアの運賃に関してでございますが、自家用車活用事業の事前確定運賃の算定に用いる係数が令和6年5月27日九州運輸局より公表されており、本市はタクシー運賃の1.13倍に設定されております。鹿児島県タクシー協会においては、時間距離併用制運賃の場合の料金設定は、距離を基準として初乗り1.3キロまで700円、160メートルごとに50円が加算され、加えて、運行時間を基準として、信号待ちでの停車時間や時速10キロ以下の低速運行時間1分までごとに50円が加算される仕組みとなっております。

ライドシェア利用予約の段階で、移動区間の距離を基準として算定した料金に、信号待ち等による停車時間による加算を考慮した係数1.13を乗じた額を料金として確定し、あらかじめ利用者へお伝えする仕組みとなっております。

○4番上迫正幸議員 次に県内では、日本版ライドシェアに取り組んでいる自治体はあるのか。それと本市の状況を教えてください。

○日渡輝明企画調整課長 鹿児島県における自家用車活用事業の許可事業者が九州運輸局より公表されておりますが、その資料によりますと令和6年11月29日現在、鹿児島市5社、鹿屋交通圏3社、伊佐市1社の計9社が許可を受けているようです。

本市の自家用車活用事業、日本版ライドシェアの動向でございますが、現在、本市タクシー事業者が来年1月に自家用車活用事業の許可を受けるための申請手続を進めていることを聞いているところです。

○4番上迫正幸議員 ただいま担当課長のほうから、日本版ライドシェアに本市タクシー業者が申請をするとの報告がありました。車の台数が増えることにより、市民の方々の交通手段も増えるし、また交通の利便性も高まります。現在、本市でもタクシー運賃助成等を行っておりますが、移動手段の選択肢が増えるということは大変望ましいことだと思います。

次に、南薩地域の交通環境を生かしながら、地域の魅力を高めていく必要もあると思いますが、

周辺自治体と連携した取組は考えられないのか、お聞きいたします。

○日渡輝明企画調整課長 地域公共交通施策を進めていく上で、幾つかの重要な課題が存在しております。自家用車の普及により、公共交通機関の利用者が減少しており、また運賃等の課題もあり、自家用車の利用がほとんどを占める傾向となっております。さらに、バスや鉄道の路線や便数も減少するなど利用しやすい交通手段が不足しているのが現状となっております。

質問者からもございましたように、解決すべき課題として、地域公共交通計画においても、南薩地域の観光資源や交通環境を生かしながら、地域の魅力を一体的に高めていく重要性から、課題として周辺自治体と様々な分野で強く連携しながら取組を進めていくことが必要であると整理されております。その方針として、近隣自治体との連携による市民や本市を訪れる方々の移動手段、広域周遊を支える公共交通として設定し、地域間の移動を支える広域路線の利用を促進し、持続性を高めることとしております。

これらの目標を達成するため、地域公共交通計画に定めている施策を展開していく必要があるところでございますが、地域公共交通を活用しての事業の展開については、課題も多く難しいところでございます。

本市における地域公共交通に求められる役割や解決すべき多くの課題もございますので、それらを果たすための方策を見いだしていきたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 ぜひ、交通政策についての検討をよろしくお願いいたします。

次に、郷土民芸保存会について質問させていただきます。

9月の定例会の一般質問でも同様の質問がありましたが、人口減少と少子高齢化に伴い、保存会の皆様も伝統芸能の担い手確保に大変苦慮されていることと思います。しかしながら、先人の方々が残してくれた郷土芸能を何とか残す努力をしなければなりません。まず、本市の郷土民芸保存会の活動状況についてお尋ねいたします。

○木浦勝美生涯学習課長 保存会の活動につきましては、昨年度の郷土民芸保存会の活動報告によりますと、東鹿籠太鼓踊りと山下・水流太鼓踊りが豊年祭りで南方神社と妙見神社への奉納や市内福祉施設等で披露しております。

小中学校の活動では、立神中学校では、塩屋笠踊り・四ツ竹踊りを塩屋地区の女子生徒が文化祭で披露しており、別府小学校では、駒水ヤンセ踊りを6年生の生徒が学習成果発表会で披露しております。

また、市総合文化祭では、郷土芸能大会の開催年については披露はありませんけれども、毎年度、1団体が披露をしており、昨年度は汐替節を披露しております。

11月24日には5年ごとに開催される郷土芸能大会に、4団体は映像による発表、5団体には御出演いただき、すばらしい演舞を披露していただいたところです。

○4番上迫正幸議員 11月24日に郷土芸能大会において出演した9団体中4団体が映像放映であったと今、報告がありました。その理由をお尋ねいたします。

○木浦勝美生涯学習課長 令和6年4月12日に開催しました枕崎市郷土民芸保存会理事会において、5年ごとに開催する第7回郷土芸能大会の協議を行い、開催に向けて進めていくことで決定しました。

しかしながら、9月6日に開催しました枕崎市郷土民芸保存会理事会において、4団体から、郷土芸能大会出演は難しいとの報告があり、出演できない団体については、前回の第6回郷土芸能大会で撮影した映像を放映することとしました。

出演できなかった4団体も出演に向けて努力していただいたところですが、映像放映になった理由としましては、伝統芸能の担い手の高齢化、練習を行ったものの、郷土芸能大会当日に演者がそろわなかったことが挙げられます。

○4番上迫正幸議員 やはり、演者の高齢化で踊り子の確保が大変難しいという理由で4団体が

映像放映だったという報告ですが、小中学校で郷土芸能の継承はできないのか、お聞きいたします。

○木浦勝美生涯学習課長 現在、市内で小中学校と連携して活動を行っていますのは、駒水ヤンセ踊り保存会です。別府小学校と連携し、総合的な学習の時間のうち7時間を活用して練習を行っております。

総合的な学習の時間は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための児童生徒の資質・能力を育成することを目指しています。

現在、総合的な学習の時間は、小学校4年生から6年生で年間70時間、中学校1年生で年間50時間、中学校2年生から3年生で年間70時間という限られた授業時数の中で、各学校の指導計画に基づきながら、郷土教育、環境・自然教育、平和教育、人権教育等の様々な学習を進めているところです。

各学校では、この教科本来の目標を達成していくことを目指しながら年間指導計画を作成し、学習を進めているところですが、郷土芸能の継承は、学習内容の一部を成している学習対象や課題であり、総合的な学習の時間全てを活用して市内の伝統芸能を継承していくということは、学習指導要領の中にある教科の目標を達成するという面からも難しいと考えております。

教育委員会としましては、学校と調整を行い、学校運動会や学校文化祭等で郷土芸能を披露していただき、生徒や保護者に地域に残る郷土芸能についての認知度を高めることも必要と思います。

小中学校で郷土芸能の継承活動を行う場合は、地域からの全面的な協力や理解が必要となりますが、郷土芸能を次世代に残していくために、総合的な学習の時間を利用して継承活動ができないかということを学校に御相談いただきたいと思います。

また、放課後を活用した継承活動については、学校施設の提供は可能と考えますが、下校時の安全確保等もあることから、保護者の協力なしでは難しいと考えております。

○4番上迫正幸議員 今、担当課長から説明していただきました。小中学校で継承していくには、クリアしなければならない多くの問題が存在することが分かりました。

しかしながら、先人から脈々と受け継がれてきた郷土芸能です。一度休止してしまうと、なかなか再起は難しいと思います。私の住んでいる地域でも経験しております。

再起するに当たり、当時の館長はじめ関係者の方々の並々ならない尽力によって復活いただきましたが、現在、また少子高齢化により棒踊りができない状態です。ぜひ、この件につきましても、前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、最近、ごみ集積場で収集されていないごみが多数見受けられますが、対策は取られているのか、お聞きいたします。

○立石秀和市民生活課参事 9月のなんさつE C Oの杜の稼働に伴いまして、ごみの分別が変更されたことを市民の皆様へ周知する方法としまして、カラー印刷した枕崎市収集ごみの分別表とごみの区分と出し方を8月の広報紙に合わせて配布し、お知らせ版7月、8月号、広報まくらざき7月、8月号でも周知を行ったところですが、燃えないごみの多くが違反ごみとして集積所に残されている状況となったところです。

このようなことから、月1回の燃えないごみの収集日の前日に行っている防災無線の放送内容を変更し、また、広報まくらざき11月号に主な変更点をイラストで表示したチラシの折り込みを行ったところです。

また、分別が変更になったものをイラスト入りで表示した、ごみ集積所に設置ができるポスターを作成しまして、各公民館のほうへですね、必要部数とかの連絡をお願いする案内を送ったところです。

今後ですね、地区公民館が主催する講座での出前講座や、依頼のあった公民館への説明会を行うなど、違反ごみがなくなるよう市民の皆様へごみの分別や出し方などの周知を行っていきたいと考えているところです。

○4番上迫正幸議員 9月からほとんどのごみが燃えるごみとして扱われておりますが、処分量は以前と比べて増加したのか減少したのかをお尋ねいたします。

○立石秀和市民生活課参事 今回のごみの区分の変更によりまして、燃えないごみから燃えるごみに変更になったものが多いところですが、これまでも燃えるごみ等については、焼却処理を行います。燃えないごみ等については粗大ごみ処理施設等で処理を行いまして、最終処分場への埋立てを行っているところです。

ごみの燃える・燃えないの分別が変更になっても処理方法に変わりはありませんので、ごみ自体の量が変わらなければ、費用が大きく変わったりとかっていうところはないところです。

○4番上迫正幸議員 もう一点お聞きいたします。

ごみ集積場に掲げてある看板が、収集日等以前のままであるが、新しい看板に変える予定はないのか、お聞きいたします。

○立石秀和市民生活課参事 ごみ集積所につきましては、公民館で管理していただいているところですが、現状、現在の収集日等に合わせた看板を設置しているものと考えているところですが、もしそういった昔のやつとかがあって交換が必要な場合は、環境整備係のほうに伝えていただければ、また対応をしていきたいと考えています。

○4番上迫正幸議員 以前、ごみの分別の冊子が各家庭に配られましたが、その効果を担当課としてどう見ているのか、お尋ねいたします。

○立石秀和市民生活課参事 ごみの分別が変更されたことを市民の皆様には周知するために、カラー印刷したイラスト入りの枕崎市収集ごみの分別表と、様々な品目を50音順にしたごみの区分と出し方を8月の広報紙に合わせて配布したところです。

市民の皆様にはですね、これらを活用して、ごみの分別に役立てていただいていると考えております。

また、環境整備係の窓口のほうにもですね、分別表を受け取りに来られる市民の方も多ことから、分別に活用していただいていると考えておりますので、効果はあったものと考えているところです。

また引き続きですね、ごみの日の確認やごみの分別がスマートフォンで検索することができる、ごみ分別アプリさんあ〜るについても、市民の皆様には活用していただけるよう、引き続き周知を行っていきたいと考えております。

○4番上迫正幸議員 最後に、最近、集積場にいつまでも回収されないごみが残っているように思います。燃えないごみ等の分別をきちんとして、ごみを出していただくように、また、燃えるごみ以外のごみを内鍋センターに持ち込むと有料ですよという声も聞かれます。その辺のところをしっかりと周知していただくようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○永野慶一郎議長 以上で、上迫正幸議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時59分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和 6 年12月20日)

令和 6 年枕崎市議会第 6 回定例会

議事日程（第 4 号）

令和 6 年 1 2 月 2 0 日 午前 9 時 3 0 分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	5 8	枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
2	5 9	枕崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	6 2	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 同組合規約の変更について	〃
4	6 0	枕崎市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	産 厚
5	6 1	南薩地区衛生管理組合規約の変更について	〃
6	6 3	専決処分の承認を求めることについて	予 特
7	5 6	令和 6 年度枕崎市一般会計補正予算（第 6 号）	〃
8	5 7	令和 6 年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃
9	6 5	令和 6 年度枕崎市一般会計補正予算（第 7 号）	
1 0		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第 4 号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 永 野 慶一郎 議員
 3 番 辻 本 貴 志 議員
 5 番 水 野 正 子 議員
 7 番 豊 留 榮 子 議員
 9 番 禰 占 通 男 議員
 11 番 橋 口 洋 一 議員

2 番 下 竹 芳 郎 議員
 4 番 上 迫 正 幸 議員
 6 番 立 石 幸 徳 議員
 8 番 眞 茅 弘 美 議員
 10 番 平 田 るり子 議員
 12 番 吉 嶺 周 作 議員

1 本日の書記次のとおり

新屋敷 増 事務局長
 宮 下 和 也 書記
 山 口 美津哉 書記

畠 野 照 文 書記
 川 瀬 裕 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長
 山 口 太 総務課長
 鮫 島 寿 文 水産商工課長
 竈 原 正 二 財政課長
 中 嶋 章 浩 スポーツ・文化振興課長
 沖 園 信 也 農政課長
 鮫 島 眞 一 税務課長
 上 園 秀 人 水道課長
 西 村 祐 一 市立病院事務長
 水 流 敏 幸 監査委員
 森 智 賀 健康課参事
 桑 原 英 樹 水産商工課参事
 板 敷 勝 利 会計管理者兼会計課長
 橋 口 和 洋 企画調整課参事
 木之下 浩 一 教育長
 日 高 佳 子 学校教育課主幹兼学校教育係長
 永 江 靖 博 農委事務局長兼農業振興係長
 宮 原 司 消防長
 中 原 広 次 警防課長兼消防署長
 中 村 浩一朗 企画調整課主幹兼政策推進係長
 床 波 正 介 水産商工課主幹兼商工振興係長

本 田 親 行 副市長
 日 渡 輝 明 企画調整課長
 松 田 勇 一 市民生活課長
 福 永 賢 一 福祉課長
 神 浦 正 純 建設課長
 平 塚 孝 三 健康課長
 川 野 優 治 地域包括ケア推進課長
 今給黎 仁 水道課参事
 田 代 勝 義 監査委員事務局長
 天 達 純 子 地域包括ケア推進課参事
 中 村 俊 彦 農政課参事
 立 石 秀 和 市民生活課参事
 大工園 昭 則 建設課参事
 平 田 寿 一 総務課参事
 高 山 京 彦 教育総務課長兼給食センター所長
 木 浦 勝 美 生涯学習課長
 木口屋 和 彦 選管事務局長
 中 原 勝 一 消防総務課長兼消防団係長
 中 山 俊 吾 総務課行政係長
 石 場 博 和 財政課財政係長
 天 達 恵 一 給食センター主幹兼係長

午前 9 時 30 分 開議

○永野慶一郎議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第 1 号から第 3 号までの 3 件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

〔上迫正幸総務文教委員長 登壇〕

○上迫正幸総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第 1 号から第 3 号までの 3 件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第 1 号枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、母子保健、児童福祉及び子育て支援に関することを一体的に実施するため、新たに健康・こども課を設置し、並びに地域包括ケア、高齢者福祉及び介護保険に関することを一体的に実施するため、新たに長寿介護課を設置しようとするものです。

また、令和 7 年 4 月の組織機構の見直しに関し、母子保健、児童福祉及び子育て支援を一体的に実施する体制を整えるため、「健康課」の名称を「健康・こども課」に改め、現在福祉課が所管している児童福祉に関する業務を担う係「子育てサポート係」を「健康・こども課」に新設し、母子保健を含む健康増進に関する業務を担う係及び国民健康保険等に関する業務を担う係の 3 係体制にしようとするほか、地域包括ケア、高齢者福祉及び介護保険を一体的に実施する体制を整えるため、「地域包括ケア推進課」の名称を「長寿介護課」に改め、介護保険に関する業務を担う係を福祉課から「長寿介護課」に移管し、地域包括支援に関する業務を担う係及び介護予防に関する業務を担う係の 3 係体制にしようとするものです。

なお、今回の組織機構の見直しにより、本年 4 月 1 日現在の 26 課 58 係から、1 係増の 26 課 59 係になる予定であるとのことです。

まず、委員から、新設される子育てサポート係の職員数について質疑があり、福祉課社会係の児童福祉部門の職員を子育てサポート係に移管するとともに、保健師や社会福祉士といった専門職の配置も必要となってくるため、7 人体制とする計画であるが現在、二次募集に加えて随時募集も行っておりそれらの専門職の確保に努めてはいるものの、現段階では確保できていないことから、7 人体制となるかは現状では未確定であるとのことです。

次に、委員から、長寿介護課に改編される現在の福祉課高齢者介護保険係は、福祉課の所属ではなくなるが、場所は福祉課のままで変更はないのかとの質疑があり、今回の組織改編によって場所等の移動は難しく、現在の場所で組織のみの改編を考えているとのことです。

次に、委員から、子育てサポート係の配置場所は現在の国民年金係が配置されている場所になることであるが、国民年金係が市民ホールの一角に配置替えになることについて、図面での審査では分かりにくい部分があることから、実際に現場を見て図面を基に説明を受けたほうがイメージも湧くのではないかと委員からの発言を受け、本委員会としましては、審査に当たって、現場の確認を行いました。

確認後の委員会においては、委員から、配置スペースを確認したが、市民ホールへ国民年金係を配置するには問題があると思うため、再検討の余地はないのかとの質疑があり、現在の保険医療係、国民年金係、環境整備係のスペースに子育てサポート係を配置できないかとの検討や、国民年金係を市民係のスペースに配置できないかなどの検討も十分行ってきたが、市民係のスペースはマイナンバーや情報連携等の機器も多数導入されていることから配置は厳しく、現在提案している案で決定したとのことです。

これに対し、委員からは、仮にこのまま市民ホールを使うのであれば、国民年金係はそのままにして子育てサポート係を市民ホール内に配置して、子育てに力を入れていると分かるようにしてはどうかといった意見や、現在の環境整備係の場所に国民年金係を配置し、環境整備係につい

ては庁舎1階の市民が利用しやすい場所に配置することはできないのか、また、市役所敷地内の建物外に一室設けることはどうかといった意見がありました。

そのほか、委員から、市民ホールは市民が一番足を運びやすい展示物が置かれるような場所として、むしろもう少しゆとりのある広さにするべきであり、現在の市民ホールを狭めて半分にするようなことだけは控えて、国民年金係の配置場所は再検討していただきたいという強い要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、職員定数について、現在の職員数を踏まえた人数に改める等の改正をしようとするものです。

主な内容については、職員数の上限である定数と職員数に開きが生じている事務部局等があり、その結果として、全体で職員定数と職員数に100人程度開きが生じている状況を改めるため、市長事務部局、教育委員会事務部局及び消防職員の職員定数については、常勤職員及び再任用短時間勤務職員の職員数の合計を定数として設定しようとするものです。

また、第4条は定数外に係る規定を新たに整備するもので、県の職員定数条例の規定を参考にするとともに、県下各市においても多くの団体が、この定数外に係る規定を整備している状況を踏まえたものではあるものの、この規定を整備したことにより、今回の改正条例の施行日である来年4月1日からこの規定に該当する職員を定数外として取り扱い、職員採用等により定員増を図っていくといった考えはないとのことです。

今回の改正は、職員定数と職員数が同数、あるいはこれらが近似している事務部局等において、この規定に該当する職員が生じた場合、この規定を適用して当該職員を定数外として、新たに代替職員を配置する必要がある場合などを想定した措置であるとのことです。

まず、委員から、現定数416人を新定数359人に改めるとのことであるが、この乖離の状態はいつ頃から始まったものなのかとの質疑があり、現在の職員定数である416人については、平成25年に南薩地区消防組合から枕崎市消防本部となった際に、それまでの職員定数374人に消防職員42人を加えたものである。

定数と職員数との乖離については、市立保育所や養護老人ホームの民営化、学校給食センターの調理配送業務の民間委託、市立図書館の指定管理者制度の導入等で、定員管理の適正化を図る上で職員数の削減も図ってきたものの、その都度条例改正がなされてこなかった関係で、定数と職員数が、全体で100人程度の開きが生じてきたとのことです。

次に、委員から、今後の定数の検討はどのように行う方針であるのかとの質疑があり、民間委託や指定管理者制度の導入などで職員数の削減が図られた場合には、これまでのように大きな開きが生じることのないようその都度改正を行っていく方針であるとのことです。

次に、委員から、第4条第5号に掲げる「併任の場合の職員」について、現在、併任している職員がいるのかとの質疑があり、公平委員会事務部局の職員を監査委員事務局長が、固定資産評価審査委員会事務部局の職員を総務課行政係長が併任しているとのことです。

最後に、委員から、毎年度「枕崎市人事行政の運営等の状況」を公表しているが、本市は類似都市と比較して、人口1万人当たりの職員数が多いのではないのかとの質疑があり、本市の人口1万人当たりの一般行政職の職員数は、令和5年4月1日現在で90.79人となっており、人口5万人未満の類似団体134団体のうち中位であることから、本市の職員数が特別多いという状況にはないと考えているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について申し上げます。

本件は、大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告ありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第1号から第3号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号及び第59号の2件は原案のとおり可決、議案第62号は可決されました。

次に、日程第4号及び第5号の2件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

〔眞茅弘美産業厚生委員長 登壇〕

○眞茅弘美産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第4号及び日程第5号の2件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第4号枕崎市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、子ども医療費助成制度について、医療機関等での窓口負担を必要としない現物給付による支給の対象となる子どもの範囲を拡充する等のため、所要の改正をしようとするものです。

改正する内容は、まず、子ども医療費について、これまで非課税世帯の対象者は現物給付、課税世帯の対象者は自動償還による償還払いの助成としていたものを、令和7年4月受診分から全ての対象者を現物給付に拡充するもので、このことにより、枕崎市子ども医療費助成条例の名称を枕崎市子ども医療費給付条例に改めるものであります。

なお、条例の名称変更に伴い、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例も整理することとなります。

また、これまで個人が複数の制度の対象となる場合に、子ども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費のそれぞれの条例において優先順位を定めた規定を削除し、さらに、医療保険各法に規定する被保険者証について、本年12月2日以降の新規発行が廃止されたことから、被保険者証の提示に係る規定について、電子資格確認等による確認に変更または規定を追加することを、それぞれの条例において整理するものであります。

委員から、今回の改正で、現物給付による支給対象の子どもの範囲を、課税世帯に属する高校生年代までの子どもまで拡充することについて、県内の他市の状況はどうかとの質疑があり、本市と同様に高校生年代までを給付対象としているところは14市であるが、子ども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費のそれぞれの優先順位を定めた規定について、これを残すと考えている市町村もある中で、子ども医療費に関しては、本市は、今回の改正により課税世帯、非課税世帯ともに窓口負担がなくなり、複数の制度の対象となる場合も、選択制とすることで、窓口負担がなくなる子ども医療費を選択するのではないかとの考えからこの優先順位を削除するものであり、県内でも手厚い制度になるとのことです。

また、委員から、本市は、窓口無償化となる対象を課税世帯の高校生年代まで拡充しているが、県は令和7年4月から、課税世帯の未就学児1人につき月額3,000円を超える医療費を新たに窓口無償化にするとの考えを示していることについて、県と本市の考えに違いがあることによって問題はないのかとの質疑があり、県は新たに課税世帯の未就学児1人当たり月額3,000円を超え

る部分を窓口無償化とすると発表しているが、本市は一部単独で、課税世帯の高校生年代までの全ての子どもの窓口無償化を実施することとしており、県からの交付金については、課税世帯の未就学児1人当たり月額3,000円を超える部分の2分の1までしか交付されないことから、本市が単独で実施している部分については、市が負担している状況であるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号南薩地区衛生管理組合規約の変更について申し上げます。

本件は、南薩地区衛生管理組合の事務所の位置を変更することについて、構成団体と協議するため、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

規約変更の内容は、規約の第4条（事務所の位置）について南さつま市役所本庁舎から令和7年4月1日をもってなんさつECOの杜管理棟に移転することから、南さつま市加世田川畑2648番地を南さつま市金峰町高橋4148番地42と改正し、令和7年4月1日から施行するものがあります。

南薩地区衛生管理組合の事務所移転理由として、なんさつECOの杜は、今後20年間の長期にわたる施設運営に当たり、今後、気象変動による影響や想定し得ない設備の不具合などが発生した場合、南薩地区衛生管理組合として意思決定を行い、明確な指示を行うなど、迅速な対応が必要となることから、運営会社とより緻密な連携体制を構築し、充実した環境行政を推進していくため、拠点となるなんさつECOの杜管理棟へ事務所を移転することにしたとのことです。

委員から、今回、南薩地区衛生管理組合の事務所の位置を、南さつま市役所からなんさつECOの杜に変更するものであるが、運営体制はどのようなになるのかとの質疑があり、なんさつECOの杜への事務所移転後は、南薩地区衛生管理組合の事務職員は施設の管理運営には携わらず、委託事業者である、なんさつ環境テクノロジー株式会社で施設の管理運営を行っていくとのことです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第4号及び第5号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決、議案第61号は可決されました。

次に、日程第6号から第8号までの3件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

〔平田るり子予算特別委員長 登壇〕

○平田るり子予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第6号から第8号までの3件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

委員会は、去る12月13日に開催し、委員長に平田るり子、副委員長に水野正子委員を選出いたしました。

付託された専決処分の承認1件、補正予算2件は、議長を除く全議員で構成された特別委員会を設置し、慎重に審査を行いました。

委員会における詳細な審査経過につきましては、配付のとおりでありますので、審査の結果について御報告いたします。

審査の結果といたしましては、まず、日程第6号専決処分の承認を求めることについては、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）については、本定例会に提案されている枕崎市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、新たに健康・こども課及び長寿介護課を設置しようとするもので時宜を得た対応であると評価し賛同するところである。しかしながら、この改正に伴う庁内配置に係る関係予算については、市民の便宜、市民ホールの機能消滅など、市民に対し不利益をもたらすものであるとの理由により、立石委員及び禰占委員の2名から、その関係予算の全額を減額する修正案が提出されました。

これを受け、採決に当たっては、まず修正案を採決した結果、賛成少数で否決され、引き続き原案について採決した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○永野慶一郎議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、立石幸徳議員。

○6番立石幸徳議員 私は、議案第56号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）についてですね、反対の立場で討論をいたします。

本市行政の基本スタンスが問われる案件であろうと思いますので、少し長めの時間になろうかと思いますが、反対討論をいたします。

一般会計補正第6号予算においては、来年度から新設される子育てサポート係を現在の国民年金係の場所に配置することにより、国民年金係を市民ホールに移動・配置するための工事請負費331万8,000円、備品の購入費24万円が計上されております。これが執行されますと、現在の市民ホールのスペースは約半分ほどに縮小される状況となります。

予算特別委員会の審査の過程の中で、市民ホールの役割、機能についてたどしましたところ、市民ホールでは、各種証明書等も交付手続をする場所であり、来庁者の憩いの場でもあると、そういう当局見解が出されました。

私ここに庁舎待合スペースについて、あるべき姿を記載した参考文書を持ってきましたが、幾つか申し上げます。

1つ目、市民利用の多い待合空間は、ゆとりのあるスペースを確保し、車椅子やベビーカーの利用者等、全ての来庁者が手続を待つことができる空間。

2つ目、番号表示や予想手続時間等を表示する情報提供モニターの設置が望ましい。

3つ目、乳幼児連れの来庁者も利用しやすいようキッズスペースや授乳室、おむつ交換スペース等の整備。

4つ目、利用者がいつでも自由に休憩できるようにベンチやソファなどを配置。

まだほかにもありますが、こういった点を踏まえながら、近隣他市の市民ホールを見るとき、まず新聞や各種資料が読めたり、給茶機を設置し、お茶のサービスを提供、あるいはスポーツ競技大会の結団式、報告会の実施、昼休み時間での音楽演奏、さらには東北地方の有名フラダンスチームに就職した地元フラガールが、ふるさとの市民ホールでフラダンスを披露し、これまでの感謝と今後への抱負を発表。いずれも近隣各市の市民ホールの実態であります。

今回の本市の市民ホール縮小案は、昨日から枕崎中学校あるいは立神小学校もインフルエンザで学年閉鎖も実施されておりますが、コロナ感染等も踏まえ、感染症対策としてしっかりした対応ができるのか。ただ単に1階トイレへの通路としか言えないような状況になってまいります。全ての人に優しい待合スペースどころか、市民を締め出すような感じすら覚えてまいります。

最後に、今回の本市行政組織の改正並びに庁内配置を審査いたしました総務文教委員会の審査

過程の中で、私は今回の対応は、間違いなく市民が苦情を申し出てくると申し上げましたが、先日、既に市民から、大変厳しい苦情、申入れをいただきました。それは、国民年金係を市役所の最も目立つ位置に配置して、どういうことなのかと。障害者年金手続に訪れる障害者あるいは御家族の方々は、本当にやっとの思いで、すぎるような思いで相談に人目をはばかりながらやって来るんだと。人目を気にして相談に来る障害者の方々、御家族の方々は、私もこれまで幾度か体験しておりますが、こういった方々が枕崎市役所で最も人目につくところで相談などできませんと、やめてくださいという強い抗議の申入れでございます。私も全く同感でございます。

以上、反対の討論といたします。

○永野慶一郎議長 次に、下竹芳郎議員。

○2番下竹芳郎議員 日程7号議案第56号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場で討論します。

先日の予算特別委員会において、総務費の財産管理費と民生費の国民年金事務費の減額修正案が提示され、賛成少数で否決されました。これは枕崎市課設置条例の改正に伴い、新しく健康・こども課を設置するに当たり、新設の子育てサポート係を現在配置されている国民年金係の場所に置き、国民年金係を市民ホールの一角に移動するための予算です。

移動することで、市民ホールが狭くなるなどのデメリットは出てきますが、現状の庁舎内部の構造的な問題と予算的なことを考えた場合、この場所が最適だったとのことでした。修正案の質疑でもありましたが、移動した国民年金係のカウンター、机は移動式なので、後からどうにでも動かすことはできます。

物事が変化すると、多少の不便、不具合が生じますが、ハード面を大きく動かすと、予算と時間がかかります。職員の方々の対応等、ソフト面で十分対応できるものと考えます。課、係の新設で職員の皆様の御苦勞、負担は増えると思います。課題も多々ありますが、市民サービス向上のため、さらに努力して、課題を解決に導いてくれると期待いたします。

これで私の賛成討論を終わります。

○永野慶一郎議長 次に、水野正子議員。

○5番水野正子議員 議案第56号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について反対の立場で討論します。

全ての人に優しい庁舎、分かりやすく利用しやすい窓口が必要だと思います。国民年金係を市民ホールに移動・配置するための工事請負費が計上されていますが、人の出入りの多い市民ホールに国民年金係を持ってくることは、プライバシーに配慮した窓口とは言えません。市民にはプライバシーの権利があります。プライバシーの権利とは、人が私生活をみだりに他人の目にさらされない権利です。私も市民係をよく利用します。待ち時間もあります。そのような中で、市民ホールに移動し、人の出入りの多い国民年金係に相談に来られた方のプライバシーが守られるとは思えません。今までも待ち時間に人の相談内容が聞こえてくることがありました。

市民ホールへ移動してきた国民年金係は、安心して相談できる環境ではないと言えます。そしてまた、庁舎待合スペースが狭くなることで、市民が迷惑を被ります。

市民利用の多い待合空間は、ゆとりあるスペースを確保し、ワンストップ窓口対応や車椅子やベビーカーの利用者と全ての来庁者が快適に手続を待つことができる空間が必要だと思います。

総務省も自治体フロントヤード改革を進めています。

この点に配慮し、市民ホール関連予算の修正案に賛成しましたが、委員会では否決という結果になりましたので、私も市民係を利用している当事者だからこそ議員としてこの議場に立っている以上、補正予算の中身を公平に丁寧に見ていかなくてはならないという責任があります。

そういった中で、今回市民ホールの補正予算は、市民ホールが狭くなり、市民にとって利用しづらくなる点、また、国民年金係が庁舎出入口の市民ホールに来ることは、市民のプライバシー

が守れるとは思えない点、困っている市民が相談に来やすい環境づくりが必要だと考え、やむなく一般会計補正予算に反対するものです。

以上、反対討論とします。

○永野慶一郎議長 次に、平田るり子議員。

○10番平田るり子議員 議案第56号原案について、予算特別委員長として報告しましたが、一議員の立場で反対の立場から討論いたします。

市民の方に、機能的に利用していただけるような市役所を目指すためには、今回の計画案は、果たして市民のことを第一に考えての策なのか。プライバシーの観点から、納税手続も別館1階で対応されているなど、幾つか納得いけない点もあり、4月開始に間に合わせるための設置と見て取れます。市役所部署の立場や都合よりも、市民の立場に立つ者としては、期日が迫っていたとしても通すわけにはいかず、計画を一旦立ち止まり、市民ホールに設置するに当たり、近くの部署を狭めるのではなく、市役所フロア全体の配置の見直しをすべきだと考えます。

以前、議員席テーブルの買い替えも提案されたこともありましたが、市民が物価高騰で大変な中、議員が第一に考えるべきは自分たちのことではなく、市民を第一に考えるべきと判断しました。

また、市民ホールの利用につきましては、住民票、戸籍謄本などのDX推進を進めた上での窓口の縮小でなければ道理が通りません。

市民に愛される市役所を目指し、窓口のワンストップ化、1つの係ができるだけ最後まで対応するなど、市民の方を不安にさせないきめ細かい対応ができる市民に寄り添った市役所として、市民第一の考えに立ち返り、市役所が市民に頼られ、安らげる憩いの場としての空間になるような使い道をもう一度考えていただけるよう、議案第56号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）に反対の立場の討論といたします。

○永野慶一郎議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号は、起立により採決いたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永野慶一郎議長 起立多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第8号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔前田祝成市長 登壇〕

○前田祝成市長 ただいま上程されました、議案第65号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,988万2,000円を追加し、予算総額を160億2,458万2,000円にしようとするものです。

補正予算の内容は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援のための経済対策事業として、茶・施設園芸燃油高騰経営継続支援事業、「枕崎の、牛肉。」ふるさと給食活用事業、「枕崎の、畜産。」経営継続支援事業、漁業・節類製造業燃油高騰対策事業、子育て世帯応援デジタル商品券発行事業及びキャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業の6事業をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○永野慶一郎議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○2番下竹芳郎議員 この補正予算なんですが、子育て支援を含む経済対策6事業は重点支援地方交付金で賄うということですが、まずこの1億4,900万円弱の予算をふるさと応援基金で立て替えるということでもいいんですか。

○籠原正二財政課長 今回の補正予算につきましては、まず、ふるさと応援基金を1億4,700万円充当してございます。

この予算の編成時点では、この重点支援交付金につきましては、まだ国から明示されたものはございませんでした。

ただ、やはり今回の補正予算として上程することで、速やかな経済対策を実行することにより、市民、市の産業への効果を高めようということで今回計上したわけですが、編成時点ではまだ示されていなかったということで、ふるさと応援基金を充当して編成して提案いたしましたということです。

先日、国のほうから重点支援交付金につきましては金額が示されておりますので、今後の補正の機会におきまして、財源の振替ということで編成させていただきたいと考えております。

○2番下竹芳郎議員 ということは、この交付金はいつ交付されるってことはまだ分からないってことなんですか。

○橋口和洋企画調整課参事 今ありました推奨事業メニュー分の交付限度額につきましては、12月17日付で7,927万7,000円の額が示されているところです。

今後のスケジュールとしましては、1月17日までに県に計画書を提出し、県のほうは国のほうに1月24日までに提出をされます。その後、国のほうで審議がなされて、3月末に交付決定がなされる運びとなっております。

○2番下竹芳郎議員 物価高騰の今、このような経済対策支援が事業者は大変助かります。コロナの次は物価高騰、全体の所得が上がりやすいんですけども、なかなかうまくいっていないです。その上に人材不足の問題も出てきています。ここに挙げている事業者以外にも困っている方はたくさんいらっしゃると思います。コロナ経済対策のときにやったような売上げ減少になった全事業者を対象にした事業者応援資金みたいなものも考えられていないのでしょうかね。

○鮫島寿文水産商工課長 重点支援の交付金につきましては、国のほうから推奨メニューが示されております。その中で、生活者支援、事業者支援ということでありますが、そういったものを

総合的に勘案して、今回、私どものほうとしましてはそういった内容を検討して、今回提案をしたところです。

○10番平田るり子議員 ということは、家計急変世帯というのは対象になるということの認識でよろしいんですね。

○橋口和洋企画調整課参事 推奨事業メニューの中の生活者支援の枠の中に4つほどメニューがございます。

1番目に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、2番目に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、3番目に、消費下支え等を通じた生活者支援、4番目に、省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援というメニューがあります。

その中で、本市としましては、1番のエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援ということで事業を実施いたします。

○10番平田るり子議員 令和5年度と令和6年度に重点支援給付金をもらった方というのは、今回は対象になりますでしょうか。

○福永賢一福祉課長 質問者が今聞かれているのは、低所得世帯に支給される3万円と子育ての追加の2万円との部分のお話をされているかと思います。今回の補正予算には、その部分の予算は組んでおりません。

国の成立した予算の低所得世帯支援枠につきましては、現在、必要経費の精査を行っているところございまして、また今後、補正予算を編成して、1月招集予定の臨時会において提案したいと考えているところでございます。

○8番眞茅弘美議員 現在、農業関係の経営状況が大変な中、今回農業関係に大変多くの予算を組んでいただきましてありがたいと思っております。その中でもですね、この茶・施設園芸燃油高騰経営継続支援事業ですけれども、これはこれまでも数年ですね、同じような補助が出ているんですけれども、今回はこの1・2番茶の時期に雨天が多く続いたことで、こちらを見ますと天候割増1.2倍っていうふうに資料のほうに書かれておりますが、このセーフティーネットが発動された月に購入した重油量に対して1.2倍、そして、それに対して単価5円っていうような計算になるということでしょうか。

○沖園信也農政課長 ただいま眞茅議員のほうから質疑がございました内容につきまして、あくまでもこの資料にありますこの天候割増というものにつきましては、今年の4月から5月、特にだったわけですがけれども長雨が続きまして、その間、茶葉等が濡れていて燃油を多く使ったであろうということで、予算枠としてその分のかさ上げというか、枠取りのために計算上こういった割増しをつけてあるだけでございます。

実際、支援します金額につきましては、実際購入した金額に5円の単価を掛けて支援をするということになります。

○8番眞茅弘美議員 1・2番茶時期は雨の量が多かったのも、たくさんの燃料を使われている工場が多かったと思いますので、そういうことですね、承知しました。

それから「枕崎の、畜産。」経営継続支援事業ですけれども、こちらの資料のほうに、農家戸数が明記されているんですけれども、養鶏農家に関しましてはまだあるかと存じますが、こちら辺はどうなんでしょうか。

○沖園信也農政課長 今回お配りしてございます資料のほうには、全ての農家で18経営体を計上してございますが、このほかに畜産農家全体で30経営体を超える数がございます。

そのうち、配合飼料を直接買われている農家を一応この中で上げてございますので、実際ここでは採卵鶏の農家につきましては、1農家となっておりますが、これ以上に農家はいらっしゃいます。ただ、そのほかの農家につきましては委託契約的な経営をされていて、直接飼料を買っていない部分もございますので、これまでの実績に基づいて、ここには18経営体を上げていると

ころでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。

○6番立石幸徳議員 今度の補正7号については、以前、市長説明もございましたのでね、その市長の説明も踏まえ、またちょうど1年前も同様の取組といいましょうか、国からの交付金を活用した事業が幾つかあるので、1年前の取組とのまた今回の比較といいましょうか、そういう点から幾つかお尋ねしますが、まずこの財源がですね、この補正7号に計上されている財源としては、先ほども説明がありましたように繰入金約1億5,000万円のふるさと納税の繰入金。

先ほど企画調整課参事のほうから、数日前の国家予算が成立しましてですね、補正予算が13兆円という非常に大きな国の補正予算ですけど、国家予算が決定して、本市分が約7,900万円算定されているわけですね。

そうしますと、財源としては、1億5,000万円の事業をされるけど、国の交付金は、おおよそ半分、8,000万円ですからね、その残り分が今後、組み替えをしていくわけですがけれども、約半分ほどの一般財源を使っているいろんな事業名も書いてありますが、この今のタイミングでですね、なぜこういう各種事業が一般財源を活用した事業ということで計上されてきたのかですね、その点が一番問題だと思うんですよ。

つまり、全ていいんでしょうか、もうほとんど国の交付金があるから、その交付金対応として事業をいろいろ計上しますっていう話ならまだ聞きやすいんですけど、その半分ぐらいを一般財源で事業をするというこの補正予算がですね、今のこのタイミングでなぜ出されてくるのか、まずその点を説明いただきたいと思います。

○籠原正二財政課長 今回の補正予算に掲げました事業につきましては、担当課それぞれが現状の市の状況を把握し、その中で現在の状況に対して必要とされる措置というものをまず考える中で事業費を積み上げてまいりました。

確かにこれまで交付金の額を目安とした対応ということで補正予算を計上しておりましたが、今回につきましては、現下の市の状況等を勘案しまして、歳出予算を積み上げ、この事業についてはこのタイミングで実施しなければならないというものを判断した結果、歳出予算を計上いたしました。その中で、結果としてその半分程度が交付金として示されたという形になっております。

○6番立石幸徳議員 まだ説明にちょっと私は少し無理があるんじゃないかと感じているんですけどね。というのが、議会というのは、もう御承知のように、定例会という形で年4回ですね、しっかりと定例会は位置づけられているわけですね。当然、定例会に備えているいろんな予算、事業もどういう事業しようかというのも執行部のほうで検討されるわけですね。

今度のこの交付金の中身も先ほどから出ているこの推奨事業メニューは、国全体で0.6兆円、6,000億円ですね。これは1年前と比べると1.2倍になっている。この全国規模での比較でいくとですよ。そうすると、当然算定方法も1年前のそれを引き合いに出して算定する。おおよそもう7号補正を組むときには、幾ら分ぐらいの交付金があるという見通しは当然財政当局をはじめ分かっているはずですよ。

しかし、事業を協議してですね、いろんなものを出してきた。それじゃ、それも組み入れて今度補正予算をやりましょうと。その部分、なぜ各種事業がですよ、交付金を倍ぐらい使うような感じのですね、事業が今のタイミングで出されるのか、そこはしっかりと市民に説明してほしいと思いますから聞いているんですよ。

なぜ定例会ごとの補正予算では出てこなかった事業をこの交付金は半分ぐらいしかもう来ないって分かっているのにですよ、その倍の補正予算でこうして議会に提出されるか、再度になりますけどその点をしっかりと市民に説明していただきたいと思います。

○前田祝成市長 今回の予算につきましてはですね、今、財政課長が申し上げたとおりです。

必要な事業をですね、現状を把握しながら、我々としてはこれが必要だということを判断した上で予算を上げてございます。そして、何よりもタイミングが大事だということも考えてですね、このタイミングで予算を上げさせていただいたところです。

ですので、当然、想定としてですね、交付金の額というのも頭に入れながら、それでも必要であるという判断を私のほうでしまして、今回提案させていただいておりますので、そのあたりは御理解いただければというふうに思います。

○6番立石幸徳議員 私は必要でないとは言っていないんですよ。つまり、7号補正でですよ、国の交付金を活用した事業というものが一応の前提ですよ。本来ならさっき言った産業面のいろんなこういうものですよ、いち早くと言うんだったら6号補正で対応すべきものじゃないんですか。そのところをしっかりと市民にですね、12月定例会の補正予算として考えていたのかどうか、あるいは確かに物価高騰という面がありますよ。

ただ、交付金自体は国からの交付金は先ほど企画参事が言ったように、限度はもう示されているわけですから、正確には国家予算が成立してからの金額になりますけど、大体見通しとして、今回は推奨メニュー事業が6,000億円ですからね、前年度の1.2倍と。それぞれ各自治体の交付金も前年の1年前の1.2倍だろうと、そういうことですよ。

だからその辺はですね、今後のこともありますのでね、交付分が来るから、じゃあ交付金以上の事業が飛び込んできたと、市民に誤解される向きもありますよ。12月議会の定例の6号補正では出ていないわけですからね。そこを確認させていただきます。

それから、先ほどもちょっとありましたこの畜産の配合飼料の関係で、具体的に事業の面でお尋ねをしますが、確かに畜産経営、厳しいというのは、飼料は上がる、しかし、子牛とかそういう牛肉をはじめ販売単価のほうは下げ気味と。

大変厳しいことは分かるんですけども、まず配合飼料関係では、自治体レベルでの支援のほかに、国のほうでもいろんな形で飼料関係の支援措置はあると思うんですけど、その面の活用は本市はどうなっているんですか。

○前田祝成市長 先ほど答弁したとおりなんですけれども、当然、交付金の想定というのも頭に入れつつですね、このタイミングで予算を計上させていただいております。

議員がおっしゃられるように、6号補正の中で示すっていうこともですね、当然考えられる部分であると思うんですけども、そのタイミングについては、今回、交付金の国の動きも見ながら、どのタイミングでっていう部分については、私の判断でですね、今回の7号補正という形で出させていただいたところです。

○沖園信也農政課長 ただいま立石議員のほうからありました質疑としまして、国の予算の活用ということですが、国のほうが令和6年度当初から、そして今回の補正という形で畜産関係の各種事業を出してきておりますが、市といたしまして、これに直接絡んだ事業というのは、現在のところないところでございます。

○6番立石幸徳議員 国の飼料価格の支援措置は、本市では全然、適用といいましょうか、利用されていないというそういう確認でいいんですか。

○沖園信也農政課長 飼料に絡んだ部分としましてはないところでございます。

○6番立石幸徳議員 こういう大きな支援、今度の「枕崎の、畜産。」経営継続支援事業もですね、給食関係は総事業費から2,200万円ですよ。各種事業の中では一番大きな額なんですけどね。

私は畜産経営とかこういう支援というのは、乏しいという表現がいいかどうかは別にしまして、末端行政でそういう大きな事業の支援をどうするかというのは、いろんな意味で検討してほしいわけですよ。畜産の支援というのは、これまでも幾つかあったはずですよ、枕崎市の支援措置がですね。

ただ、申し上げたいのは、本当に乏しい財源しか持ち得ない末端自治体が支援をしていくということでは大事かもしれませんが、本当に経営がたち直るのかと、そのところをしっかりと見極めないとですよ、厳しいから支援、厳しいから支援って、結果、いやもうどうにもならなかったよと。あの支援は何だったのかと問われるわけですよ。

ですから、当然、当事者、畜産の経営事業者もしっかりとそこを認識していただくためにもですよ、本当に市が支援すべきものなのかどうか、あるいは国のいろんな制度は全然活用していないと言いますけどね、大きな国県のそういう支援措置を導入するという形でないと、乏しい我が市の枕崎市の財政ですよ、さっき言ったように交付金も半分しか来てないんですよ。いつまで支援するのかというような点が、何回も何回も支援が続いてくると、当然市民はその点の執行部の見解を聞きたいですがね。これは厳しいからいつも支援するんですよという話じゃないはずですよ。

そういった点での検討はどうなっているのか最後に聞いておきます。

○沖園信也農政課長 先ほど国の飼料関係に直接関係した事業の活用というのはないですということで答弁いたしました。それ以外につきまして、飼料価格が安く上がるように、水田活用の直接支払交付金と飼料作物W C S用の稲の作物、そういったものを農家のほうでは栽培し、出荷している農家等もございます。

また、いつまでというような質疑もございましたが、現状といたしまして、事業の目的のところにも説明をしてございますが、配合飼料の価格が高止まりしている状況、そして配合飼料の価格安定制度、こういった補填金というものも、現状、交付されてない状況で、かなり畜産農家が今回は厳しい状況にあるといった部分を踏まえまして、今回のこの事業をお願いしているところでございます。

○9番禰占通男議員 私はちょっと燃油の分について、資料もありますから、まずこの茶・施設園芸と漁業や節類の製造、石油・石炭の免税申請ですよ。今補正で対象者というのはもう免税の申請状況というのはどのようになっているんですか。

○永江靖博農業委員会事務局長 お尋ねの件につきましては、軽油の免税の件かと思いますが、それでよろしいでしょうか。（「軽油も重油もでしょう」と言う者あり）

当農業委員会のほうで、県のほうで免税の手続をしておりますのは、現在、軽油のみになっております。

免税軽油の実績につきましては、申請者が市内で159名、数量につきまして、39万1,230リットルの申請となっております。これにつきましては、1万リットル以上の使用者につきましては、地域振興局のほうに直接申請となっておりますので、農業委員会のほうでは把握していない部分もございます。

○9番禰占通男議員 漁業と節類については上限が100万円となっているんですけど、資料によると、茶・施設園芸等については上限100万円という単位を超える農業者がいるのか、その点についてはどうなんでしょうか。

○沖園信也農政課長 茶と園芸施設につきましては、それぞれ国等の事業でセーフティーネットの事業もございます。今回の事業につきましては、それぞれ上限というのは設けてないところでございます。

○9番禰占通男議員 漁業のほうと農業のほうと違うのは、上限を設けてないというのは何か理由があるんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 資料にありますとおり、漁業者、節類製造業者とありますが、漁業者につきましては、漁業関係が近海魚の沿岸の漁業、それと沖合の中型まき網、アジサバ等の青物の漁業、それと遠洋カツオ一本釣りの漁業がございます。

その中で、遠洋カツオ一本釣りとは沖合漁業の漁業者につきましては、数量はですね、100万を

超えて、桁の違う単位で燃料等の消費がございます。その関係で上限を100万ということで切らせていただいたところです。

○9 番 禰 占 通 男 議 員 それと先ほど6番議員からもありましたけど、この畜産への支援事業ですけど、本市は畜産に関して今本当に数は少ないんですけど、飼料についての自給というのはどうなっているんですか。この飼料の高騰ちゅうことでウクライナ関係、社会情勢の変化で飼料高騰して、今、大分落ちついてきたというそういう報道もありますけども、高止まりしたまま下がってこないと。そういった場合、自給するために、国もいろいろトラクター、耕運関係、そしてまた飼料にするためのいろんな保管する間の設備、そして保管する施設等にまで支援を行っているように思うんですけど、本市としてはどのような取組になっているんですかね。

○沖園 信 也 農 政 課 長 先ほども答弁をいたしましたけど、飼料用作物として飼料用米とWCSを作っている農家もいらっしゃいます。

飼料作物、直接自家消費用として栽培されている作付面積につきましては、令和4年度実績で作付面積90ヘクタールとなっております。

○9 番 禰 占 通 男 議 員 今、耕作放棄地とかいろいろありますよ。そうした場合、そういう土地の利用価値ということも飼料部分なら大分活用になると思うんですけど、あとは条件は大型機械の導入を投入できるのかってそこも問題なんだけど、将来的にはこの今本市の資料による農家数も僅かですよ。存続させるためにも、経営を継続させるためにも、こういう飼料の自給率、自給、そういうのは必要じゃないんですか、どうなんですか。

○沖園 信 也 農 政 課 長 ただいま禰占議員から質疑がございましたとおりに、非常に大事なことであるというのは認識をしております。

また、そういった作物を栽培するには、かなり機械の投資というのが農業機械は高額になっておりますので、投資等にかなり農家は苦勞をなさるのかなあということもあります。

また、耕作放棄地も目立ちますので、そういった部分の活用ということも考えて、先ほどから申しておりますように、飼料用米等、そういったものの耕作放棄地の解消、そういったものにつなげばということでの努力というのはしていけないといけないというふうに考えております。

○9 番 禰 占 通 男 議 員 課長は飼料米と言いますけど、田んぼを畑に変える、そういう補助もあるみたいで、例えば田んぼだと作るものは決まっていますよ。畑ならトウモロコシから燕麦まで幅広いでしょう。そしてまた水の管理も要らないし。

これも農林水産省にも飼料課という飼料の部門ですよ、そういう課までつくって頑張っているようなので、今後の枕崎の発展に参考にしてほしいと思います。

それとですね、あと資料にも出ているんですけど、この子育て世帯応援デジタル商品券発行事業について、私はこの事業内容にこの鹿児島銀行についてということで、私はこの市中に銀行は何社ありますか。これ鹿児島銀行だけでやるんじゃないかと、私は市中全部の金融機関を対象にすべきじゃないんですか、どうなんですか。

○鮫島 寿 文 水 産 商 工 課 長 資料提出しました事業内容の一つ目のポツのところに鹿児島銀行とございますが、Payどんというシステムを鹿児島銀行がお持ちでございます。それにつきましては、御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、鹿児島銀行のみならず南日本銀行、鹿児島総合信用金庫、そして鹿児島信用金庫で対応が可能となっております。

議員がおっしゃいましたとおり、市内の金融機関としましては、ほかにも農協系、また漁業系の金融機関もございます。あと工業信用組合というのもございますが、特に鹿児島銀行のこのPayどんというキャッシュレスの地域振興券のシステムを使うことで、今回、紙ベースの商品券からデジタル化したデジタル商品券ということで給付を考えております。

これにつきましては提出資料にもありますが、詳しく申し上げればですね、新しいこの商品券の給付の仕組み、DX化を構築することで、行政側の給付事務の負担軽減であったり、あと事業

者のメリットということでは、換金作業の負担軽減、あと売上げ代金の最短での決済、翌営業日に代金の支払いがされるというメリットもございます。

そういったことで、新しい仕組みということで既存の金融機関が持っている P a y どんのシステムを利用したいと考えております。

また、これまで共通商品券の購入ということで商工会議所の商品券を購入しておりましたが、今回、そのときは約130店舗ぐらいが市内の取扱いの店舗ということで登録いただいていたところですが、今回、この P a y どんのシステムを使うことで、市内のみで使える商品券でございます、もちろんのことですが、150店舗ぐらいですね、今登録店舗ということで情報をいただいております。

これにつきましても引き続き、加入店舗を増やすということで P a y どんのシステムの担当者からは、鹿児島銀行のほうからは話を伺っているところです。

市内のみ使える商品券ということで、使い方的には、これまでの共通商品券よりも多くの店舗で使えるということで考えております。

○9番 禰占通男議員 確認ですけど、一番大事な使用期限、それについてはどうなっているんですか。

○鮫島寿文水産商工課長 資料にもございますとおり、7月31日までを期間としております。開始を2月の初旬ということで、2月の1日・2日が土曜日・日曜日ということでございましたので、2月の3日からということで、今回の補正予算が成立しましたら事務作業に取りかかって、2月の初旬給付を目指したいと思っております。

昨年、子育て世帯応援事業ということで実施をしましたが、今回もやはり子育て世帯の支援ということで新しい新年度、入学もありますけれども2月・3月のそういった子育て世帯の出費の多い時期にですね、間に合うようにということで、2月初旬実施を目指してですね、進めてまいりたいと考えているところです。

○9番 禰占通男議員 この使用期限についてですよ、前も課長に伺ったんですけど、いろいろ難しいみたいで、この約半年、これが長いのか短いのか使う人の感覚だと思うんですけど、どうなんですか、せめて1年ぐらいとか。何か規制にかかるみたいなんですけど。このもらう方が約2万5,000円を使い切るのにどうなんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 以前もそのような御質問がございましたが、定例会に資料提出しました事業の目的のところにも書いてございますが、域内の消費喚起を促して、域内の循環を目指すということであります。

2月という時期につきましては、まず、なぜこの2月からというのも、先ほど言いました2月・3月の就学の新学期、新入学、新年度の準備もありますけれども、経済的にはどうしても正月明けの2月というのは、閑散期といいますか、販売が落ちる時期でございます。そういったものも含めて2月から実施をして、そして早めに使っていただきたい。短期間でのですね、市長からもありましたこのタイミングといいますのは、やはり正月明けの2月・3月、そして市民の方、子育て世帯におかれましては、どうしても出費がかさむ時期に早く使っていただきたいということで2月実施、そしてぎゅっと期間を縮めて、やはり6か月程度でですね、消費を喚起していきたい、促していきたいということで、域内循環も含めてこのような期限の設定等をしているところでございます。

○永野慶一郎議長 ほかにありませんか。

○11番 橋口洋一議員 今のところの関連で、デジタル商品券ということなんですけれども、これデジタル商品券はアプリをダウンロードするようなそういうふうなくだりがあるかと思うんですけど、ダウンロードできない方、普通のいわゆるガラケーとかそういった方っていうのはどういような対応になるんでしょうか。

○**鮫島寿文水産商工課長** そういったことも想定をしております。

スマートフォン等をそもそも持っていなかったという方が子育て世帯の方でいらっしゃるかもしれませんが、そういった場合には、誓約書等を書いていただきまして、内容を確認した上で紙での商品券の給付も考えております。

また、世帯主が未成年の場合、口座を持っていないとかそういった同様な例がある場合には、市内にあります県立高校の寮に住んでいる方等につきましては、このような対応ができない場合には、商品券もということ。

あと今回D X化ということで、登録の仕方等も子育て世帯ということで私どもが今把握している世帯の平均年齢は40代前半となっております。ほぼ、こういったアプリ等の操作についてはできるものと考えておりますが、こういった操作等につきましても、P a y どんのシステムはもちろん、鹿児島銀行が丁寧にフォローしていくということで話をしておりますので、そこはしっかりと給付漏れがないようにしていきたいと思っております。

○**11番橋口洋一議員** そうすると、紙の交付の場合も鹿児島銀行の窓口で行われる、それかこちらの役所のほうで手続をされる、どのようなイメージなのでしょう。

○**鮫島寿文水産商工課長** 今お尋ねのケースにつきましては、鹿児島銀行ではなくて、いろんな世帯の状況等もあろうかと思えます。福祉的な支援が必要な場合もあろうかと思えますので、そこにつきましては、市役所のほうで対応していこうと考えております。

○**11番橋口洋一議員** よろしくをお願いします。

このデジタル商品券というのはですね、非常にD X化にもつながるということで、いい案件かなというふうに考えます。

また、こちらのほう、枕崎市内のみで使えるというふうなところも現状に合っているのかなというふうには思います。

一方でですね、もう一つ提案されておりましたキャッシュレス決済、こちらの消費喚起ポイント、こちらのほうは通常の決済事業者ということで、P a y P a y、a u P A Y、d払い、楽天P a y、P a y どんというような決済事業者が挙げられておりますが、この決済事業者を使ってポイントが返ってきました、そのときに事業の目的のところにもありますが、還元ポイントの利用による市内小売店等の消費拡大及び物価高騰に対する生活者支援の一助とするとなっておりますが、こちらのほうは、市限定というところは図られているところなのでしょう。

○**橋口和洋企画調整課参事** キャッシュレス決済消費喚起ポイント還元事業のポイント還元の利用につきましては、市内だけとは限られてはいないところです。

○**本田親行副市長** 今回、子育て世帯応援デジタル商品券事業といたしまして、P a y どんを活用して事業を実施するわけですが、ただいま企画調整課参事が申しましたとおり、キャッシュレス決済の消費喚起ポイント事業については、市内のみで活用できるような還元ポイントの仕組みというのは活用しておりませんが、今後、このような消費還元ポイント事業を、また今後予算化をお願いすることがあるかないかということは今現段階では確定しておりませんが、そういった対応も行えるようにということで、まず子育て応援デジタル商品券事業ということで実施いたしますので、今後、そういったポイント還元事業等を実施する場合には、同じようにポイントの市内利用ということもできないかということを見据えた上での事業実施を考えたところでございます。

○**11番橋口洋一議員** 市内の域内の消費喚起ということで、これを強力に進めていく上ではですね、P a y どんの形っていいのかなというふうには思いますが、決済事業者の中にもP a y どんってあります。そこを限定してというふうな使用の仕方であれば、市内の業者、事業者に直接還元できるというような形になるかと思うんですが、取扱業者も先ほどP a y どんのほうは150店舗対応していますよというようなお話がありました。決済事業者、こちらの

ほうがどの程度の店舗等ですね、利用されているというところは、そういったところは把握されているところでしょうか。

○橋口和洋企画調整課参事 キャッシュレス決済のサービスを受けるためには、それぞれの店舗がそれぞれのコード決済会社との契約を結ぶわけですが、その際に秘密保持契約の関係もあって、具体的なその数字というのは教えていただけないところでした。

こちらのほうでも確認はしたんですが、先ほど申しました秘密保持契約の関係があって、教えることはできないということでしたので、こちらのほうも把握はできてないところです。

○11番橋口洋一議員 ぜひですね、域内消費の拡大という観点から、引き続き検討をお願いしたいと思います。

○永野慶一郎議長 ほかにございませんか。——会議を始めて1時間40分ほど経過していますので、ここで10分間休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時20分 再開

○永野慶一郎議長 再開いたします。

まず、企画調整課参事より発言を求められていますので。

○橋口和洋企画調整課参事 先ほど橋口議員からの質問で、キャッシュレス決済を行っている事業者の数の質問がありました。私のほうで秘密保持契約の関係で数はお答えできないということを書きましたが、店名は分からないんですけれど、件数のほうは把握しておりますので、ちょっと報告したいと思います。

今、キャッシュレス決済のペイメントも数社ございます。今回、キャッシュレス決済還元事業で利用できる5つのペイメントに限りますと、第3弾のキャンペーンが終わりました令和6年2月29日時点で、枕崎市内の店舗数としては364店舗ございます。そのうち、飲食店、宿泊業、タクシー運転代行の店舗になりますと、110店舗が対象となっているところです。

○10番平田るり子議員 先ほどですね、この重点支援交付金について、この3万円給付で1月に補正されるって言ったんですけれども、かなりですね、この情報っていうものは皆さんすごく早いんですね。もうこれが出た時点ですね、もういつもらえるのかっていう問合せがすごいです。

ここです、一応、今回の1月に補正されるということで、ここでお聞きするのも何なんです、この3万円給付の一つだけ確認をさせてください。

この1月17日の時点で計画を立てます。そして、この確認事項が書かれた確認書がまた届けられるということで、そういった認識でよろしいでしょうか。

○永野慶一郎議長 すみません、議案についての質疑なので……。答弁できますか。

○福永賢一福祉課長 先ほど、現在、予算等の精査中ということで、今国から来た通知等の確認作業を進めているところでございます。現時点において正確なお答えができませんので、そこについてはまた補正予算を提案したときにまた質疑していただければと思うところです。

これまでやった部分ではそのような対応ではございました。

○永野慶一郎議長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用し、御手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○永野慶一郎議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和6年第6回定例会を閉会いたします。

午前11時26分 閉会

一般質問の要旨

令和6年 第6回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①橋口 洋一	若者の投票率向上策について	1 本市で本年実施された選挙の年代別投票状況について 2 昨今、投票率の低下が問題となっているが、特に若者への選挙啓発活動としてどのような取組を行っているのか 3 若者の投票行動に大きな影響を与えられとされる若者の親世代に対して、どのような投票率向上への取組がされているのか 4 18歳に達した高校生にとって初めての選挙を身近に感じてもらうため、高校に出向いて期日前投票所を開設することは検討できないか	市 長 副市長 課 長
	「野球のまち枕崎」について	1 令和4年度以降の施政方針で「野球によるまちづくり」から「スポーツによるまちづくり」へと範囲を広く設定されたが、市当局の取組の結果、野球以外の競技でどのようなまちづくりが図られたと考えているか 2 現状、「野球のまちづくり」に力を入れていると見て取れるが、各年代で野球を楽しむ人口の裾野を広げることから取り組まなければ、持続可能な振興策にはつながらないとする。市当局の今後の取組はどうか 3 社会体育施設の指定管理者からの自主事業として、地域おこし協力隊が中心となり女子硬式野球チームが発足したが、活動にも苦慮しているように見える。市当局はどのような支援体制を取っているのか 4 試合や冬季キャンプの誘致に限らず、市営球場を核とした球場の活用は「野球のまち」のひとつの面と考えられるが、当初の想定よりステージ等が活用されていないように見える。球場の積極的な活用策	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	火之神保有地 近隣の一体的 整備について	は考えられているのか 1 火之神保有地単独での利活用に係る意見聴取は様々な形で実施されているが、火之神地区沿岸部を一体と考えたところでの視点が弱いように感じる。整備計画策定に係るスケジュールにおいて、どのタイミングで一体的な整備に係る意見聴取が行われることになるのか 2 草が生い茂る隣地はそのまま、火之神保有地の計画は進むことになるのか 3 現地での臭気に係る対策をどのように考えているのか	市 長 副市長 課 長
②平田るり子	南あわじ市との交流拡大について	1 11月に枕崎お魚センターで開催された南あわじ市物産展について 2 南あわじ市との交流拡大について (1) 教育交流について (2) 特産品（お茶）の開発について	市 長 副市長 教育長 課 長
	フェリーみしまの枕崎漁港寄港について	1 フェリーみしまの枕崎漁港寄港について	市 長 副市長 課 長
	安全保障について	1 市民の命を守る枕崎漁港の利用について 2 自治体として取り組める「エネルギー政策」「食料自給率の向上」について	市 長 副市長 課 長
	防犯対策につ	1 防犯カメラ設置費用の補助について	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③眞茅 弘美	いて	2 公共施設におけるセキュリティー対策の強化について 3 防犯灯の維持管理について	副市長 課 長
	市職員の人材育成及び人事評価について	1 職員の本来の意欲と能力を最大限発揮し、市民の幸福度を高めるためにも人材育成に本気度を持って取り組む必要があると思うが、市の人材育成方針はどのようになっているのか 2 人事評価は機能しているのか。また、意欲と能力のある職員が正当に評価されているのか 3 職員の知識・能力・経験を最大限活用し、適材適所の人事異動がなされているのか	市 長 副市長 課 長
	給食費無償化について	1 本市の出生数が減少する中、今後枕崎に住み続けたいと希望を持って子育てができるように、政策として給食費無償化を実現するべきだと考えるが、市長の考えは	市 長 副市長 教育長 課 長
④立石 幸徳	無縁墓について	1 近年、人口減少や少子高齢化、過疎化に伴い無縁墓が目立つようになってきている。また、墓じまいをして納骨堂に改葬する人も多いようだが、市営墓地の把握はできているのか 2 市営墓地・民有墓地も含め、放置されている墓石や危険箇所の調査を実施する考えはないのか	市 長 副市長 課 長
	本市地場産業の「稼ぐ力の向上」について	1 本市地場産品の販路拡大（物産展や海外輸出対策など）と販売単価の向上について 2 生産コスト低減や担い手の確保・育成（外国人の	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤水野 正子		育成就労制度を含む) をどのように支援していくのか	市 長 副市長 課 長
		3 県の「地域企業支援官」との連携について	
		1 交流人口・関係人口増加への取組について (本市観光基本計画策定など)	
	より多くの人 が訪れるまち づくりについ て	2 南薩地域におけるクルーズ船への対応について	市 長 副市長 教育長 課 長
	子育て支援体 制について	1 本市幼稚園施設の縮小・休園について	
	こども家庭セ ンターについ て	1 早期の設置が求められているが、進捗状況は	市 長 副市長 課 長
	児童虐待につ いて	1 本市の児童虐待相談の件数について(過去3年間)	市 長 副市長 教育長 課 長
		2 本市における身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の割合は	
		3 要保護児童対策地域協議会はどのような形で行われているのか	
		4 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修会の内容について	
	人権相談につ いて	1 2か月に1回の人権相談はどのように行われているのか。また、その相談内容は	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥豊留 榮子	ごみの分別方法の変更について	1 今年9月からごみの分別方法が変わったが、現状はどうか 2 ごみ処理にかかる費用は 3 家庭用電気式生ごみ処理機とコンポスト(生ごみ処理容器)の購入件数は 4 分別することで本市の収入は増加するのか 5 高齢者宅への家庭ごみの個別収集について 6 クリーン指導員の導入について	市 長 副市長 課 長
	学校給食費の無償化について	1 学校給食費の無償化が全国的に広がってきているが、その後、本市の状況はいかがか 2 急激な物価高騰の中、学校給食費の完全無償化は子育てを支える大事な手立てではないか	市 長 副市長 教育長 課 長
	会計年度任用職員の処遇改善について	1 本市は、会計年度任用職員制度への移行後、適正な働き方改革が進んでいるのか 2 会計年度任用職員は、任用終了後も希望により再度働くことは可能なのか	市 長 副市長 課 長
	火之神保有地の利活用について	1 火之神保有地を有効活用するために、道路の拡張をはじめ、市民や観光客が安全に利用できるような計画を示すべきではないか	市 長 副市長 課 長
	ヤンバルトサ	1 ヤンバルトサカヤスデが発生している地域の調査	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦禰 占 通男	カヤスデ対策について	確認はどのようにされているのか 2 ヤンバルトサカヤスデが発生しないための未然の対策はどのようにしているのか	副市長 課 長
	地方創生について	1 地方創生の取組から10年を迎え、地域によっては人口が増加しているところもあり、本市が地方創生に取り組んだ結果で顕著なものは何があるのか 2 人口減少に対する課題と対策の効果はどのようになっているのか 3 各分野における事業の効果について (1) 地域経済活性化への支援（「枕崎の、特産品。」発信事業、商店等新規出店支援事業補助）の効果はどのようになっているのか (2) 人材支援（新規雇用創出就労環境改善事業補助）の効果はどのようになっているのか (3) 情報化支援（地域デジタル化推進事業）の効果はどのようになっているのか (4) 地方移住への関心の高まりで、移住者数についてはどのようになっているのか（移住・交流推進支援事業、空き家バンク利用促進事業、移住者住宅確保支援事業、移住支援金の交付） 4 少子化への対応について (1) 妊娠や子育て環境の整備、子ども・子育て支援（産科・小児科医療体制確保支援事業）についての対応・結果はどのようになっているのか (2) 自治体の財政力によって子育て環境（子ども医療費制度、学校給食費無償化）に格差が生じているが、今後の対応はどうか	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑧上迫 正幸	介護予防事業について	5 交通弱者等への支援（買物弱者地域生活支援対策事業、地域公共交通システム推進事業）の効果はどのようなになっているのか。外部有識者からも乗合タクシーよりもデマンドタクシーが本市には合っているとの意見もあるが	市 長 副市長 課 長
		6 防災体制の強化（自主防災組織の活性化）についての対応・結果はどのようなになっているのか	
		7 本市の生産年齢人口が減少しているが、対応はどうするのか	
		8 地方創生の加速化・深化する取組はできたのか。今後はどう進めるのか	
		1 介護予防事業に対する本市の考えは	
	本市における地域公共交通の在り方について	2 「高齢者元気度アップ・ポイント事業」の進捗状況は	市 長 副市長 課 長
		3 「高齢者地域支え合いグループポイント事業」とは、どのような事業なのか	
		4 高齢化が進むと、認知症等も心配になってくるが、担当課としてどういった取組をしているのか	
		5 高齢者の独居や高齢者のみの家庭が増加し、家庭内での介護が大変になっていく中、住み慣れた地域で生活を維持できるような支援体制が必要だと思うが、どのような施策を展開していくのか	
		1 高齢化が進む中、日常生活を送る上で、移動手段の確保が必要と思われるが、これからどういった取組を考えているのか	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		2 現在、予約型乗合タクシーの実証運行を行っているが、ライドシェアを検討したことはないのか 3 南薩地域の交通環境を生かしながら、地域の魅力を高めていくことも必要と思うが、周辺自治体と連携した取組は考えられないか	
	郷土民芸保存会について	1 現在、本市の郷土民芸保存会はどのような活動をしているのか 2 11月24日に行われた郷土芸能大会において、出演した9団体中4団体が映像放映であったが、その理由は 3 高齢化で演者（踊り子）の確保が難しいと聞くと、小中学校で郷土芸能の継承はできないのか	市 長 副市長 教育長 課 長
	ごみ集積場について	1 最近、ごみ集積場で収集されていないごみが多数見受けられるが、対策は取られているのか 2 ごみの分別の冊子が各家庭に配られたが、その効果をどう見ているのか	市 長 副市長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 永 野 慶一郎

枕崎市議会議員 下 竹 芳 郎

枕崎市議会議員 橋 口 洋 一